

東京神学大学

自己点検・評価報告書

2020年度

東京神学大学

目 次

| | |
|-------------|-----|
| 序 章 | 1 |
| 本 章 | 3 |
| 1 理念・目的 | 3 |
| 2 内部質保証 | 9 |
| 3 教育研究組織 | 17 |
| 4 教育課程・学習成果 | 21 |
| 5 学生の受け入れ | 45 |
| 6 教員・教員組織 | 54 |
| 7 学生支援 | 64 |
| 8 教育研究等環境 | 75 |
| 9 社会連携・社会貢献 | 91 |
| 10 大学運営・財務 | 97 |
| A 大学運営 | 97 |
| B 財務 | 107 |

序 章

1 本学の自己点検・評価の基本姿勢：「絶えず改革される大学教育」をめざして

本学はキリスト教神学を専門に研究・教育する 1 学部・1 研究科大学院からなる小規模の単科大学である。本学が神学教育上大切にしているプロテスタント・キリスト教の標語的理念のなかに「神の言葉により絶えず改革される教会」というのがある。それゆえに、本学の基本理念には「絶えず改革される大学」であるとうとすることがある。自己点検・評価作業を行うことは、この理念を表現していくための具体的な方策として位置づけられる。

それゆえ、本学における自己点検・評価は、本学を構成する一人一人が神の前に立ち、神の言葉によって自らを吟味し、日々悔い改め、神の恵みによって新しくされることを土台とする。神の呼びかけに応答し、もつと神の意志にかなうこと、もつと隣人の益になることを追い求めていくことによって、自己点検・評価が営まれていくことになる。

教授会、職員会、理事会ともに少人数であるため、それぞれの場においてお互いの活動の内容はよく見えており、日常的につねに緊密な連絡、点検、意見交換、評価を行っている。とくに年 3 回開催（内 1 回は 1 泊 2 日）の特別教授会においては、巨視的には大学理念の実現のための全学的な見直しと将来的展望について、また微視的には在学生の単位取得状況から生活問題に至るまで、各職務担当の教員およびクラス担任が現状報告と課題の指摘、解決策の提示を行い、長時間徹底して話し合いがなされている。自己点検・評価活動は、この日常的な営為を土台にし、責任の所在や改善の方法を明確化し、大学の活動の全領域に及ぶように制度化することによって、さらなる充実を図るものである。

2 前回の大学評価を受けてからの取り組み

本学は 2012（平成 24）年 4 月「2011 年度自己点検・評価報告書」によって大学評価の申請を行い、大学基準協会から送付された「東京神学大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、2013（平成 25）年 4 月 1 日から 2020（令和 2）年 3 月 31 日までの七年间にわたる大学基準の適合評価を受けた。

「東京神学大学に対する大学評価（認証評価）結果」においては、「改善勧告」及び「努力課題」が与えられた。三つの改善勧告のうち、教員数の不足は深刻な課題であった。大学として 1 名不足、研究科のうち聖書神学専攻博士課程前期課程及び後期課程の専任教員 1 名不足に対して、早急な是正が必要であった。この点については 2015（平成 27）年度より助教 1 名を迎えて解消された。しかし、教員の後継者問題は恒常的な課題である。後継者の養成に資するべく、博士課程後期課程の制度の見直し、後継者養成のための奨学金の制度の見直し、教員組織における「助教」の創設などを行ってきた。

改善勧告の二点目は、博士課程後期課程において研究指導、論文作成指導を研究指導計画に基づいて行えるように是正することであった。この点は即座に取り入れて研究指導計画書を策定することとし、毎年実施してきている。

改善勧告の第三点は、学生受け入れにおいて入学者数、在籍学生数が低いことこの是正を

求めるものである。この点は本学において常に課題として自覚し、定員充足率の向上を目指して毎年新しい計画を立て、実行し、その内容を点検し、改善を試み続けている点である。できることはすでにやり尽くしている感があるが、さらなる改善を目指して、定員数は正、学生たちをキリスト教学校に派遣しての大学紹介活動、奨学金の充実、ホームページの改善による宣伝活動の活発化などに取り組んできた。

努力課題についても重く受け止め、学部と研究科の理念・目的の峻別、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定、成績評価のための共通評価指標の策定、1年間に履修登録できる単位数の上限の設定、研究倫理規程の制定、新しい中期財政計画の策定など、すべての課題に着実に取り組んできた。これらのことは、大学基準協会に対して改善報告書を提出しなければならなかった2016（平成28）年7月までに具体化することができた。

前回の大学評価以降の大きな課題は、内部質保証システムを構築し、PDCA サイクルによる自己点検、評価、改善が実質化していくことであった。自己点検・評価は本学の個々の部分においては実施され、実を上げてきているのではあるが、それが制度として構築されてはいなかったのである。この課題に取り組むため、2013（平成25）年秋に「内部質保証向上委員会」を設置した。その委員長は、自己点検・評価委員長が兼任するが、それ以外に学長、教授会書記、教務課主任、学生課主任の合計五名からなる。これにより教授会や理事會・評議員會、学生・職員に対して、本学全体の神学教育の質向上に責任をもつ中核が誕生した。次に、大学基準協会以外に、本学の教育の質向上のための外部からの評価者を選任し、外部評価を受ける機会をもった。2013（平成25）年12月に本学の神学教育とかわかりが深い宗教法大日本基督教団の「教師委員会」の二名の牧師の訪問を受け、本学の「自己点検・評価報告書」を土台に、内部質向上委員会がインタビューを受けた。2014（平成26）年1月には、両氏より外部評価書を受け取り、今後の活動に生かすこととした。このような外部評価はその後も継続して行われている〔資料0-1〕〔資料0-2 学外検証者報告〕。

〔根拠資料〕

- 資料0-1 2016年度学校法人東京神学大学 学外（外部）検証者 報告
- 資料0-2 2017年度学校法人東京神学大学 学外（外部）検証者 報告
- 資料0-3 基準協会からの改善勧告・努力課題

本章

1 理念・目的

[1. 現状説明]

(1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

a. 理念・目的の明確化

学校法人東京神学大学（以下、本学と記す）は、1 学部・1 学科・1 研究科（神学部神学科および神学研究科）より構成された、キリスト教神学の教育研究を目的とする、日本国内唯一の単科大学である。理念・目的は「学校法人東京神学大学寄附行為」の前文にある通り、「日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに……世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとするものである」〔資料 1-1〕。さらに同寄附行為第 2 条は「本法人は、福音主義の基督教に基づいて神学を研究し、基督教の教職を養成することを目的とする」と本法人の基本方針を明確に規定し、「東京神学大学学則」第 3 条も「本大学は、学校教育法第 83 条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔きょうえきしや：牧師・伝道者〕を養成することを目的とする」と規定し、本学の建学の精神としてその理念・目的を明確に提示している〔資料 1-2〕。

また「東京神学大学院学則」第 1 章総則第 1 条において「本大学院は、学校教育法第 99 条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く」と規定し、さらに第 1 条の 2 で「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検および評価を行うものとする」と明記している〔資料 1-3〕。

本学は基本的に学部 4 年間、大学院修士（博士課程前期課程）2 年間の一貫教育を目指しており、学部の理念・目的も研究科の理念・目的もその一貫性を重視している。それが、キリスト教教役者養成の世界標準だからである。しかし、一方で学部の上に更に大学院を設置している以上、学部と大学院とは異なる教育目的を持っており、アドミッション・ポリシーをそれぞれに定め、学部と研究科の本質的な区別を明確にしている。内容的にも研究科においては、総合的な基礎知識を身に着けさせる学部とは異なり、聖書神学専攻と組織神学専攻とに分かれて、それぞれの専門的研究に特化した修士論文の作成に取り組ませるようになっている。〔4. 教育内容・方法・成果の項参照〕

b. 歴史的伝統に照らした理念・目的の適切性

本学の歴史は、明治初期に日本の近代化を促進し、英語教育・近代医療・社会福祉の面で大きな社会的貢献を果たした宣教師 J. C. ヘボン、S. R. ブラウン、J. H. バラ、G. H. F. フルベッキらの活動に遡る。特に 1873（明治 6）年横浜に創立のブラウン塾はやがて東京築地に移って東京一致神学校となり、後に明治学院神学部となる。さらにそこから

独立した植村正久の東京神学社と再び合併して 1930 (昭和 5) 年に日本神学校となった。その後ほぼすべてのプロテスタント諸教派が日本基督教団に合同 [1941 (昭和 16) 年] したことに伴い、1943 (昭和 18) 年に青山学院神学部を含め、多くのプロテスタント諸教派の神学校が「日本東部神学校」と「日本西部神学校」に合同し、その両校がさらに合同して、本学の直接の前身である「日本基督教神学専門学校」となり、それに「日本女子神学校」も加わるに至った。それが戦後の新制学校教育法のもと、1949 (昭和 24) 年に東京神学大学となって今日に至っている。

この成立の歴史が示すように、本学は日本のプロテスタント諸教派の保有していた伝道者養成・神学教育機関の豊かな伝統と人材を受け継ぎ、それらを統合した、日本のプロテスタント教会を代表する本格的な神学教育機関であり、日本基督教団では、このような沿革に基づいて本学を「教団立神学校」と位置づけている。しかし教団は宗教法人であり、本学は学校法人であって、直接日本基督教団が本学の設立と維持に責任を持っているわけではない。大学は学問研究の独立と自治を保持している。教員の多くが海外の大学神学部で研鑽を積んで博士号を取得しており、その意味で国際的に見て遜色のない研究機関であると言える。

c. 個性的専門性と普遍的学際性への対応

現代の世界文明の中で、その諸要求に応え得る精神的指導者を養成するためには、グローバルな視野と総合的な判断力を必要とする。本学の教育もキリスト教神学の専門性を追求すると共に、国際的、学際的な地平に立つて幅広い知的見識を身につけさせることを目指している。それは「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し」(学校教育法第 83 条 1 項) に合致する理念である。

学問的にこの普遍的価値に貢献する個性化は特に「東京神学大学(東神大)の神学」の形成という課題となって現れている。それは、合同したプロテスタント諸教派が持つそれぞれの豊かな歴史的伝統を統合し、宗教改革の精神に立つて公同の普遍的な教会の神学を志向するものである。本学は自由な幅を持ちつつ、福音理解を深く掘り下げること、現代社会の課題に応答することを使命としている。そのために本学は、「学際基礎科目」の充実をはかり、その上に聖書神学と歴史神学の古典語(ヘブライ語、ギリシア語、ラテン語)ならびにプロテスタント神学の分野では欠かせない外国語(英語、ドイツ語)の習得に力を入れている。また専門科目としては旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学という神学の主要 5 分野を基礎知識として学部のカリキュラムの中でしっかり身に付けさせた上で、研究科においては「聖書神学専攻」と「組織神学専攻」の二専攻に別れてさらに深く研鑽を積むように図っている。偏狭に陥らない専門人をいかに育成するかが鍵であり、その教育理念をカリキュラムの中で具体化させるように努力している。

(2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

a. 大学の理念・目的の周知方法

大学の理念・目的は学則の「寄付行為」に明示されており、また年度始めに全学生に配布する「大学の沿革と組織」に掲載し〔資料 1-4〕、また一般にはホームページでも閲覧できるようにしている〔資料 1-5〕。

本学の教育職員（教授会メンバー）は、本学の理念・目的に基づいて使命を一つにする者たちの教育研究集団であり、同一の召命（コーリング）による「召命共同体」の自覚において一致している。この教員のアイデンティティーは、年 28 回の定例教授会、また春、夏、冬と年 3 回持たれる特別教授会の中でしばしば時間を割いて行われる特別の将来構想会議、ファカルティー・ディベロップメントにおいて常に確認され続けている。

事務職員も本学の理念・目的を共有するために、毎月第一金曜日に事務連絡会を開き、学長によって講話がなされ、それを通して本学の理念・目的に基づいた事務職員全員の職業倫理の向上が目指されている。またスタッフ・ディベロップメントの機会を設け、教育理念の共有を目指している。さらに事務や財務に関する情報の交換を隣接の大学と行っており、今後もスタッフ・ディベロップメントの合同の研修会などを持つ可能性を探っている。

学生に対する本学の理念・目的の周知徹底は、入学時における面接において確認されているが、入学直後に改めて新入生オリエンテーションを開き、きめ細かに指導している。また学期中毎日行われる全学礼拝、前期の全学懇談会、クラス別懇談会、神学校全学集会などで、本学が召命共同体であることの意義を繰り返し確認している。後期に開かれる全学修養会は、学生の修養委員会が主体的に主題を選んで掲げる慣例であるが、できる限り本学の理念・目的の再確認とその実現に資する課題が選ばれるように学生課主任が指導している。この全学修養会には全教員・全学生が参加する。

b. 社会への公表方法

本学の理念・目的は、大学案内〔資料 1-6〕、ホームページ、入試要項〔資料 1-7〕などを通して広く社会に公表されている。また年 5 回発行され全国諸教会・後援会会員に送付される「学報」を通して一般への周知が図られている〔資料 1-8〕。こうしたメディアのほかには、後援会活動を北海道から沖縄まで毎年全国 40 ヶ所以上で繰り広げ、学長はじめ教授会構成員が講演し、本学の現状を説明し、理解を求めている。また本学を会場に開催される「青年の集い」や「高校生会」、「オープン・キャンパス」、日本基督教団内の教会諸団体主催の青年大会、青年研修会、献身キャンプ等において、本学の理念・目標の周知を図り、広く一般の理解と支援を得るよう努めている。2020 年度はコロナ禍のため後援会に赴くことはできなかったが、今後はオンラインでの開催の可能性を模索している。

(3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

a. 大学として将来を見据えた中期計画

2019 年度に内部質保証向上委員会を通して「東京神学大学中期計画」を立案し、定期理事会・評議員会を経て将来を見据えた中期計画が策定された。その理念・目的は以下の通りである。

(1) 日本基督教団立神学校としての教職養成の責を担い、かつ教団の世界教会的理想に従ってより広い教職養成に貢献するため、将来に向かってリーダーシップの取れる、ビジョンを持った教職者を育成する。

(2) 日本においてキリスト教神学を集中的に研究・教育する小規模単科大学としての本学の特質を最大限に活かし、召命共同体としての意識をさらに明確化し、教育の質を向上させる。

(3) 理念・目的を社会に対して広く公表すると共に、特に伝道者養成が各個教会自身の将来的課題に直結していることの認識を共有し、神学教育への諸教会の参与と連帯をさらに強化する。

2020 年度において(1)と(2)は継続的に取り組まれているが、(3)に関してはまだ十分な成果を上げていない。コロナ禍のために後援会活動が実施できなかつたことと関係しているが、収束した後、これまで以上に自覚的に取り組むべき課題として位置づけられる。

b. 大学として将来を見据えた長期計画

第一の長期計画としては、積年の課題である入学志願者の増大が挙げられる。本学の入学試験ではキリスト教の洗礼が基礎的な条件となっている。そのため、教授会メンバーによる情報発信を活発に行うと共に、諸教会に向いて献身者を募り、本学をアピールすることが恒常的な課題として挙げられる。

第二の長期計画としては、教授会メンバーの後継者養成が挙げられる。本学博士課程後期課程を卒業後、海外の大学において博士論文を執筆する機会を促進するため、後継者養成奨学金の制度を設けたが、過度に長期にわたる研究期間を短縮するため、本学に戻って助教として教育に当たりながら研究を続け、本学において博士号を取得する道を開いた。海外研修を勧めながら、各専攻においてさらに具体的に将来構想を練り、実行していくことが必要であろう。2020 年度に特任教授制度を准教授、常勤講師、助教に拡大する学則改定を行った。

[2. 長所・特色]

a. 大学の理念・目的の共有に基づく使命感の一致

本学は小規模単科大学である故、教員、事務員、学生全員が大学の理念・目的をよく理解し、それに基づいて共通の使命感を明確に自覚するまとまりのある研究教育集団となっている。本学のこの特色を最も端的に言い表している標語が「召命共同体」である。キリスト教信仰に基づいて、伝道者（牧師・聖書科教諭）を養成し、諸教会とキリスト教学校に送り出すために、集中的な努力が重ねられている。その成果は、卒業生全員が牧師（伝道師）・聖書科教諭として赴任する現状によく現れている。これは小規模単科大学であることから来る長所と特色である。

b. 日本社会におけるプロテスタント神学教育の独自性・先駆性

欧米におけるキリスト教神学の長い伝統に倣い、本学は学部、研究科併せて 6 年間の一貫教育を目指している。日本社会においてプロテスタント・キリスト教の教役者（牧師）

を養成することはきわめて独自なものである。しかも単に牧師養成にとどまらず、本学の使命は教授会メンバーがその神学研究を通して諸教会に神学的な貢献をすることにあり、そのため常に後援会での講演、紀要『神学』や『伝道と神学』への寄稿を通して、最新の研究成果を発表し続けている〔資料 1-9 および 1-10〕。教授会メンバーはそれぞれ国内の種々の学会に参加し、その活動を責任的に担っている。こうした神学的貢献は、本学の神学研究の先駆的指導性を表すものである。

また海外の神学大学や神学部との交流も行われており、韓国のイエス教長老会神学大学校との教授交換プログラムを実施している〔資料 1-11〕。コロナ禍のため休止せざるをえなかったが、再開を期している。各種の国際学会への参加や発表を含め、さらに充実した努力が今後とも期待される。

[3. 問題点]

第一の長期計画に関して、2017年2月より伝道献身志望者に加えて、神学研修志望者を募ることとなった。神学研修志望卒で入学した者も、正規の手続きを経て教授会の承認を得れば、伝道献身志望卒への変更が可能であり、現に毎年そのように変更する者が与えられていることは、この志望卒が積極的に機能している証左である。

第二の長期計画に関して、2020年度に拡大した特任制度では、対象が日本基督教団の教師に限定されているが、これを日本基督教団の信徒や他教団の教師にまで拡大できないかどうか、寄附行為の基本方針と矛盾しないような仕方で検討する余地がある。内部質保証向上委員会が慎重に協議した上、特別教授会に諮る可能性が考えられる。

[4. 全体のまとめ]

大学の理念・目的は明確であり、それを実践する組織としては、小規模単科大学の長所を活かした体制が整えられていると言える。言及した中・長期的計画を確信を持って実行に移すためにどのような具体的手段が必要かをたえず議論する場として、特別教授会での忌憚のない意見交換が益々重要となる。そのことを教授会メンバー全員が意識するために、自己点検・評価報告書を踏まえた内部質保証向上委員会による提言や具体的な注意喚起を今後具体的に実行していく必要がある。

[5. 根拠資料]

- 資料 1-1 学校法人東京神学大学寄附行為
- 資料 1-2 東京神学大学学則
- 資料 1-3 東京神学大学院学則
- 資料 1-4 大学の沿革と組織
- 資料 1-5 東京神学大学ホームページ (<https://www.tuts.ac.jp>)
- 資料 1-6 東京神学大学大学案内 2020 年度版
- 資料 1-7 東京神学大学入試要項

資料 1-8 東京神学大学学報 2020 年

資料 1-9 『神学』 (2020 年 12 月第 82 号)

資料 1-10 『伝道と神学』 (2021 年 3 月第 11 号)

資料 1-11 イエス教長老教会神学大学と東京神学大学の協力協定

2 内部質保証

[1. 現状の説明]

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか

- a. 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
 - i. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
 - ii. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
 - iii. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

2012（平成 24）年の大学基準協会による認証評価において、内部質保証のシステムと体制が十分に構築されていないことを指摘されたのを受けて、2013（平成 25）年 7 月の特別教授会において、本学における内部質保証システムの確立について検討され、全学的な内部質保証に責任を持つ「内部質保証向上委員会」が設置されることになった。また、内部質保証の体系図が作成され、承認された。

その時点から既に、前年度の大学基準協会による認証評価に当たって指摘された他の改善課題について内部質保証向上委員会が中心となって取り組んだり、内部質保証向上委員会が自己点検評価報告書について外部評価者の意見を求めたりと、既に内部質保証システムは機能し始めていたが、しかし、「内部質保証の方針」や内部質保証向上委員会規程等が制定されておらず、内部質保証のための規則整備が十分に行われていたとは言い難い状況であった。

2018（平成 30）年 4 月に開かれた 2018 年度第 1 回内部質保証向上委員会の席上、内部質保証の規則整備が不十分であることが委員より指摘され、内部質保証システムを明文化して確実なものとし、また活性化するためにも、早急に規則整備を行うこととなった。具体的には、「内部質保証の方針」の策定、さらに体系図の見直し、そして内部質保証向上委員会の規程策定である。また、自己点検評価や外部認証評価等によって明らかになった課題を把握し、改善策立案を各種関係委員会等に委嘱し、また教授会に諮るといった内部質保証向上委員会の働きについて、既に制定されている自己点検評価規程等に盛り込むことも必要であると認識された。

その結果、2018（平成 30）年 5 月の教授会に「内部質保証の方針」の原案及び「東京神学大学自己点検評価規程」「東京神学大学自己点検評価実施要項」改定の原案が提案され、議論の上で承認し、同月の定期理事会において承認された。また、これに基づいて、2018（平成 30）年 8 月の特別教授会において、「東京神学大学内部質保証向上委員会規程」が策定され（2018 年 11 月の理事会において承認）、またそれに基づいて内部質保証をさらに活性化させてゆくことが確認された。また、内部質保証の体系図についても、改定が行われた。

こういった規程は、2019 年度以降の規則集に掲載されている。

「内部質保証の方針」には以下のように定められている[資料 2-1]。

東京神学大学は、基本理念・目的の実現に向けて、PDCA サイクルに基づく大学の質の保証及び向上に取り組むため、内部質保証の方針を次の通り定める

1. 内部質保証システムの適切性について責任を担う組織は、内部質保証向上委員会とし、内部質保証システムが適切に機能するよう定期的に検証する。
2. 自己点検評価を毎年実施し、その結果について報告書を作成するとともに、大学の諸活動の改善に活用する。
3. 認証評価機関その他第三者による評価を積極的に受けることにより、大学の質の保証及び向上を図るとともに、内部質保証システム、自己点検評価の適切性を確保する。
4. 自己点検評価の結果を含む、本学の諸活動の現況を積極的に公開する。

また、内部質保証向上委員会で審議される具体的内容については、「内部質保証向上委員会規程」において以下のように定められている[資料 2-2]。

- (1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方法の立案
- (2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (3) 自己点検・評価活動の結果（外部評価等における指摘事項を含む）に基づく全学に関わる改善を要する事項の改善方法の検討
- (4) その他大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準の向上に関わる事項

この内部質保証向上委員会は、教授会および全学生、そして理事会・評議員会に対し、各構成員レベルの自己点検・評価活動を統括すると共に、外部評価者と面談する際には全学の代表として対応し、自己点検評価や外部評価の結果を受け止めて改善策の立案を各委員会や教授会に求める役割を持つ。その位置づけは、「内部質保証の体系図」に明示されている[資料 2-3]。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか

- a. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- b. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

2018（平成 30）年度に整備された「内部質保証の方針」において、内部質保証向上委員会が、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として規定された。そのメンバー構成は、「内部質保証向上委員会規程」において、以下のように定められている[資料 2-2]。

- (1) 学長
- (2) 教授会書記
- (3) 教務課主任
- (4) 学生課主任
- (5) 自己点検評価委員長

このうち学長が内部質保証向上委員会の委員長となり、会議を招集することになっている。

- (3) 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか
- a. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための
の全学としての基本的な考え方の設定
- b. 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施
- c. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のP D C
Aサイクルを機能させる取り組み
- d. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- e. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- f. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応
- g. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学においては、寄附行為及び学則に規定された理念・目的に基づいて、学位授与方針、教育課程の編成方針、学生の受け入れ方針が定められているが、この3つのポリシーを一体的に策定するため、それぞれのポリシーの記述方針を明記した基本方針は定められていない。但し、3つのポリシーの整合性は、2018年度以降、教務委員会及び内部質保証向上委員会が定期的に検証されている。2020（令和2）年度には、教務委員会において、学部の学生の受け入れ方針について、高校卒業時までどのような学力を身に付けるべきか、学力の三技能を踏まえた記述が必要であることが指摘され、内部質保証向上委員会で検討の上、教務委員会に改善を指示した。その結果、改善案が特別教授会に諮られ、2021（令和3）年度より改訂されることになった。

「内部質保証の方針」が制定された2018（平成30）年度以降、内部質保証の方針に基づいて、内部質保証向上委員会の指揮の下、内部質保証活動が実施されてきた。内部質保証活動のうち最も重要であるのは、毎年実施される自己点検評価である。本学は、1995（平成7）年度に「東京神学大学自己点検評価規程」及び「東京神学大学自己点検評価実施要領」を定め、それに則って、定期的に自己点検評価作業を実施してきた〔資料2-4, 2-5〕。具体的に言えば、毎年3月に開催される特別教授会において自己点検・評価委員の選任と引き継ぎが行われ、8月に開催される第1回の特別教授会において、当該年度の自己点検・評価に関して自己点検評価委員長より方針が示されると共に、自己点検・評価委員会から各担当者に、調査と草稿執筆の依頼がなされる。基本的には、毎年大学基準協会によって提示される自己点検・評価の方法に従って報告書作成の作業を行っている。本学が単科の小規模大学である特性を活かし、教授陣および職員がほぼ全員参加でさまざまな分野・レベルで自己点検・評価作業に加わっている。それを9～10月に取りまとめ、委員全員が目を通して意見を出し合い、訂正を施して最終案を12月から翌年3月までの特別ないし定例教授会に諮って承認を求めている。さらに「自己点検・評価報告書」は、特別教授会において報告承認された後、毎年度末の大学会計報告も合わせて、3月末の理事会、評議員会で報告され、新年度にまたがるが、4～5月にホームページに掲載している。

この「自己点検・評価報告書」の内容は翌年度の内部質保証向上委員会で査読され、自己点検評価において指摘された課題が検討され、各委員会等に改善策の策定が依頼される。その結果、2018（平成 30）年度には、自己点検評価で課題として挙げられた、入試における客観的な採点基準の策定が、教務委員会に付託された。その結果、2019（令和 1）年度に学部の入試について、信仰経歴、小論文、面接、教会推薦についての評価基準（ループブック）が作成され、同年度中に行われた入試より使用されるようになった。

また、本学で長年にわたり培われてきた「神学校生活アンケート」集計調査とそれにもとづく「神学校生活懇談会」がある。これはもともと、「カリキュラム・アンケート」「専攻別懇談会」として行われていたものであり、毎年後期の秋に全学生と教授が集まって、会の前半では授業や学習生活上の課題について学生会が集計したアンケート結果を公表し、教授と学生とが意見交換をしながら、問題を共有し解決の方向を見出そうとする〔資料 2-6〕。この懇談会で挙げられた課題は内部質保証向上委員会でもとめられ、改善の必要があるものについては、各委員会等に改善策の検討を依頼することになる。

さらに、教員個人の自己点検評価及び授業改善に資するために、FD 委員会による FD アンケート（授業効果調査）が每学期実施され、結果は各教員に開示されている。このアンケート結果については、教務課主任がサンプル調査を行い、問題が見出される場合には、FD 委員会を経て内部質保証向上委員会に報告されることになっており、2019（令和 1）年度アンケートから行われている。

いわゆる「外部評価」、つまり外部者による本学の教育活動に対する評価は、二つの柱で行われている。第一には、大学基準協会によるそれである。第二には、本学の神学教育と関係が深い日本基督教団の「教師委員会」〔注：教団所属の牧師養成・教育に広く責任をもつ〕のメンバーにより、牧師養成の観点から評価を聞き、本学の教育の質向上に資することである。これに加えて、2017（平成 29）年度報告から、外部の大学関係者にも評価を依頼するようになった。

第一の大学基準協会による外部評価については、2007（平成 19）年度に2012（平成 24）年度までの適合評価を受け、さらに2012年（平成 24）年度には2019年（平成 31）年度までの適合評価を受けている。2007（平成 19）年度に指摘を受けた事項、助言 3 項目、勧告 3 項目については、2011（平成 23）年 7 月 16 日にそれぞれの改善報告書および根拠資料集を送付し、基準協会からは報告承認の通知を受けた〔資料 2-7〕。また 2012（平成 24）年度の認証評価の際に改善報告を求められた事項については、「五人委員会」（内部質保証向上委員会）を中心に検討を行い、教授会を通じて改善に取り組み、3 点の改善勧告及び 9 点の努力課題について報告した〔資料 2-8〕。その結果、2017（平成 29）年 4 月 6 日付の「改善報告書検討結果」において、概ね改善の努力が認められたものの、学生受け入れについて、即ち入学者定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率の改善勧告について、次回認証時の再度の報告が求められ、4 点の努力課題についてなお一層の改善が求められた〔資料 2-9〕。内部質保証向上委員会はこれを受け止め、努力課題については、教務委員会及び特別教授会でこれを検討し、学則における学部と研究科の理念・目的的峻別、博士課程後期課程の学位授与方針の改善、合同授業の成績評価方法の差別化の徹底、学位論文審査基準の策定（共通評価指標の設定）に取り組んだ。学生受け入れの問

題については、主に特別教授会で検討し、全学的に取り組んできた。募集活動の活性化、定員の更なる削減、神学研修志望者の積極的受け入れの表明等、取り組みは多岐に亘り、現在も更なる検討を続けている。

2019（令和1）年度は、大学基準協会による認証評価を受け、2026（令和8）年度までの適合評価を受けた[資料 2-10]。内部質保証体制が有効に機能するよう、組織間の連携や役割分担を明確にすることや、大学院博士課程前期課程及び後期課程の教育課程編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の改善、学生の受け入れの改善、大学院固有のFDの実施、研究倫理遵守の取り組みの改善等の課題が指摘された。これらについては内部質保証向上委員会が受け止められた上で、大学院博士課程前期課程及び後期課程の教育編成・実施方針及び学生の受け入れ方針については直ちに教務委員会に改善策の検討を指示した。その結果、従来の大学院の学生受け入れ方針が博士課程前期課程と後期課程とで同一であったところ、教務委員会での検討を経て、2020（令和2）年3月の特別教授会に、それぞれの理念・目的を踏まえたものとする改定案が提案され、議論の上、承認された。また、大学院の教育編成・実施方針についても、従来の方針には教育課程の編成に関する基本的な考え方が示されていないところ、教務委員会での検討を経て、同じく2020（令和2）年3月の特別教授会に改定案が提示され、議論の上で承認された。また、2020（令和2）年7月の内部質保証向上委員会において、それ以外の指摘事項について検討され、内部質保証体制については内部質保証向上委員会の主導性を意識し、全学の課題を同委員会が把握することを確認すると共に、まずはこの内部質保証体制を定着させることが確認された。学生の受け入れの改善については、常時特別教授会等教員全員が集まる場で全学的に検討すべき課題であるとして、教授会に改善策の常時検討を委ねることとした。大学院固有のFD実施については、例えば修士論文指導についてのFD等を行うことをFD委員会に指示、研究倫理遵守の取り組み改善については、研究倫理についての研修を行うようFD委員会に指示した。大学院固有のFDについては、新型コロナウイルスの感染拡大により、2020（令和2）年度中に行うことはできなかったが、速やかに実施することがFD委員会を確認されている。

外部評価者の評価導入については、2013（平成25）12月3日に本学を訪問した日本基督教団教師委員2名から、予め送付していた「2012年度東京神学大学自己点検・評価報告書」に基づきインタビューを受け、本学の内部質保証向上委員会5名が面談して、質疑応答の機会をもった。後日2名の委員から送付された評価書が、教授会全員に配布され、その結果が共有された[資料 2-11]。2016（平成28）年度の報告は、同じく1名の外部評価者からの評価を受け、さらに2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度の報告については、外部の大学関係者1名からの評価を受けた[資料 2-12, 2-13]。

このうち、2018（平成30）年度の自己点検評価報告書に基づく外部評価については、2019（令和1）年度の内部質保証向上委員会において、外部評価者と面談の時を持ち、特別教授会の位置づけの再検討、自己点検評価の公表範囲と評価者の範囲について、またPDCA サイクルにおける内部質保証向上委員会の役割について、さらに大学院担当資格・研究指導教員資格の明確化について、それぞれ改善の助言を受けた。これを受けて、特に第三者評価の充実と活性化のために、毎年11月の理事会・評議員会懇談会での発題・意見交換を行ってそれを記録として残し、内部質保証向上委員会が検討、必要があれば教授会に

報告するという評価プロセスを加えることとした。その結果、2019（令和1）年11月の理事会・評議員会において実施された懇談会で出された提言が、2020（令和2）年度の内部質保証向上委員会に報告され、対応が協議された。その結果は、2020（令和2）年度の特別教授会に報告され、特に神学生の召命の明確化、学生の出席教会での様子の把握等についての課題が共有された。また、2020（令和2）年度の内部質保証向上委員会では、前年度に理事会によって設けられたハラスメント特設委員会による調査結果において指摘された「ガバナンス上の問題点及び提言」についても検討され、学内の状況が点検されると共に、更なる改善策について協議された。さらに、中期計画の実施状況についても確認され、中期計画実現のための課題について、特別教授会に報告され、協議された。

- (4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか**
- a. **教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表**
 - b. **公表する情報の正確性、信頼性**
 - c. **公表する情報の適切な更新**

大学の情報公開活動については、改正された「学校教育法施行規則」（平成22年6月）で開示が求められた9項目を念頭におき、大学学報およびホームページに最新情報を掲載してきた。とくに最近では、2012（平成24）年10月に行われた大学基準協会による大学の「大学評価」にかかわる実地調査を機会として、大学の「情報公開」の現状を再検討し、不備と思われる項目については改善努力を重ね、大学基準協会からも「概ね改善を見ている」と評価された。加えて、毎年発行される大学案内は、入試情報のみならず大学の諸活動を紹介する広報の役割をも果たすよう心掛けている。2018（平成30）年秋には、必要な情報にアクセスしやすくなることを目指して、ホームページを全面的に刷新した。

自己点検・評価報告書については、全頁がホームページ上に公表されている。また、財務状況の公開とその内容・方法の適切性に関しては、毎年、公認会計士監査および監事監査を経て、理事会に報告された決算書について、直ちに閲覧に供するとともに、毎年7月初旬発行の学報およびホームページに最新情報を掲載している。

大学の諸活動と現状についての情報は、年5回発行の学報とホームページで公開されている。従来、学報が広報活動の中心であったが、学報に掲載される学校行事などをそのつどホームページにも掲載し、ホームページ上での情報公開が進んでいる。自己点検評価報告書の他に、在籍学生数等や事業報告書もホームページで公開し、閲覧できるようにされている。さらに、大学評価の認証結果についても2008（平成20）年度よりホームページで公表している。大学案内は毎年刷新されたものを4500部発行し、最新のキャンパス・ライブの紹介など本学を知る情報誌として好評を得ている。こうして、学内外への発信は適切に実施されており、閲覧の体制は整備されていると考える。

- (5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。**
- また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか
- a. **全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価**

b. 点検・評価における適切な根拠の使用

c. 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては、内部質保証システムの適切性の検証は、内部質保証向上委員会が行うことになっている。2019（令和 1）年度に実施された大学基準協会の認証評価において、内部質保証体制の確立と実行に課題があると指摘された。それを受けて、2020（令和 2）年度内部質保証向上委員会では、内部質保証システムにおける内部質保証向上委員会の主導性を確認し、各種評価や各委員会等で挙げられた課題については内部質保証向上委員会に報告を求めることで、内部質保証向上委員会が一元的に把握した上で、各委員会等に改善策の検討を求めることを徹底することになった。

2020（令和 2）年度は、既に内部質保証向上委員会で自己点検評価結果や外部評価結果等において指摘された事項が把握された上で、各委員会や特別教授会に改善策の検討が指示され、効果が出始めていると言える。

[2. 特色・長所]

2018（平成 29）年度以降、内部質保証の方針が掲げられ、内部質保証向上委員会の活動が活性化し、PDCAサイクルが軌道に乗り始めている。また、自己点検評価に基づく外部評価者への評価依頼や、理事会・評議員会における評価など、多様な評価を取り入れることで、学内の課題が明確になり、様々な改善が進み始めている。

また、学内の様々な情報や自己点検評価の結果等が、ホームページや学報等によって公表されている。

[3. 問題点]

2019（令和 1）年度に実施された大学基準協会による認証評価で指摘されたように、内部質保証向上委員会を中心とした内部質保証体制について、組織間の連携や役割分担が明確になっていないなどの課題を抱えていた。2020（令和 2）年度より、内部質保証向上委員会の主導性を確認して、内部質保証向上委員会で諸課題を把握するよう努めるなどの改善が見られるが、今後、この内部質保証体制を確実に機能させて行く必要がある。さらに、この内部質保証システムが適切であるかどうか、内部質保証向上委員会において定期的に検証する必要があるが、その検証の客観性をどのように確保するかは課題である。

また、3つのポリシーを一体的に策定するための基本方針が制定されておらず、今後、ポリシーの適切性を常に検証し改善してゆくために、速やかに制定することが望ましい。さらに、適切に自己点検・評価を行うために、大学基準協会の示す評価のポイントや基準等について、学ぶ機会を持つなどにより、十分に理解しておく必要があるであろう。同時に、様々な外部評価の可能性についても、引き続き模索すべきであろう。

[4. 根拠資料]

- 資料 2-1 東京神学大学内部質保証の方針
- 資料 2-2 東京神学大学内部質保証向上委員会規程
- 資料 2-3 東京神学大学内部質保証の体系図
- 資料 2-4 東京神学大学自己点検評価規程
- 資料 2-5 東京神学大学自己点検評価実施要領
- 資料 2-6 2020 年度神学校生活アンケート結果
- 資料 2-7 提言に対する改善報告書
- 資料 2-8 改善報告書 (2016 年)
- 資料 2-9 改善報告書検討結果
- 資料 2-10 東京神学大学に対する大学評価 (認証評価) 結果
- 資料 2-11 日本基督教団教師委員二名の評価書 (複写)
- 資料 2-12 2016 年度学校法人東京神学大学 学外 (外部) 検証者 報告
- 資料 2-13 2017 年度東京神学大学 外部評価

3 教育研究組織

[1. 現状説明]

(1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

a. 教育研究組織の編制原理

キリスト教神学の専門領域は旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の5分野に分かれるが、それらは相互の関連を重視して総合的に教授されなければならない。その上で学部演習において分野ごとの卒業論文をまとめさせている。研究科ではさらに明確に5分野を「聖書神学専攻」（旧約、新約）と「組織神学専攻」（歴史、組織、実践）の2専攻に区分するが、いずれの専攻の場合も他専攻科目の受講を必須としている。博士課程後期課程もこの2専攻に分かれ、さらに5分野のいずれかに専門研究を特化し深めることが要求されている〔資料1-2および1-3〕。

附属研究所は「総合研究所」〔資料3-1〕と称し、その中に「日本伝道研究所」と「アジア伝道研究所」を併設させ〔資料3-2〕、本学の理念・目的に沿った研究活動を推進している。

本学の教育組織は以下の通りである。

イ. 学校

東京神学大学 学長 芳賀 力

ロ. 種別

学部 4年

大学院 博士課程前期課程2年、博士課程後期課程3年
(博士課程後期課程については長期履修制度をもつ)

ハ. 学生定員

| 神学部神学科 | 入学定員 | 編入学定員 | 総収容定員 |
|--------|------|-------|-------|
| 2018年度 | 7名 | 23名 | 80名 |
| 2019年度 | 7名 | 23名 | 77名 |
| 2020年度 | 5名 | 20名 | 69名 |

博士課程前期課程 入学定員 総収容定員

聖書神学専攻 15名 30名

組織神学専攻 15名 30名

計 30名 60名

博士課程後期課程 入学定員 総収容定員

聖書神学専攻 2名 6名

組織神学専攻 2名 6名

計 4名 12名

ニ. 教員

| | |
|------|----|
| 教授 | 8名 |
| 准教授 | 2名 |
| 常勤講師 | 1名 |
| 助教 | 0名 |
| 特任教授 | 2名 |

ホ. その他の機関

東京神学大学総合研究所（日本伝道研究所、アジア伝道研究所）

b. 総合研究所の設置状況とその活動

総合研究所は「アジア伝道研究所」「日本伝道研究所」を併設し、運営は研究所規則に則り、所長のもと研究所委員会によって営まれている〔資料 3-1〕。研究所規則第 3 条の事業規定に従い、研究調査、研修、研究会、講演会が行われている。「アジア伝道研究所」では韓国、中国、台湾、香港と順番に毎年一カ国を訪問し、海外研修を行っている。2020 年度はコロナ禍のため、研修旅行は中止した。

「日本伝道研究所」は日本伝道フォーラムや教職セミナーでの主題講演や発題講演を『伝道と神学』に掲載している。各講演・発題を文草化して公表することにより、当日参加できなかった者や学外者、また後学の者もその果実に与ることができるようにしている。

特に「日本伝道研究所」は、毎年 1 月に研究所主催公開講演会を催し、各界の指導的リーダーを招いて有意義な講演会活動を行っている。公開なので一般にも広く案内を出し、都心部から関心を持った教会牧師及び信徒たちが参加している。またこの講演会は、必ず『伝道と神学』に掲載している〔資料 1-10〕。2020 年度はコロナ禍のため、公開講演会は中止した。

c. 国際的な学術交流

本学は韓国ソウルにある長老会神学大学校との間で、学術交流のプログラムを持っている〔資料 3-3〕。2019 年には本学の教授が先方へ赴き、講演・講義を行った。こうした交流を通じて、アジアという視点から本学に課せられた課題を認識することができる。2020 年度はコロナ禍のため、交流プログラムは中止した。

また各教授会メンバーは、それぞれ国際学会に加盟しており、海外に赴いて有益な交流の機会を持っている。

その人的ネットワークのおかげで、海外の大学の神学部から客員として招かれることもあり、また逆に海外の神学部から研究者が来日し、本学において講演してもらおう機会も与えられている〔資料 3-4〕。2020 年度はコロナ禍のため、国際学会への参加は見合わせざるをえなかった。

(2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、途切れることなく自己点検・評価を継続して

いる。報告書は、理事会・評議員会において公開し、ホームページを通して一般にも公表している。

大学基準協会の評価は、2019年9月に実地調査が行われ、その結果2020年3月に新たに7年間（2020年4月より2027年3月まで）の認証を得ることができた。勧告を受けた事項については改善・向上に努め、中間報告を大学基準協会に提出する予定である。

毎年11月に開催される定期理事会・評議員会において募集問題・教育問題・財政問題に関して中・長期的展望に立って検証し、懇談する時を持っている。自己点検・評価の一環としてここでの意見を内部質保証向上委員会に報告し、委員会で協議した上で特別教授会に提言するようにした。

また特別教授会において理念・制度に関わる将来構想について話し合い、教育研究組織の適切性等について折あるごとにたえず検証するようにしている。

[2. 長所・特色]

長期的展望に立った上で、教授会メンバーの補充は必須の課題であり、そのため2014（平成26）年度に助教制度を、2015（平成27）年度に特任教授制度を創設した。海外の大学神学部留学し、博士号を取得した者を教員スタッフに迎えることが最も望ましいが、博士号取得までには至らない場合でも、海外で修士号相当の学位を取得した後、あるいはそれと同等の研究を行った後、帰国後本学の博士課程に論文を提出する道が開かれていることは、本学の長所に数えられる。さらに助教の制度を活用し、若い教員の確保に努めた。2020年度に、これまで教授だけであった特任制度を、准教授、常勤講師、助教にも拡大する学則改定を行った。

総合研究所は、アジア伝道研究所によるアジア研修旅行、日本伝道研究所による公開講演会といった実際の活動を内外に公表しているのも、良き刺激と情報を広く伝えることに寄与していると言える。コロナ禍で中止を余儀なくされたが、再開へと向けて準備している。

[3. 問題点]

後継者養成については、速成を望むことはできず、時間をかけねばならない。専攻部門ごとに早くから候補者を挙げ、共通認識のもとで一貫した教育指導をする必要がある。特任制度を活用して、若手研究者の研究を促進させると同時に、教育活動にも積極的に参加してもらおう道具体化するべきであろう。

日本伝道研究所主催の公開講演会は、参加者が都心部に限られてしまうので、研究所の所長ないし所員が地方に出かけて、地方の諸教会の牧師と共同で研究する機会を設けることの必要性が認識されていた。2019年度にはそれに応じて学長が「日本伝道タウン・ミーティング in 高知」に赴き、講演した。2020年度はコロナ禍のため中止を余儀なくされたが、今後の継続が期待される。

[4. 全体のまとめ]

全体として、少人数であるとはいえ、教育研究体制は組織的に十分確保され機能していると思われる。この体制は、日本の諸教会にも開かれたものであり、研究の成果は十分に還元されていると言える。さらにアジア、また欧米の神学教育機関との学術的交流のネットワークの構築が期待される。

[5. 根拠資料]

- 資料 1-2 東京神学大学学則
- 資料 1-3 東京神学大学院学則
- 資料 1-9 『神学』（2020 年 12 月第 82 号）
- 資料 1-10 『伝道と神学』（2021 年 3 月第 11 号）
- 資料 3-1 東京神学大学総合研究所規則
- 資料 3-2 東京神学大学総合研究所内規
- 資料 3-3 長老会神学大学との学術交流の取りきめ（学則）

4 教育課程・学習成果

[1. 現状の説明]

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか

- a. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

●神学部・神学科

「東京神学大学学則」第1章総則第3条に、以下のように、神学部・神学科の教育課程が目指す理念・目的について明記されている〔資料1-2〕。

第3条 本大学は、学校教育法第83条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔きょうえきしや：牧師・伝道者〕を養成することを目的とする。

2 本大学は、前項の通り、福音の宣教に従事する教役者を養成するために、その基礎となる、幅広い知識と専門知識を教授することを目指す。同時に、キリスト教会のみならず、キリスト教学校やキリスト教施設等に専門的知識をもって仕えることができる信徒を養成することをも目指す。

本学の教育課程は、学校教育法第83条に基づき、大学設置基準第19条に沿った仕方で編成されている。さらに、「キリスト教神学」の研究および「福音の宣教に従事する教役者〔牧師・伝道者〕」の養成という本大学の目的に沿って、原則的には神学部神学科4年に大学院神学研究科博士課程前期（修士）課程2年を加えて合計6年の修業年限を積む神学教育および信仰・実践的訓練を学生に提供する。ただし、このように学部と大学院前期課程の一貫教育を志すことは、学部生全員を大学院に受け入れることを決して意味していない。学部と大学院とはあくまでも別個のものであり、大学院への進学に際しては慎重かつ厳正な審査が行なわれている（本報告書の「5. 学生の受け入れ」中の1の（1）を参照）。

また、2017（平成29）年度より、狭義の教役者とされる志を持たなくとも、キリスト教学校やキリスト教施設等に専門的知識をもって仕えることを目指す「神学研修志望」の学生を若干名受け入れることとし、「東京神学大学学則」第3条2にもそれを明記した。しかし、これも広義における伝道者の養成であり、原則として狭義の教役者養成と同一の神学部神学科4年の修業年限を積む神学教育および信仰的訓練を学生に提供することで、その目的を達成することができる。

この教育目標に基づいて学部の学位授与方針が定められ、ホームページ上に示されていると共に、教務課の発行する『履修の手引き』にも掲載されている〔資料1-6〕。

本学部では、所定の単位を修得し、以下のような基準を満たしている学生に学士（神学）の学位を授与します。

1. 伝道者となる最終的な学びと訓練の場としての修士課程（博士前期課程）に進学しうる確固とした召命感を身に付けている。
2. 神学の学びの意義を主体的に把握している。
3. 伝道者となる上での最低限の神学の知識および語学力を身に付けている。
4. 諸学問分野における最新の知識を、キリスト教信仰の視点から理解し、身に付

けている。
5. 教会実習の経験を通し、伝道者が現実直面する諸課題・諸要求を理解している。

授業科目は、大きく、学際基礎科目・神学基礎科目・現代語科目・体育科目・専門教育科目（必修）・専門教育科目（選択）に分類されている（分類の詳細については「東京神学大学院」を参照 [資料 1-2]）。1～2 年次では、学際基礎科目 26 単位、神学基礎科目 12 単位、現代語科目 16 単位、保健体育科目 4 単位、以上 58 単位の取得を課す。3～4 年次では、神学専門教育科目 76 単位（内必修 66 単位、選択 10 単位）を課し、徹底した教育指導を行う。従って、卒業要件総単位数は 134 単位であり、この単位数を満たした者に神学士の学位を授与する。

キリスト教神学の歴史はキリスト教それぞれ自体の歴史と共に古い。従って、神学という学問の修得には過去二千年の学問的蓄積を学ぶことから始めなくてはならない。それゆえ、「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムはキリスト教神学の基礎的分野を網羅する必要がある。同時に、基礎を徹底的に身に着けなければならぬ。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身につけさせることを目指したプログラムであって、教育目標との整合性は明確に保たれている。また、学士課程における修得すべき学習成果は、上記の通りに神学各分野における基礎知識の獲得にあると言える。

●大学院・神学研究科

本大学院・神学研究科の教育目標は「東京神学大学院学則」第 1 章総則第 2 条に、以下のように明示されている [資料 1-3]。

第 2 条 本大学院神学研究科に、博士課程を設ける。……

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

……

4 博士課程前期課程は、本大学あるいは他の大学神学部等における一般的、専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力とともに、キリスト教神学に関する高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。それによって、福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成することを指す。

5 博士課程後期課程は、神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組みることのできる人材を育成することを指す。

この教育目標に基づいて大学院の学位授与方針が定められ、ホームページ上で公開されていると共に、『履修の手引き』にも掲載されている [資料 1-6]。

[博士前期課程]

本課程では、強いリーダーシップを持った伝道者に欠かせない「主体的に神学する」能力を十分に身に付けること、その上で、伝道者が現実面に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での確に対応する能力を養うこと、教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感が一層確立することが求められます。

そのために、本課程に2年（4学期）以上にわたって在学して、所定の単位（原則として44単位）を優れた成績（全科目の成績評価点平均（GPA）及び専攻科目のGPAがいずれも2.0以上）で修得し、修士論文についても合格を認められた学生は、上記の能力を身に付けたと見做され、修士（神学）の学位が授与されます。

[博士後期課程]

本課程では、自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレヴェルの専門的学識を修得すること、また、高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けることが求められます。

そのために、本課程に3年（6学期）以上にわたって在学して①所定の単位（16単位）を修得し、②外国語学力認定試験に合格し（85点以上）、③学術小論文1本を学術誌に発表し、④3科目にわたる論文提出資格認定試験に合格した（85点以上）とき、博士論文の提出資格が与えられます。さらに指導教授の指導の下で論文を完成・提出し、審査委員会による審査（口述試験を含む）に合格（80点以上）すると、博士（神学）の学位が授与されます。

詳しく述べれば、2年間の前期課程（修士課程）においては、「広い視野に立って精深な学識を授ける」ために、専攻分野別に必修単位の履修を求め（専攻20単位）、修士論文の提出・合格を課している。さらに専攻外からも10単位の履修を求めている。その上で、「高度の専門性を要する」現代の牧師職、ならびに中学・高等学校聖書科教師、あるいはキリスト教主義大学でのチャプレン等の育成のため「実践神学研修課程」を必須として要求している。

また3年間の後期課程（博士課程）においても、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い」、「神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組みことのできる人材を育成することを旨とする」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。最終的には博士論文の提出・合格をもって博士号の授与に到る。本大学院の教育目標は学位授与方針と整合的である。

(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか

a. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- i. 教育課程の体系、教育内容
 - ii. 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- ### b. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

●神学部・神学科

本大学の教育課程編成方針はホームページ上で以下のように明示されていると共に、『履修の手引き』にも掲載されている[資料 1-6]。

本学部のカリキュラムは、キリスト教信仰および聖書についての初歩的な知識の修得、並びに諸学問分野の最新の知識および現代語（英語およびドイツ語）の修得から始まります。

この基礎を踏まえて旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の各分野における基礎的な知識を徹底的に学びます。最終学年において希望の専門分野において卒業論文を作成し、主体的な学習態度を身に付けます。

これらの学習と教会実習の経験を通じて、本学が目標とする修士課程（博士前期課程）に進学するための十分な準備をします。

上記の方針をさらに詳しく説明すると、本大学の場合、カリキュラム編成は、学生たちが将来キリスト教の「福音の宣教に従事する教役者」となることを願う本大学の理念・目的に基づいている。具体的には、1 年次からすでに専門教育科目へと入っていく準備として、神学基礎科目を必修として履修させている。これによって、「諸学問分野における最新の知識をキリスト教信仰の視点から理解し、身に付け」（学位授与方針）ることが期待されている。同時に、1 年次においてすでに「神学の学びの意義を主体的に把握」（学位授与方針）して、専門教育への準備を始めていることになる。2 年次からはさらに積極的に神学の専門教育科目を履修し始めることができる。そして 4 年次の終わりまでに最低 76 単位の神学専門教育科目をとることになる。しかも多くの専門科目は、「伝道者となる上での最低限の神学の知識」（学位授与方針）を身に付けるため、必修となっている（76 単位中、必修科目 66 単位）。

しかし、1～2 年次に履修される学際基礎科目や現代語科目が、専門教育科目に対して非本質的であるわけでは決していない。キリスト教の伝道者はまた一社会人でもある。従って、学生に社会人としての広い視野と深い知識を身に着けてもらうために、学際基礎科目のクラスが提供され、多分野（人文科学系、社会科学系、自然科学系、情報科学系）の学際基礎科目の習得を可能にしている。

現代語科目は、学位授与方針においても語学力を身に付けることが求められているように、「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のため、欠かせないものである。特に神学研究に欠かせない英語とドイツ語を中心にクラスを開設している。そのうち英語については、入学時の英語の学力差が激しいため、従来、神学を学ぶための英語の学力に不足の認められる者について補講を行ってきたが、2018（平成 30）年度より、それに代わって英語基礎のクラスを開設した。同時に、日本での伝道を考える上では、日本語での神学の学びや教会実習が欠かせないため、留学生のうち日本語の語学力が十分でない者を対象に、日本語基礎のクラスを開設している。

上述のような教育課程における、科目区分、必修・選択の別、単位数等は、以下の表のように整理される（2018（平成 30）年度より実施された新カリキュラムによる）。

| | | | | | |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|--------|
| 卒業要件総単位 | 学際基礎科目 | 人文科学系 | 8 単位 | 26 単位 | 58 単位 |
| | | 自然科学系 | 8 単位 | | |
| | | 社会科学系 | 8 単位 | | |
| | | 情報科学系 | 2 単位 | | |
| | 神学基礎科目 A | | 10 単位 | 10 単位 | |
| | 神学基礎科目 B | | 2 単位 | 2 単位 | |
| | 現代語科目 | 必修 | 10 単位 | 16 単位 | |
| | | 選択 | 6 単位 | 4 単位 | |
| | 保健体育科目 | | 4 単位 | 4 単位 | |
| | 専門教育科目 1 (必修) | | | 66 単位 | |
| 専門教育科目 2 (選択) | | | 10 単位 | | |
| | | | | 76 単位 | 134 単位 |

この表は「履修の手引き」に、さらに詳細な形では学則（第 12 条別表）に記載されており、明示されている [資料 4-1-2 および 1-2]。

●大学院・神学研究科

本大学院の教育課程編成方針はホームページ上で以下のように明示されていると共に、『履修の手引き』にも掲載されている [資料 1-6]。

[博士前期課程]

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。

まず、主体的に神学する能力を養成するために開講される授業を履修します。授業は、専門的な知識を深めるために講義形式で行われるものと、主体的に神学する能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及びその両者を組み合わせるものとが開講されます。神学における主体性を確立するためには、専門分野を深めると同時に、その全分野を広く学ぶことを必要とすることから、その中から、より高度で専門的な知識を身に付けるために専攻科目 20 単位を、さらに広い視野に立つことを目指して、幅広い知識を身に付けるために専攻外科目 10 単位を履修します。

主体的に神学する能力の成果として、修士論文を作成します。修士論文の作成は、希望の指導教授による指導の下で 1 年次の後期から本格的に開始され、2 年次の前期末に提出します。

修士論文を提出した者は、身に付けた主体的に神学する能力を踏まえて、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に対応する能力を養うことが求められます。そのために、2 年次後期に集中的に実践神学研修課程の学びをし、実践に関わる極めて具体的な諸課題・諸問題についての取り組み方を学びます。

[博士後期課程]

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。両専攻とも、教育課程は授業の履修と博士論文作成の二つの柱からなります。

まず、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレヴェルの専門的学識を

身に付けるために、授業を履修します。授業は、専門的な学識を深めるために講義形式で行われるものと、自立した研究能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及びその両者を組み合わせたものが開講されます。その中から、専門分野の後期課程レヴェルの神学的知識を身に付けるために専攻科目 12 単位を、さらに、幅広く深い神学の理解を身に付けるために専攻外科目 4 単位を履修します。

それを踏まえつつ、自立した研究活動によって継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けるために、また学問的成果の一つとして、博士論文を作成します。論文提出に備え、指導教授による指導計画書（年度初め）と学生による研究報告（年度末）、さらに研究発表を踏まえながら、指導教授によって個別に論文指導がなされます。同時に、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレヴェルの専門的学識を修得したかどうかを確認するため課される外国語学力認定試験や論文提出資格認定試験等、論文提出資格取得のための諸条件を満たすことを目指しつつ、論文を作成していきます。

上述の方針をさらに説明すると、本学大学院は、学校教育法第 99 条にある（「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」）ことを「神学」という学問分野において追究している。本学大学院は、1 研究科（神学）による博士課程前期・後期課程の大学院であるが、神学の学問領域は 1 学科にしてすでに拡大である。

そこで修士課程の目的「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」を実現するために、まず、「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の二つの専攻領域に分けた指導体制をとっている。これに加えて、「広い視野に立」つために、専攻分野での必修単位（20 単位）の他に、専攻外からも 10 単位の履修を求めている。これにより、高度で専門的な、そして幅広い神学的知識を身につけつつ、それに裏打ちされた「主体的に神学する能力」（学位授与方針）を十分に身につけることを目指している。さらに、授業の履修を踏まえて、それによって養われた主体的に神学する能力の成果として、修士論文作成を求め、これを 2 年次前期末に提出させている。その上で、「伝道者が現実面に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での確に対応する能力を養う」（学位授与方針）ことを目指し、「実践神学研修課程」を設け、特に修士修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、その履修を義務づけている。このように、専攻領域の区別に従い、院生の研究意志に応じた履修ならびに研究・教育の指導が行われると同時に、専門職の訓練のための必要にも応じている。

また後期課程においても「専攻分野についても「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。具体的には他専攻の履修 4 単位を含めた合計 16 単位の履修を求め、それによって「神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレヴェルの専門的学識を修得」（学位授与方針）することを目指している。それを踏まえつつ、その成果として、特に「自立した研究活動」によって「継続的に研究業績を出すことのできる能力」（学位授与方針）を身につけさせることに留意しながら、指導教授によって個別に論文指導がなされて行く。その際に、一つの現代語

についての語学試験、博士論文にいたるための小論文の提出が義務化されており、特に小論文の提出は、指導教授の指導の下、博士論文執筆に向けて、院生の自立的研究の姿勢と能力を高めることを目指している。このような論文提出資格取得の諸条件を満たすことを目指しつつ、指導教授の個別指導の下で、論文が作成されて行くことになる。

なお、従来の教育課程編成方針の文言が、こういった考え方を十分に示していないとの大学基準協会の認証評価における指摘を受け、2019（令和1）年11月からの内部質保証向上委員会、教務委員会、特別教授会での議論と検討を経て、2020（令和2）年4月1日より、大学院博士課程前期課程及び後期課程の教育課程編成方針を上記のように改定した。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については前期課程および後期課程それぞれの「履修の手引き・学科目概要（シラバス）」に明示されている。例えば、前期課程に関しては、

前期課程修了に必要な単位数は以下の通りです。

| | |
|----------|---------|
| 専攻科目 | 20 単位以上 |
| 専攻外科目 | 10 単位以上 |
| 実践神学研修課程 | 14 単位 |
| | 計 44 単位 |

と明瞭に記されている [資料 4-1-3]。

後期課程に関しては以下のように記されている [資料 4-1-4]。

後期課程修了に必要な単位数は以下の通りです。

| | |
|-------|---------|
| 専攻科目 | 12 単位以上 |
| 専攻外科目 | 4 単位以上 |
| | 計 16 単位 |

(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設

し、教育課程を体系的に編成しているか

- a. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - i. 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ii. 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - iii. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - iv. 個々の授業科目の内容及び方法
 - v. 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - vi. 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - vii. 初年次教育、高大接続への配慮 [学士課程]
 - viii. 教養教育と専門教育の適切な配置 [学士課程]
 - ix. コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 [修士・博士課程]
 - x. 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- b. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

既出の通り、現代社会において「福音の宣教に従事する教役者（きょうえきしや・牧師のこと）を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムは、キリスト教神学の基礎的分野を網羅する必要がある。同時に、基礎を徹底的に身に着けなければならぬ。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身に着けさせることを目指したプログラムである。学士課程の授業科目は、全てこの目標に適合するものとして開設されている。開設されている科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい〔資料1-2および4-1-1〕。

学部の教育課程における授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のような意図をもって体系的に構想・配置されている。すなわち、学部1～2年では、神学専門教育科目の履修に入る前に、幅広い人文、社会、自然科学、情報科学の教養を身に着けることを目指す。そこで、神学基礎科目の履修のほかに、学際基礎科目、保健体育科目、現代語科目の履修を求め、合計58単位以上の履修を課している。現代語科目は、英語Ⅰとドイツ語Ⅰの10単位を必修、英語基礎・英語Ⅱ・英語実践・ドイツ語Ⅱ・日本語基礎のうち6単位（英語基礎及び日本語基礎は指定された者のみが履修できる）を選択必修として課している。

学部3～4年では、神学専門教育科目の履修を精力的に行い（全体で76単位以上）、なるべく早い段階に自分の専攻を選択するように指導している。専門教育科目のうち、聖書神学関係科目26単位、組織神学関係科目12単位、歴史神学関係科目12単位、実践神学関係科目8単位、以上58単位はすべて必修である。また神学書講読5科目のうち4単位、学部演習4科目のうち4単位はそれぞれ必修である。その他、卒業に必要な最低単位が10単位あり、選択科目の中から選ばれる。

以上のような教育課程の編成の中で、特に学部4年次には各学生に大学院進学後の自分の専攻部門を主体的に決定させ、学部卒業論文の作成のために、二つの専攻内の四つの演習（聖書神学専攻：旧約聖書、新約聖書、組織神学専攻：組織神学、歴史神学）のいずれか一つを自分の専攻する「学部演習」として必修選択させている。また、このような学部段階での専攻の決定にともない、関連外国語の履修や関連専門科目の履修も履修要項で定めて、指導している。このように本大学の授業科目は順次性を意識した体系的配置となっている。このような教育課程の体系について、2019（令和1）年度より、シラバスの最初に体系図を掲載することで、視覚的に理解しやすようにした〔資料4-1-1〕。

なお、単位の設定については、講義については、教室内の1時間の講義に対して教室内における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義を以て1単位としている。現代語科目については、教室内における2時間の学習に対して教室内における1時間の準備の学習を必要とするものとし、毎週2時間15週の学習を以て1単位としている。また、実験、実習及び実技については、教室内における2時間の学習に対して教室内における1時間の準備のための学習を必要とするものとして、毎週2時間15週の授業30時間をもって1単位としている。これらはいずれも学則で定められている〔資料1-2〕。

初年次教育・高大連携への配慮について述べれば、単科大学（神学部神学科）である本大学は、入学定員5名という小規模大学であるだけでなく、1年次入学学生数よりも3年次編入学生数の方が多い（編入学定員20名）という、他大学と極めて異なった特徴を有する。従って、高校から大学への教育上の問題点はこれまでそれほど深刻なものとしては浮

かび上がって来なかった。

本大学では、基礎的学力や知識が不足している者に対しては、入学前に数冊の指定図書を読むことによる準備学習を勧めている[資料 4-2]。入学後は、少数クラスであるゆえに、学生同士の緊密な協力関係などによって理解不足を十分に補える態勢が整っている。

また、カリキュラム上の配慮もされている。学際基礎科目のほとんどは1年次に取得すべき科目として指定され、各分野の基礎的な学習に集中している。キリスト教通論、聖書通論、神学通論も初学者対象の科目であり、平易な内容の神学入門として設定されている。

語学力や文献の読解力の不足する学生が存在するが、これは、入試において、小論文と面接のみによる判定で合格が決まることとも無縁ではない。英語の読解力は本学の専門教育に不可欠であるので、これまでもカリキュラム外に英語補習クラスを設けてきたが、英語力の不足が認められる入学者・編入学者には「英語基礎」の履修を課したり、英語の単位を一部認定せずにその部分の履修を卒業要件として義務づけるなど、高校卒業レヴェルから大学教養レヴェルの基礎的英語力を確実に身に付けることができようにした。また、留学生を対象とする日本語補講も開講されてきたが、これも2018(平成30)年度より「日本語基礎」として正規科目に位置づけ、レポートや論文を書くための日本語の基礎力を確実に身に付けてもらうようし、留学生の適応を助けている。

次に、教養教育と専門教育との関係について述べれば、現代社会において「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ことを目指す本大学において、専門教育の占める位置は全体的に勝って高い。しかし、教養教育(本大学における学際基礎科目)や現代語科目も重要である。というのも、キリスト教の伝道者が、福音の宣教がなされる現代社会における一般的知識を修得しておくことは、宣教の営みそれ自体を適切なものにする上で重要だからである。この意味で、学際基礎科目のクラスは不可欠である。どの科目においても、キリスト教信仰との関連が意識されることで、本大学の理念・目的との対応関係が実現されている。他方、現代語科目は「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のために欠かせない。

「福音の宣教に従事する教役者を養成する」との目標の下、以上のような教育課程を編成しているが、現代人の問いに答える福音を語る伝道者とされることを目指す伝道献身志望の学生については、さらに博士課程前期課程に進学して学びを続けることが期待されている。

●大学院・神学研究科

既出の通り、本大学院の修士課程の目的は「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」ことにある。そこで「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の二つの専攻領域に分けながらも、専攻分野における必修単位に加え、専攻外からも10単位の履修を求めている。その上で、「高度の専門性を要する業務」に耐えうる人材の育成のために、「実践神学研修課程」を設け、その中で「説教学習」の履修を必修とし、さらに修士課程修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、その履修を義務づけている。前期課程の授業科目は、全てこの目標に適合するものとして開設されている。開設されている科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい[資料 1-3 および 4-

1-3]。神学の各専門分野においても、それぞれに高度化・細分化が進んでいるということが出来るが、それに対する本大学院における教育内容の対応は、基本的に各教員に委ねられているのが現状である。

単位の設定については、講義・演習科目については、毎週1時間15週の授業を以て1単位としており、大学院学則に定められている[資料1-3]。

前期課程におけるコースワークとリサーチワークのバランスということ言えば、リサーチワークは主に修士論文の作成に対応していると言えるであろう。1年次は科目の履修、すなわち、コースワークがほとんどの部分を占める。1年次に専攻科目および専攻外科目の合計30単位の修得が期待されている。この時期、リサーチワークに関しては、修士論文計画書の提出を夏期休暇明けに要求することで、学生の意識を喚起している。また、後期からは修士論文指導演習の履修が始められるようになっており、論文作成に必要な基本文献の読解などを課している。2年次の前期はリサーチワーク、すなわち、修士論文の作成に集中すべき時期とされている。この時期には、基本的に修士論文指導演習にのみ出席することが期待されている。このようにして、コースワークとリサーチワークのバランスは維持されてきた。このバランスが健全であることは、ほぼ全員が毎年、期日までに修士論文の提出を終え、学位を授与されている事実から明らかである。

以上のような教育課程によって、「福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成すること」(理念・目的)を目指している。

後期課程の場合、開設されている科目はほぼ全て前期課程との並行授業の形をとっている。しかし、それでは「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合しているとは言えないので、履修にあたっては、より高度な課題を課すなどしている。後期課程における開設科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい[資料1-3および4-1-4]。

後期課程におけるコースワークとリサーチワークのバランスということ言えば、既出の通り、課せられている単位数自体が少ないという事実から明らかのように、リサーチワークの比重が高くなっている。博士論文にいたるための小論文の提出を義務化している点に、このことは明らかである。この小論文の提出は、後期課程の学生の自立的研究の姿勢と能力を高めるためであり、その機会に博士論文に向かって指導教授による指導がなされる。また、後期課程在籍者による研究発表会を全学行事として開催している[資料4-3]。これによって、本人のみならず、他の在籍者たちもリサーチへの刺激や具体的な短期的目標が与えられる。

この教育課程を通して、「神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組みることのできる人材を育成すること」(理念・目的)を目指している。

◎学部・大学院共通

このような教育課程の編成については、毎年、年度当初の教務委員会で検討され、問題があれば、内部質保証向上委員会に報告されることになっている。また、自己点検評価や外部評価によって課題とされることがあれば、内部質保証向上委員会が受け止めた上で、

教務委員会や各委員会に改善策の提案を依頼することになる。その場合、教育課程の編成については、内部質保証向上委員会が教務委員会に検討を委託し、それが教授会に諮られることになる。

(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか

a. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

i. 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

ii. シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

iii. 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

iv. 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

v. 学習の進捗と学生の理解度の確認

vi. 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

vii. 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

ix. 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数〔学士課程〕

x. 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施〔修士課程・博士課程〕

xi. 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

●神学部・神学科

学士課程においては、単位の要件に定められた学習時間を確保し、単位の実質化を図る観点から、卒業要件科目に関して履修科目登録上の上限は50単位未満と定められている〔資料1-2〕。但し、教職課程科目の履修については、この上限設定の対象外としている〔資料4-1-2〕。

本学では、教員全員に対して、それぞれの担当クラスに関して詳しいシラバスの作成を要求している。クラスの形式・内容による違いを考慮に入れるならば、全く同水準の詳しさを持つシラバスの用意は難しい。しかし、各教授・講師にできる限り毎回の授業の内容まで表記し、学期中の講義の道筋がわかるように執筆を依頼しており、それによって、講義形式によって行われるクラスに関しては、概ね大項目（単元）・中項目程度までの詳しさが統一されている。また、演習形式のクラスの場合も、各回に取り扱うテキストの箇所が明示されたものが用意されている。さらに、全てのシラバスについて、授業の目的、到達目標、学習成果の指標を明示すると共に、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等についても記載するように依頼している。

シラバスは、各年度の初めに、当該年度に開講される全てのクラスのものが入子の形で学生に配付されている〔資料4-1-1、4-1-3および4-1-4〕。

授業内容・方法について、シラバスとの整合性がどのように保たれているかは、2015（平成 27）年度までは FD アンケート（授業効果調査）において問われている事柄でもあったが、概ね整合性は維持されているとの結果であったため、現在は各教員に委ねられている。もちろん、諸般の事情により、内容の変更などが行われる場合には、最終版のシラバスを授業初回に配付するなどして、変更の周知を行っている。

学士課程における教育の目標が神学の基礎知識の修得にある以上、その大部分の授業の基本形態は講義である。しかし、担当教員によっては、講義とテキストの講読・発表などの演習形式との混合によって行っている場合もある。その中にあって、外国語の講読や臨床のクラスが実際的であるの言うまでもない。演習形式は、主に、より高度かつ専門的なレヴェル、すなわち、卒業論文を作成する学部演習などにおいて採用されている。学生の主体的参加を促すことは、講義主体の学士課程においては、それほど行われてはいないが、質問を求めること、既出のように、テキストの講読部分を演習形式にして、学生自身によるリサーチや発表を求めなどの工夫もなされている。

授業の実施方法について、2020 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、授業開始を 5 月 16 日に遅らせると共に、その間に Cisco 社 Webex Meetings を使用したオンライン授業を行う準備をし、原則としてハイブリッド授業（オンラインと対面の併用）として授業を実施した。寮のインターネット環境が脆弱であることから、寮の部屋から全員が一斉にオンライン授業にアクセスすることが不可能であったため、寮生及び近隣在住の学生は教室に集まり、教員が教室で授業を行って、それをオンラインで同時配信した。（非常勤講師を中心に、一部の教員は学外から授業をオンラインで配信し、寮生及び近隣在住の学生は教室で、それ以外の学生は自宅でそれを受信した。）もともと、神学教育、とりわけ教役者の養成にあたっては、単なる知識の伝達ではなく、伝道者としての人格形成が重大であり、そのためには、召命共同体として一つ所に集まることが不可欠であって、オンライン授業は望ましいものではない。そのため、可能な限り早く対面授業に戻すことが望まれる。

履修指導については、本大学では、学生に対する学習指導の方法は当初から二つの公的制度の結合、協力によりなされている。第一は、言うまでもなく教務課によるもので、新入生に対しては、毎年入学式直後の新入生オリエンテーション時に教務課主任と副主任が本大学の履修方法についてガイダンスを行っている。それに付随して、教職課程履修のガイダンスも担当教職員が行っている。また、在学生に対しては、毎年年度初めのオリエンテーション期間中に、学年毎に教務課主任と副主任による履修オリエンテーションがなされ、また必要に応じて個別相談が行われている。さらに、教務課の日常業務の中で、主任及び副主任と教務事務職員がきめ細かに学生の履修上の問題に対応している。第二は、本大学独自のクラス担任制度によりクラス担任が新入生及び在学生の履修上の相談に応じている。この制度は、本大学の下に卒業時まで、さらに卒業後も親密な関係を培っていく制度である。従って、新入生の場合も、オリエンテーション後、編入生の場合は在学生と共に、クラス会を持ち、そこで担任から履修上の原則的な補足説明を受ける。さらに、クラス担任との面接を通し個人的アドバイスをも受け履修科目を確定し、その上で登録をさせている。在学生は、クラス担任との個人面接で履修上の相談をし、登録させている。クラス担任との面接は、各学期の初めにはオフイスアワーを定めて行われるが、小規模の大学なので学期中必要な時はいつでもクラス担任にアポイントメントを取って面接することができる。

以上の二つの制度の結合による学習指導は、概ねこれまで円滑に機能してきた。とはいえ、毎年散見される登録ミスや履修漏れを防ぐために、学生自身による自己点検指導を強化する必要がある。その意味で、登録期間後に短期の登録確認期間を設け、学生にチェックさせている。

1 授業当たりの学生数については、そもそも本学は小規模大学であり、学生総数が少ないこと、また、授業の多くは、体系的に編成された教育課程に基づいて、受講する学年が決まっていることなどから、教員と学生のコミュニケーションを十分にとりながら授業を進めることができる規模が確保されている。学士課程の専門科目の必修授業については、概ね10から20名程度、演習や大学院の授業については概ね数名から10名程度の受講であり、いずれもきめ細やかな指導が可能である。

●大学院・神学研究科

大学院においては、履修登録科目数に上限はない。前期課程においては、1年次にコースワークをほとんど終了してはならない。これは自動的に年間30単位程度の修得を課することになるので、多い者であっても、この数字を若干上回る程度となっている。

シラバスについては学士課程と同様であるので、そちらを参照されたい。

大学院における授業形態は、講義および演習であるが、学部に比べると演習の占める比重が高くなっている。学問が高度なレベルに達すれば、それだけ個々の学生が主体的に学ぶ必要が出てくるのは自明のことであり、また、「主体的に神学する」(学位授与方針)能力を養うためでもある。それゆえ、学生により重い責任を課することになる演習形式が適切と見做される。演習形式が主であるので、それだけ学生は主体的にクラスに参加することが期待され、かつ、促されている。

学習指導について述べると、本学大学院では、学生は入学時に教務課主任及び副主任から履修の概要を指導され、その上でクラス担任から詳細な学習指導を受ける。本学大学院の長所は、日本における神学研究の特別な位置や目的の理解について、教授と院生との間に(関心細部の多様性を否定することなく)基本的な一致があり、しかも学生の数に比して教授の数が多く、質疑応答の時間を採り入れやすく、演習形式を取る上でも、独特な利点を持っている。大学院の教授が学部の基礎部分をも担当しているので、学生をかなり長期にわたって知ることができ、配慮を持った指導を行うことが可能である。実際、演習外での個人指導にも多大の時間が割かれている。

前期課程においては、1年次の学生に、夏期休暇明けの時期に修士論文計画書の提出が義務づけられている。これを土台として指導教授・主題などが決定されていく。他方、「履修の手引き」所収の「修士論文作成の手引き」には入学時から修士論文提出に到るまでの道筋が示されている。そこに示されている日程を参考に、各指導教授は学生の指導にあたって「資料4-1-3」。なお、2019(令和1)年度に行われた大学基準協会による認証評価において、学生からの修士論文計画書提出を受けて、指導教授が学生に修士論文指導計画書を提示すべきであるとの指摘がなされ、それを受け止めた内部質保証向上委員会の指示により、教務委員会で検討した結果、2020(令和2)年度より、修士論文指導計画書を各指導教授が作成することになり、早速実行に移されている。後期課程に関しては、各年度当初に、学生との十分な面談の上で各指導教授が一年間の研究指導計画書を学生に提示し、学生には各年度末に1年間の研究の報告を出させている。また、博士課程後期課程入学時

各学期初め、学生はクラス担任と面接することになっており、その際成績について学生はクラス担任に相談することができる。これは学生の資質をのばす良いチャンスでもある。

上記以外の単位認定について述べると、本大学においては、隣接する学校法人「ルーテル学院大学」との間の単位互換制度によるものと、他大学などで修得された単位を認定する単位認定とがある。単位互換について言えば、2020（令和2）年度は、「ラテン語Ⅰ」「ラテン語Ⅱ」が単位互換科目として開講されている。

他大学などで修得された単位を認定する場合について、単位認定上の原則を述べると、まず、本学3年次に編入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目 A、現代語科目、保健体育科目の総計56単位を原則として認定し、またキリスト教、宗教学などの単位を認定することもある。次に、2年次に編入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目 A、現代語科目、保健体育科目の総計56単位のうち30単位を原則として認定する。しかし、学際基礎科目について総計26単位に達するまで、また外国語（現代語）科目は16単位まで、保健体育科目については4単位に達するまで本学で履修しなければならぬ。第三に、高等専門学校、または4年制大学、短期大学、高等専門学校の中途退学者の単位認定も、2年次編入生について述べた方法に準じて扱う。しかし、この場合、既修得単位数等を考慮し、入学、編入学年次を決定するものとする。（他大学等からの編入学生の単位認定のあらましについては、入試要項を参照されたい〔資料4-4-1および4-4-2〕。）

単位認定について、3年次編入生のケースはほとんど問題ない。他の二つのケースでは、入学志願者の学歴上の多様化、及び国内の4年制大学、短期大学、高等専門学校間の履修内容の相違、さらには外国人留学生の志願、外国の教育機関の卒業生の志願の問題から、単位認定上の問題が生じている。そして、現行の単位認定の内規では十分対処しきれないケースも見られるようになってきた。このような現状の中で、さらに各学生の既修得単位の変化に応じて認定原理の内容の継続的検討を要する。しかし本学は小規模大学であることから、これに関しては教務課主任を中心にきめ細かい対応を行うことで対応出来ている。

専門教育科目に属する単位の認定に関しては、シラバスの提出を要求し、科目の内容の対応関係について検討した上で、可能なものについては認定している。本学では、原則的に、1科目週1回の場合、1学期（前期あるいは後期）で2単位が与えられる。週2回から4単位、また通年で履修すれば4単位を与えているが（例外は現代語科目で、週に1回の場合1学期で1単位〔週2回なら2単位〕を与える）、単位認定においても、この点を考慮しつつ認定作業にあっている。

卒業要件については、4年以上の在学と所定の単位の修得をもって卒業が認められるが、この要件については『履修の手引き』に明示されると共に、入学時及び毎年4月の履修オリエンテーションにて説明され、さらにホームページでも公開されている〔資料4-1-2〕。

学位授与に関して言えば、学部論文については、学部4年次に履修を求めめる学部演習の期末課題として提出を求めているが、その評価基準については、共通評価指標が作成され、『履修の手引き』に掲載されている〔資料4-1-2〕。また、学士課程の修了認定については、事前に教務課が単位の取得状況を確認した上で、4年次に在籍する全学生の、必要単位の修得結果が2月下旬あるいは3月初めの教授会で配布され、それに基づいて学位授与が決定されている。学士の授与は、4年以上の在学と所定の単位の修得をもって認められるが、基本的に数字化されるものであるだけに、客観性が高いと言える。さらに、学位の取得は、教授会の議決（意見集約）によらねばならないので、個人的な判断によって左右されるこ

とはない。この意味において、学位授与の基準・手続き、その審査の客観性・厳格性において問題はない。

●大学院・神学研究科

大学院における成績評価は各学期の終了時における試験、ないしレポートの評価によってなされるが、学生の授業参加の度合い、講義や演習の出席、演習での発表、討論への参加などが当然、それに加味されてなされる。原則的に評価の内容は担当の教育職員の責任に任せられているが、複数の担当者による授業科目においては、担当者間の相談の上評価が出される。評価法は2種類ある。一つは100点満点で計算された成績点に対するA、A-、B、C、D、Eの6段階の評価。もう一つは、これを数字に換算するために与えられる3～1までの点数による4段階評価である。すなわち、A(3点)、A-(2.5点)、B(2点)、C(1点)とし(DとEは除く)、全取得単位の点数ポイントの総和を修得単位数で割って出された平均2.0以上が修士課程修了の要件として求められている。

なお、大学院においても、従来の出席重視の習慣を成績評価の前提としてシラバスに明記している。

また、各科目毎の成績評価の客観的基準として、学部と同様、講義用と論文用の共通評価指標を作成することとし、2018(平成30)年度より、まず修士論文と博士論文の共通評価指標を導入した[資料4-1-3および4-1-4]。2019(平成31)年度からは、前期課程・後期課程それぞれについて、講義・演習用の共通評価指標も導入されている。

現在までのところ、大学院において単位認定は実施されていないが、前期課程入学者の中で既に教会の教職(牧師)となっている者については実践神学研修課程(全14単位)の履修を免除している(大学院学則第12条[資料1-3]を参照)。

博士課程前期課程の修了要件については、前期課程に2年以上在籍し、必要単位数を修得し、その修得単位の全科目及び専門科目の成績評価点平均がB(GPA 2.0)以上であり、かつ修士論文の審査に合格することであるが、これは『履修の手引き』に明示されると共に、入学時及び毎年4月の履修オリエンテーションにて説明され、さらにホームページでも公開されている[資料4-1-3]。また、博士課程後期課程の修了要件は、後期課程に3年以上在籍し、指導教授の下に所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上で、専門外国語学力の認定、論文提出資格認定試験の合格、学術小論文の学術誌への発表を経て、博士論文の審査に合格することであるが、これも『履修の手引き』に明示されると共に、ホームページでも公開されている[資料4-1-4]。

学位授与に関しては、博士課程の学位論文(修士論文・博士論文)の評価については、共通評価指標が作成されており、『履修の手引き』に掲載されている[資料4-1-3, 4-1-4]。

修士学位については、指導教授の指導の下で作成され毎年9月に提出された修士論文について、教授会(研究科委員会)でその受理を承認した後、審査担当者各3名が研究科委員会にて専任される。11月に当該学生と審査担当教員3名による、面談形式の論文審査が実施され、その上で審査結果が研究科委員会で承認される。さらに、教務課が単位の取得状況等の学位授与要件を確認した上で、毎年2月の教授会(研究科委員会)に判定資料を提出し、研究科委員会にて修士号授与が決定される。

修士学位については、博士論文の受理にあたって、教務課によって博士学位論文提出要

件の充足状況がチェックされ、教授会（研究科委員会）に報告された上で、論文の受理が承認、同時に論文審査委員会の設置がその構成員を含めて承認される。論文の教授会内回覧と、論文審査実施を経て、その審査結果が教授会（研究科委員会）に報告されて承認され、さらに配付資料によって学位授与要件が満たされていることを確認の上で、学位授与が承認されている。なお、審査結果は学位授与当日に冊子化されて配布され、さらにホームページ上でも公表されている[資料 1-6]。

修士および博士の授与については、いずれも基本的にデジタル化されるものであるだけに、客観性が高いと言える。さらに全ての学位の取得は、教授会（研究科委員会）の議決（意見集約）によらねばならないので、個人的な判断によって左右されることはない。この意味において、学位授与の基準・手続き、その審査の客観性・厳格性において問題は無い。

●学部・大学院共通

学部・研究科における成績評価、単位認定、学位授与についての課題は、内部質保証向上委員会が把握し、教務委員会等に改善策の検討が委託され、教授会に諮られることとなる。自己点検評価及び外部評価で指摘された課題も、内部質保証向上委員会で検討され、教務委員会等の各委員会に改善策の策定を求めることになる。

(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか

- a. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
- b. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
- c. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

●学部・大学院共通

学部のカリキュラム、配当学年の設定は、学修の段階を踏まえたものになっており、従って、単位の修得状況とその成績とが学位授与方針に基づく学習成果を把握する重要な指標となる。学部については、定期試験やレポート、卒業論文によって、その到達度が測られ、これを A(100-90)、A-(89-85)、B(84-75)、C(74-60)、D(59 以下)、E(試験以外の理由で不合格)の6段階で評価している。大学院については、定期試験やレポート、修士論文によってその学習成果が測られ、その成績評価は学部と共通であるが、修士論文については、主査(指導教授)及び2名の副査が100点満点の点数で評価し、その加重平均(主査、副査1、副査2を2:2:1の比率とする)が75点以上である場合に合格としている。

これらの成績評価については、その客観性を持たせるために、2016(平成28)年度より学部の講義用と卒業論文用の共通評価指標を、また2018年度より大学院の修士論文と博士論文の共通評価指標を導入した。これらは『履修の手引き』に明記され、さらに2019(平成31)年度より大学院博士課程前期課程・後期課程それぞれについて、講義・演習用の共通評価指標が導入されている[資料 4-1-2, 4-1-3, 4-1-4]。

さらに、学部・大学院とも、A、A-、B、C、D、Eの6段階評価を数字に換算するGPAを導入している。すなわち、A(3点)、A-(2.5点)、B(2点)、C(1点)とし、全取得単位の点数ポイントの総和を修得単位数で割って得られる値をGPA値として、成績表に明記するなどして、学習成果を測定する指標の一つとしている。学部においては、これが2.0以上である時に、学位授与方針に定められた、大学院博士課程前期課程に進学し得る学習成果を十

分に身に付けたとして、内部入試の受験資格が与えられることになる。また、大学院博士課程前期課程においては、やはり全科目のGPA及び専攻科目のGPAが2.0以上であり、かつ修士論文に合格した時に、学位授与方針に明示されている、「強いリーダーシップを持つた伝道者に欠かせない「主体的に神学する」能力」を身に付けたと判断し、これを修士課程修了要件として求めている。

こういった各学生の学習成果については、毎年度末に教授会で卒業判定、修了判定を行い、学位授与が決定される。しかし、それ以前にも、教授会全体として各学生の学習成果を日常的に把握するよう、努めている。各学期終了時点での全学生のGPAや、各学生毎の6段階評価の分布、単位の取得状況は、教授会で配布され、確認されている。また、その成績を基に、各学期の初めに、学生はクラス担任と面談することになっており、そこで必要に応じてきめ細やかな学修・履修指導がなされている。さらに、毎年3月の特別教授会では、教育問題として、全学生の成績だけでなく、授業での様子や、将来伝道者とされることについての、適性や課題などの所見も共有され、学生の学修状況が全教員に共有され、指導に生かされている。2016年度からは、学部 of 学生について、年度末におけるGPAが1.90未満、あるいは単位修得において2割程度の遅れのある者を学修困難者として確認し、毎年3月の特別教授会の教育問題のセッションでの議を経て、担任が個別に学修指導をすることになった。

また、本学は、教役者を養成することを目的としていることから、学位授与基準には、召命感や教会実習についても挙げられている。召命感については、担任や各教員との日常的な関わりの中で確かめられて行き、特に、学部から大学院に進学する内部入試の際に、その適性と共に再度確認される。また、日常的な、出席教会での実習について、毎年9月に「出席教会牧師と教授会との懇談会」が行われ、その場で課題の共有が図られており、必要のある時には、担任や教会実習委員会が出席教会牧師と協議し、協力体制をとるようになる。また、学部4年と大学院博士前期1年の学生は、原則として全員、夏期伝道実習に派遣されるが、終了後に本人と受け入れ先教会牧師双方から報告書の提出を求め、さらにそれを基に、教会実習委員会が本人と面接を行って、その成果や課題を把握するよう努めている。

学士課程には、いわゆる狭義の伝道献身者ではなく、卒業後に信徒として各教会の伝道やキリスト教学校・施設等でより深く奉仕することを志す者を受け入れる神学研修志望枠が存在する。本学ではこのような、大学院に進学しない学生についても、広義の伝道者の養成としてとらえており、従って、学部レベルにおいてはいわゆる伝道献身志望枠の学生と同等の学習成果を要求している。その点において区別をしないことにむしろ積極的な意義を見出している。但し、夏期伝道実習については、出席教会での信徒としての奉仕を求め、終了後に出席教会牧師からその報告書を提出していただいている。

こういった指標による学習成果の測定と学位授与方針との関係について述べれば、学士課程の学位授与方針のうち、特に2「神学の学びの意義を主体的に把握している」3「伝道者となる上での最低限の神学の知識および語学力を身に付けている」4「諸学問分野における最新の知識をキリスト教信仰の視点から理解し、身に付けている」に挙げた項目については、必要単位の修得を以て達成されたと判断している。(そのうち、特にGPA2.0以上の場合に、単に学士の学位取得に必要な神学の知識を身に付けただけでなく、大学院博士課程前期課程での更なる学びに必要なレヴェルの神学知識を身に付けたと判断し、大学院内部進学希望者にはGPA2.0以上を要求している。) 1「伝道者となる最終的な学びと訓

練の場としての博士課程前期課程（修士課程）に進学しうる確固とした召命感を身に付けている」5「教会実習の経験を通し、伝道者が現実と直面する諸課題・諸要求を理解している」については、特に担当が定期的に面接をしており、また教授会全体で各学生の課題等の共有を図っており、その中で、必要な事柄については指導をすることで、概ね達成されている。これらは、学部を卒業して、大学院に進学せずに、神学的知識を持って各教会をより深く支えようとする広義の伝道者にも必要なものと理解しており、問題があれば個別の指導をすることで、その達成を目指している。学部4年生の中で、大学院への内部進学を希望する学生については、内部入試において学業成績・夏期伝道実習・教会生活・適性・志望動機の5項目について評価をしている。これによって、成果が上がっているか、さらに大学院（前期課程）への進学を通して、さらに成果を上げられるかどうかの検証がなされている。

大学院博士課程前期課程については、ほとんどの開講授業が、学部の神学の学びを踏まえて、さらに高度な内容を講義する講義と、自ら深く考えさせる演習、あるいはその組み合わせになっており、いずれの授業も、「主体的に神学する能力」を身に付けさせるものとなっている。そして、その成果として修士論文の執筆を求めている。授業を全科目のGPA及び専攻科目のGPAがいずれも2.0以上で修得することで、さらに修士論文を75点以上で合格することで、この能力を身に付けたと判定される。さらに、「伝道者が現実と直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での確定的確に対応する能力を養う」ために、こういった学びを踏まえて、2年次後期に実践神学研修課程の学びを課しており、その単位修得を以て、その能力が獲得されたと判断している。また、「教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感」の一層の確立については、担任との定期的な面接をしており、また教授会全体で各学生の課題等の共有を図っており、その中で、必要な事柄については指導することで、概ね達成されている。

学生の自己評価を把握するため、FDアンケート（授業効果調査）に加えて、2019（令和1）年度より卒業時アンケート、さらに2020（令和2）年度より入学時アンケートを実施している。特に卒業時アンケートでは、学位授与方針に示されている事柄について、どの程度身についたかを自己評価してもらっている。今後、これを内部質保証向上委員会で検討して、教育課程が有効に機能しているかどうかの検証に用いることにしている。

また、本学の教育目標が、教役者の育成にある以上、学習の成果は最終的には、卒業生が各教会において教師として認められるかどうかの確に表れることになる。そこで、日本基督教団の教職となることを目指す学生については、常議員会に陪席する資格を持つ学長が、日本基督教団の教師検定試験における本学卒業生の結果を把握し、問題があれば内部質保証向上委員会に報告することになっている。卒業後の評価（本人および赴任先〔就職先〕）について、それを集約する方法・特定の窓口などを本学は現在のところ持っていない。本大学院の修士課程修了者はほぼ100パーセント専門職（牧師、聖書科教師、チャプレン）に赴任し、キリスト教大学の教育職員に就任する者もかなりの人数に及んではいるものの、大多数は牧師として各教会に赴任している。赴任後は本学後援会、その他本学主催の「教職セミナー」「日本伝道フォーラム」「キリスト教学校伝道協議会」等に参加することによって、交流が維持されている。そうした交流の機会が、本学の教育・研究指導についての学外意見を聞く機会となっている。こうした機会を通じ、学長や他の教授会メンバーに折々に寄せられる評価を教授会において共有する程度が現状である。

これらを踏まえて、2020（令和2）年度の教務委員会、そして特別教授会において、アセ

スメントポリシシーの策定が議論され、素案が完成した。今後、文言の詳細や細部を調整した上で正式に策定し、公表する予定である。

また、こういった学習成果を教員が把握して、学生と適宜面談して確認・指導するだけでなく、学生と教員とが常にそれを共有できるようにすることは、今後の課題である。具体的には、ポートフォリオの作成などが考えられるかもしれない。なお、学部において、それぞれの授業科目が、教育課程編成方針のどの段階に当たっているかを学生が意識して取り組むことができるようにするために、教務委員会での議を経て、授業科目の系統図を作成しており、2019（平成31）年度から『履修の手引き』に掲載されている〔資料4-1-2〕。

大学院博士課程後期課程については、まず、専攻内・専攻外両方の科目の履修を定めることで、幅広く深い神学の理解を身につけさせ、「神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレヴェルの専門的学識を修得」することを目指すが、所定の単位を修得することで、それが身に付いたと判定している。それを踏まえつつ、その成果として、特に「自立した研究活動」によって「継続的に研究業績を出すことのできる能力」を身につけさせることに留意しながら、指導教授によって個別に論文作成指導がなされている。そのために、外国語学力認定試験に85点以上で合格し、学術小論文1本を学術誌に発表し、3科目にわたる論文提出資格認定試験に85点以上で合格することを以て、「学問的貢献ができるレヴェルの専門的学識」を持って「自立的な研究活動」を行うことができることを確認した上で、博士論文の提出資格を与えている。その博士論文の80点以上の合格を以て、その自立的な研究活動により「高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付ける」ことができたと判断している。

ただし、課程博士は、2018（平成30）年度に、2012（平成24）年度以来久しぶりに1名を生み出した程度であり、その生産性は高いとは言えない。

学習成果の把握及び評価の取り組みに関しては、内部質保証委員会でもアセスメントポリシシーの必要性が提起され、教務委員会にその策定を委託し、特別教授会で検討された。今後は、学位授与率や卒業時アンケート、卒業後の動向などから、その測定指標の適切性が内部質保証向上委員会で検討され、問題があれば教務委員会に改善を依頼することになる。

(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

a. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

i. 学習成果の測定結果の適切な活用

b. 点検・評価結果に基づく改善・向上

●学部・大学院共通

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教務委員会ですら随時検討し、そこで挙げられた課題については、年3回開かれる特別教授会で議論されてきた。

学生会の「神学校生活委員会」は全学生を対象に、各授業およびカリキュラムに関する綿密な意見や評価を求める包括的なアンケートを毎年、実施しており、これが各教員にとり、教育改善のための重要な情報源となってきた。また、早急な対策が可能な課題に関

しては、従来は教務課主任（および教務委員会）を通して教授会が順次、検討し、改善してきた。

こうした手続きの具体的成果として、2013（平成25）年度よりIV限とV限の間の休み時間の延長、2014（平成26）年度からの改訂カリキュラムの実施、2016（平成28）年度から学際基礎科目を2科目新規に開講する計画を立てるなどといった事柄が定められた。さらに、従来、7月後半から8月末までを夏期伝道実習期間として、その期間を挟んで9月にも前期授業・前期試験が行われていたところ、2018（平成30）年度から前期授業・前期試験が7月末で終わるよう、学年暦を変更したことも、神学校生活懇談会で出された学生の要望を受けて検討した結果である。

2016（平成28）年度からは、教授会や特別教授会への問題提起を行うための検討機関として教務委員会が設置され、学期中、原則として月1回開かれて、上記神学校生活委員会アンケートや日常的に発生する諸問題等から、教育課程の改善の必要性やその方策について議論されてきた。2018（平成30）年度カリキュラムのため、現代語教育の一層の充実を図ることができたのは、教務委員会での検討に基づく教授会への提案による。また、共通評価指標の整備、博士課程後期課程の学位授与方針改定、さらには大学基準協会から指摘を受け内部質向上委員会が受け止めた課題である、学部と大学院それぞれの目的・理念を明確にするための学則の文言の改訂や、大学院における共通評価指標の整備等が、教務委員会を経て特別教授会で議論された。2018（平成30）年度からは、内部質保証向上委員会の活動が活性化され、神学校生活委員会によるアンケート結果や諸問題については、まず内部質保証向上委員会が把握され、改善すべき課題がある場合には、教務委員会等各委員会に改善策の検討が指示されることになった。

2018（平成30）年度以降、4月の教務委員会では、まず、理念・目的に基づいた学位授与方針となっているか、そしてその学位授与方針に基づいた教育課程の編成・実施方針となっているか、さらにそれにふさわしい学生の受け入れ方針となっているかを検討し、2019（平成31）年度以降は、さらに実際の教育課程が、「教育課程の編成方針」に従ったものとなっているかどうかも検証するようになった。これまで大きな問題が指摘されたことはないが、問題が見つかった場合には、内部質向上委員会に報告し、内部質向上委員会がそれを集約した上で教授会に報告すると共に、改善策の策定を各委員会や教授会に指示、各部署で練ることになる。

従来、本学では教育上の効果の測定のための方法、制度上の工夫は、各々の教授、講師に委ねてきた。しかし、年3回開催される特別教授会において、教育効果をはじめ様々な教育問題を共有しあい、議論をする機会を設けている。また、2009（平成21）年度よりFDアンケート（授業効果調査）が実施されており、その結果は担当講師に開示され、授業の改善等に役立てられている。教育改善への取り組みは、本学では、従来、教授会等を通じての情報交換をしつつも、最終的には各教員に一任する仕方で行われてきた。但し、2019（令和1）年度より、教務課主任がFDアンケートのサンプル調査を行い、授業に大きな問題が見出される場合にはFD委員会を経て内部質保証向上委員会に報告することになっている。

[2. 長所・特色]

点検評価項目(1)について

① 教育目標に沿った学位授与方針が定められ、修得すべき学習成果が明示されている。

点検評価項目 (2) について

① 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針が明示・周知されている。

点検評価項目 (3) について

① 教育目標に沿って、博士課程前期課程までの体系的なカリキュラムが組み立てられている。

② 学部のシラバスに授業の体系図が掲載され、学部の学びの全体の流れが把握できるようにされている。

③ 4 系統の幅広い学問分野に対応した学際基礎科目が教えられ、その結果、総合的な視野をもって思考・判断出来る人材の育成が可能である。

④ 学士課程教育への円滑な移行に配慮した英語基礎クラスの実施。

点検評価項目 (4) について

① 年度初めに教務課および担任による履修オリエンテーションが行われている。

② 統一書式による詳細なシラバスが年度初めに配付されている。これによって、1 年間の授業についての情報が明示されている。

点検評価項目 (5) について

① 客観性・厳格性のある学位授与の基準・手続きを持っている。

② 成績評価の客観的基準として、共通評価指標が示されている。

点検評価項目 (6) について

① 学位授与方針に明示された学習成果を測定するための多面的な指標が開発されている。

点検評価項目 (7) について

① 教務委員会で教育課程の適切性が定期的に検証され、内部質保証向上委員会に報告されている。

[3. 問題点]

① 入学者全般の語学力の低下への対応

今後、さまざまなレベルの学生に対応できるよう、語学プログラムを柔軟で、効果的なものにしていく必要がある。2018 (平成 30) 年度より、外国語科目を、留学生対象の「日本語基礎」を含む現代語科目と改称し、より一層の充実を図ることにしたが、まずはこの効果を見極めたい。

② 課程博士修了者の生産性が低いこと

これは中・長期的課題である。従来、本学の博士の学位は論文博士として提出されたものが多く、課程博士の博士号取得者が少ない。その原因には、これまで海外留学や海外での学位取得を奨励してきたこと、ならびに課程期間中に論文提出に至らず、結果として論文博士になったケースがあることがある。従って、既に繰り返し議論されている課程博士における論文提出資格に関する規定を引き続き検討していくことになる。既に、外国語学力認定試験の受験時期や受験回数について、より柔軟な対応が可能になるように規則を改定したことに加え、課程博士に課せら

られている論文提出資格認定試験について、やや軽減する検討がなされ、2018（平成30）年度からは、学術小論文で扱った分野1科目を免除することを可能としている。

課程博士の取得者数の改善が進んでいないことの理由にはまた、修士課程修了によって教会やキリスト教主義学校に赴任し、仕事を続けながら後期課程の研究をするため、課程期間中に論文提出に至らないケースが全てであり、諸規定に関する検討に従って、研究に集中できる環境を整備することが必要であり、諸規定に関する検討に併せて、このことも議題としていくことになる。2012（平成24）年度より本格的に導入された長期履修学生制度の効果が期待されている（東京神学大学院学則第6条〔資料1-3〕を参照）。

後期課程の学生の研究意欲を向上させることも重要である。2010（平成22）年度より、年に2名の割合で、学内で公の研究発表をする機会を設けた。また、同じく2010（平成22）年度より1年間の研究報告の提出の義務づけもなされている〔資料4-5〕。研究指導計画は、この報告と学生との面談によって定められるので、より肌理の細かい指導が可能になると同時に、生産性の向上への契機となることを期待している。

これらの改善の成果を見守りつつ、さらなる改善方策を考えることになる。なお、この課題については中期計画に組み込まれており、毎年、内部質保証向上委員会で、その教務委員会等における検討の進捗状況が確認されることになっている。

③ 共通評価指標の有効性の検証

学部・大学院共、講義・演習授業及び論文の共通評価指標を策定しているが、この共通評価指標が成績評価の客観性・公平性、また授業の改善等ほどの程度寄与しているのか、検証されていない。もっとも、学生数が少なく、統計的な有意性を得られないため、検証は困難である。

④ 授業外学習の把握と指導

シラバスに授業の準備についての指示を明示するよう、授業担当教員に依頼しているが、毎回の授業について具体的にどのような準備が必要であるかを明示することまではしていない。また、学生が実際にどの程度の時間をかけて授業の準備をしているのかについては、従来把握されてこなかった。そのため、2020（令和2）年度より、FDアンケート（授業効果調査）の項目の中に、授業の準備に費やした時間についての項目を入れることになった。

⑤ 様々な評価指標の明示

学習成果の把握のために様々な指標が用いられているが、それを体系化するアセスメントポリシーが制定されていない。内部質保証向上委員会の指示を受けて、2020（令和2）年度の教務委員会で検討し、2021（令和3）年3月の特別教授会に素案が諮られた。なお調整が必要であるが、速やかな制定が望まれる。

[4. 全体のまとめ]

本学においては、理念・目標に合致した学位授与方針が制定されており、さらにその学

位授与方針に適合する教育課程の編成・実施方針が制定されている。さらに、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程が編成され、授業科目が体系的に配置されている。

成績評価の客観性を確保するために共通評価指標が策定され、学位授与も適切に行われている。

教育課程の編成の改善のために、内部質保証向上委員会の役割が規定され、その活動が開始されているが、今後、その活動が確実に継続的に行われて行く必要がある。

[5. 根拠資料]

- 資料 1-2 東京神大学学則
- 資料 1-3 東京神大学大学院学則
- 資料 1-6 東京神大学ホームページ (<https://www.tuts.ac.jp/>)
- 資料 4-1-1 学科目概要 (シラバス) 神学部神学科
- 資料 4-1-2 履修の手引 神学部神学科
- 資料 4-1-3 履修の手引 学科目概要 (シラバス) 大学院神学研究科 博士課程前期課程
- 資料 4-1-4 履修の手引 学科目概要 (シラバス) 大学院神学研究科 博士課程後期課程
- 資料 4-2 誌書のすすめ
- 資料 4-3 東京神大学学報 (2019 年 10 月 306 号) 大学院博士課程後期課程・学生研究発表会 (2019.6.25) の報告
- 資料 4-4-1 東京神大学神学部神学科学生募集要項 指定校推薦編入学試験
- 資料 4-4-2 東京神大学神学部神学科学生募集要項 (11 月、2 月、3 月試験)
- 資料 4-5 2020 年度博士課程後期課程研究状況報告

5 学生の受け入れ

[1. 現状説明]

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

本学学則第3条にあるように、「本学は、学校教育法第83条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔きょうえきしや：牧師・伝道者のこと〕を養成することを目的とする」大学である〔資料1-2〕。この本学の目的に基づき、求める学生像を、いわゆる「アドミッション・ポリシー」として定め、ホームページ〔資料1-6〕および学生募集要項〔資料4-3-2および5-2〕において公表している。その内容（特に学部（特に学部のそれ）をより噛み砕いたかたちで提示しているのが、「遣わされる日のために（東京神学大学入学試験の手引き）」と題するリーフレット〔資料5-7〕であり、後援会活動等を通して広く配布している。

入学にあたって修得しておくべき知識等について述べれば、本学では知識以上に適性（「召命感」と呼ばれる）を重視している。従って、知識のレベルは概ね一般的・標準的なものが期待されていることになり、それは入学・編入学の「出願資格」として学生募集要項〔資料4-3-2〕に明示されている。大学院に関しては神学士の一般的レベル（前期課程の場合）あるいは神学修士の一般的レベル（後期課程の場合）を求めている。それは、やはり学生募集要項中の「出願資格」として明示されている〔資料5-2〕。

なお、学部のアドミッション・ポリシーについては、2019（令和1）年度に行われた大学基準協会による認証評価において、入学時までに修得しておくべき学力水準についての具体的な記述が見られないとの指摘を受け、2020（令和2）年度の教務委員会で検討し、特別教授会での議論を経て、2021（令和3）年度より改定することになった。

障がいのある学生については、2019（令和1）年度に行われた2020（令和2）年度入試までは、学生募集要項の中で、「出願上の注意」点として、「障がいがある等、特別の配慮……を必要とする者は、事前に教務課に申し出ること」と明記しているのみであった。障がいによって出願を制限することはしていないが、小規模の本学では、個別に対応してきた経緯があり、これ以上に明確に語る必要を感じてこなかった。しかし、2019（令和1）年度の内部質保証向上委員会において、外部評価者からの指摘事項として挙げられたことが確認されたことを受けて、2020（令和2）年度の教務委員会で検討し、同年度に行われた2021（令和3）年度入学選抜の募集要項から記述を改め、「受験および入学後に配慮が必要な場合」として、「障がいの事由で、受験時の配慮および入学後の学びや生活に関して事前に相談があった場合には、その理解を得るよう努め、関係部署が連携し、できる限りの配慮を行うようにする」と明記した上で、相談の具体的な手順について記載するようにした〔資料4-3-2および5-2〕。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。

a. 学生募集

学生募集は募集委員会が企画・立案、運営を担当している。募集委員会は毎年の入試要項

や上記の「遣わされる日のために」を作成し、日本基督教団の諸教会およびキリスト教学校教育同盟加盟校に送付する。また、主にキリスト教関係雑誌に募集のための広告掲載を行っている。キリスト教の伝道者、牧師、教師の養成という本学の使命から、広く一般に学生募集を行うよりもキリスト教関係諸団体、諸教会に集中的に募集をかけている。これがアドミツション・ポリシーに掲げられた内容を適切に実行する手段として有効であると考えられるからである。

学生募集を行う場として、「日本伝道を担う青年の集い」「オープン・キャンパス」「入試説明会」がある。まず、毎年9月に本学を会場として開催される「日本伝道を担う青年の集い」において募集の働きかけをしている。毎年百数十名の参加者があり、本学の存在と、その独特な理念と存在意義とを広く知らしめる機会となっている。次に、毎年12月には「オープン・キャンパス」を行っている。本学に関心を持つ多くの人たちに、実際の授業、礼拝などを体験してもらい、また学生たちと交流してもらっている〔資料 5-6〕。さらに、各大学による学生募集の働きかけは、年度のより早い時期から行われていることを鑑み、2018年度からは7月に入試説明会を行うこととした。

キリスト教学校で学ぶ生徒・学生たちは本学への入学が期待される潜在的な入学者なので、キリスト教学校への働きかけを重視している。キリスト教学校に対する指定校推薦制度を実施し、そのための広報活動を行っている。また、本学を会場に毎年5月に開かれる「キリスト教学校伝道協議会」において、諸学校との積極的な接触と志願者の掘り起こしに努めている。ここに集う主としてキリスト教学校教育同盟加盟の諸学校の校長、理事長、宗教主任等に指定校推薦制度を宣伝し、また本学の使命と求める学生像を繰り返し伝えて、学生募集を行っている。さらに「派遣プログラム」として、全国のキリスト教学校に学生を派遣し、教役者として生きる道について生徒・学生たちに語る機会を設けていただいている〔資料 5-8〕。キリスト教学校からの推薦入学・編入学は、毎年成果を挙げており、1～3名の学生が入学・編入学している。

広報委員会は『大学案内』の製作、『学報』の編集発行、大学ホームページの管理を行っている。これらはいずれも、学生募集のための重要なツールである。『大学案内』には現役の牧師や学生のインタビューなども掲載し、卒業生や現在の学生の「姿が見える」学校案内にした〔資料 1-5〕。これも求める学生像を提示する試みといえる。2018年10月にホームページをリニューアルしたが、そこには新たに「東神大で学びたい皆様」のタブを設け、受験志願者が求める情報を確実に得られるようにした。また従来どおり日本各地で働いている現役の牧師たちが仕事の喜びを語るページも設けている。

教務課は入学志願者の枠を広げるための制度的な工夫に取り組んでいる。キリスト教会の牧師、キリスト教学校の宗教科教師を育成するという本学の基本的姿勢を変更することなく、すでに牧師になっている者（とくに学位取得を目指す者）の再教育、牧師の配偶者や教会役員の教育もまた本学の使命と理解し、そのような人たちから志願者を募ることは2007年度から着手していた。このことを制度的に明確にするため、2017（平成29）年度入学者からは、教役者となるのではなく、信徒として教会に貢献する志を持ち、神学の学びを希望する者を「神学研修志望者」と呼んで、その積極的な受け入れを表明するようにした。2017（平成29）年度には3名（1名が1年次に、2名が3年次に）、2019（令和元）年度には5名（全員3年次に）、2020（令和2）年度には2名（1名が1年次に、1名が3年次に）

をこの形で迎え入れることができた。

入学志願者の枠を広げるためのもう一つの制度的な工夫として、博士課程後期課程に長期履修学生制度を設けている。また入試科目の語学科目を減らして入試改善を行い、キリスト教学校ですでに教鞭をとっている教務教師などが、博士課程後期に入学しやすくかつ学びやすくした [資料 5-1]。

b. 入学者選抜

入学者選抜は教務課が担当し、教務課副主任が責任者となって実行している。11月、2月および3月の3回の入学者選抜を毎年行っている。また大学院神学研究科の入学者選抜は2月に実施される。

入学者選抜の方法は、先の本学が求める学生像に従って、学力の考査、教会からの推薦、本人の信仰経歴と面接による召命感の確認に基づいて判定する。2017（平成 29）年度入試から「神学研修志望者」として、信徒のまま教会に責任的に仕えることを願う者（もちろん、本人のその志は明確に表明されなければならない）をも受け入れることとなったが、選抜方法に違いはない。

入学者選抜の準備および実施は、次のような体制で進められる。まず、入試にかかわる諸日程（要項の配布開始日、願書の受付期間、試験日、発表日など）は、前年度の内に、そのときの教務課副主任によって教授会に提案され、承認を受ける。次に、入試の種類・試験内容などは年度初めに教務課副主任より教授会に提案され、承認を受ける。これに基づいて要項が編まれる。入試問題は教授会メンバーによって用意される。用意された入試問題案は、教務課副主任（入学試験担当）の招集により、教授会から選抜された数名の委員からなる入学試験問題検討委員会によって複数回の検討を経る。この検討によって問題の量・内容・難易度などが検討され、必要に応じて修正を求めた上で、最終的に教授会の承認を得て、問題として確定される。他方、入学志願者から提出された願書は、教務課事務職員および教務課副主任によって、その適切性がチェックされる。その上で、志願状況を踏まえた入試当日のプログラムが編まれ、教授会の承認を得る。試験を終えた後には、教授会の全員が参加して合格判定会議を行い、事前に提出された書類・筆記試験の成績・推薦書の内容・面接の印象成績をもとに可否を決定する。

入学者選抜における「調査表」の位置づけに関しては、本学の入学試験が面接を重視していることは、既に述べた通りである。従って、「調査表」は面接に際しての資料の一つと見做される。しかし、これもまた既に述べたように、本学は学力偏重を避け、教会の教役者たるにふさわしい人材を選抜することを第一にしている。「調査表」の内容も、それを点数化したりするような仕方では用いない。重要ではあるが、あくまで参考資料と位置づけられており、可否を決定するほどの材料とは見做されていない。

●神学部

11月の入学試験において実施されるのは、①推薦入学試験、②推薦編入学試験、③編入学試験の三つである。2月と3月の入学試験においては、①入学試験、②編入学試験の二つである。

試験科目は、現在、以下の通りである。

① 推薦入学試験および推薦編入学試験：面接

② 入学試験および編入学試験：小論文、面接

入試および編入試は試験科目を小論文に限定している。これらの試験科目に加えて、どの種類の受験者に対しても、いずれも一人につき 10～15 分の教授会全員による丁寧な面接が行われる。面接は、本学の目的、召命感、学力、勉強の意欲などを直接確かめるとともに、コミュニケーションの能力も判定している。これらの試験方法によって、入学者選抜の適切性は、学生受け入れ方針に基づいて、適切に行われている。推薦入学試験および推薦編入学試験では、面接のみを課している。

教会の教役者（牧師）としての適性は全人的に見られなくてはならない。従って、教授会メンバー全員による面接という従来からのやり方はなお重要である。また、学部では、全ての選抜方法において小論文が導入されているが、これは論理的思考能力、国語（日本語）能力、表現力など、いずれも教会の牧師として不可欠の能力を総合的に把握、評価する方法として行われている。これらの選抜方法は有効に機能していると思われる。

入学者選抜においては外国語の試験を行っていないが、英語に関しては、入学後ただちに実力試験を行い、英語能力が低いと判定された者には「英語基礎」など、英語関連科目の受講を義務付けている [資料 5-4]。

留学生用に特化した試験は実施していない。

●神学研究科

神学研究科の学生募集に関しては、博士課程前期課程と同後期課程について分けて記さなければならぬ。まず、博士課程前期課程の入学者選抜は、内部進学者と外部受験者とに分けて、別々に行われている [資料 5-3 および 5-2]。

博士課程前期課程への内部進学者に関しては、学部での成績の審査と教授会の面接によって選抜が行われている。学部における成績、適性、夏期伝道実習の評価、さらには出席教会の牧師の推薦などを改めて考慮し、慎重に内部進学の選抜を実施している。

外部受験者に対しては、論文審査（大学卒業論文、または、それに準ずるものを予め提出させる）、および外国語（英語、独語より 1 科目を選択）、さらに、聖書神学専攻希望者には、専門語学（旧約聖書神学専攻者はヒブル語、新約聖書神学専攻者は新約聖書ギリシヤ語）の筆記試験が行われる。この他に、学部と同様、一人につき 15 分程度の丁寧な面接が行われる。入学者選抜については、学問性を維持するための最低の条件が要求されている。また、牧師をめざす志を問う面接もまた十分に機能している。

外部からの受験生に対しては、外国語に関して本学学部修了レベルの専門書読解力を身につけているかどうかが見られる。また、論文の審査を通して、神学的な素養と論理的思考力を見ている。聖書神学専攻希望者には、専門語学の試験も課しているが、これは、本学ではヒブル語や新約聖書ギリシヤ語が学部在学中に履修を終えているものとしていることによる。これらの試験によって、大学院入学者を内部進学者のレベルに一致させる努力がなされている。

入学者選抜の方法は健全に機能しており、大学院レベルの教育に耐え得る学生が確保されている。また、ここでも単なる学力優秀者の受け入れを目指しているのではないことは、時間をかけての面接が行われていることから明らかである。

博士課程後期課程であるが、本学における後期課程は主に既にあるキリスト教会の牧師となっている者が、より深い神学研究を行う場と見做されている。入学者のほとんどは内部進学者である。論文審査と前期課程での成績の評価、また、教授会での面接によって進学が許可されている。

論文博士に関する規程を整備する課題については、すでに2008（平成20）年度の教授会において学位規則等の改正が承認され、より広い学生に門戸を開く方向で動き始めている。留学生に関しては、大学院でも留学生に特化した試験は行っていない。本国において、学校法人として認可された大学神学部を卒業した学士取得者には、博士課程前期課程の入試を経て受け入れられている。ただしキリスト教神学の学問は、他の学問領域と同様に、高度な概念化された専門用語が多く使用され、それらを入学前に母国語で学べなかった留学生には困難が伴う。そこで入学前に日本語能力を向上させる努力と準備を促す必要が生じる。そのため、大学院からの入学者の場合も、必要に応じて「日本語基礎」の授業を日本語能力向上のための補講として受講することを勧めている〔資料5-5〕。

(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

●大学全体

本学では、特に学部1年生と2年生の定員充足率が低くなっている。また神学研究科の定員充足率も低い。本学の学生受け入れの方針の特殊性に起因するところがあるが、学部定員充足の努力を継続している。今後も収容定員に対する在籍学生数比率の適切性を保つ努力を継続していく必要がある。

●神学部

2020（令和2）年5月1日現在での学部在籍者数と充足率は以下の通りである。

学部1年 3名（定員5名に対して、充足率60%）

学部2年 3名（定員7名に対して、充足率43%）

学部3年 16名（定員27名に対して、充足率59%）

学部4年 25名（定員30名に対して、充足率83%）

学部全体としてみれば、2020（令和2）年度は定員69名に対して47名（充足率68.1%）であった。新定員の完全実施への移行期の中にあり、2023年度まで定員が減っていくことになるとはいえ、充足率はなお十分とは言えない。充足率向上のために不断の努力が必要である。以下その問題への方策として実施されてきたものについて、簡潔に記す。

定員充足率を上げるために、学生募集のための活動を活性化してきた。具体的には、推薦入学制度の導入、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、「青年の集い」（後述）等である。

他方、定員の削減も行っている。2020（令和2）年度より、入学定員を7名から5名に、編入学定員を23名から20名に削減することとした。移行期を経て、これが完全に施行される2023（令和5）年度には、本学の定員は60名になる。

学部1年次への入学者の少ないことは大いに問題ではあるが、他大学などの卒業者が多

く学部3年(場合によっては学部2年)に編入学するものが多いことは、本学の特色でもある。キリスト教の教会、キリスト教学校で教役者として働くことを志すに至るには、人間的な成熟が必要である。社会人としての経験は教役者としての働きに大きく資することにもなる。本学はセカンドキャリアとして教役者となることを目指す人を積極的に受け入れてきた。そもそも、教会や学校において広い世代にわたる人々を教え導くという牧師職には、知的にも、人格的にも成熟した人材が求められる。それゆえ、例えば、米国では神学教育が大学院修士課程のレベルで行われることが多い。事情は本学でも同様であり、他の大学とは違い、すでに大学教育を受けた者、さらに社会人経験を持っている者たちが、学部3年に編入学して神学の専門教育を受けることは、本学での学び方の基本的な形を成しているのである。

●神学研究科

2020(令和2)年5月1日現在での大学院の在籍者数と充足率は以下の通りである(前期課程の1学年の定員は30名、後期課程の定員は1~3学年は各4名)

| | | |
|---------|-----|--------|
| 前期課程 1年 | 11名 | (37%) |
| 前期課程 2年 | 26名 | (87%) |
| 後期課程 1年 | 1名 | (25%) |
| 後期課程 2年 | 3名 | (75%) |
| 後期課程 3年 | 8名 | (200%) |

後期課程は上述のように、教会の教役者〔牧師・伝道師〕としての働きと並行しての学業であるため、充足率が低くなっている。3年次の学生が多いのは、仕事を持ちながら論文執筆をするのに時間を要するのとともに、長期履修学生制度を利用して学んでいる学生がいることにもよる。後期課程全体では2020年度は定員12名に対して学生数は12名であって、適切な数の学生が学んでいると言える〔資料5-1〕。

前期課程の充足率は、学部からの内部進学者の多寡に対応する。2020年度は定員60名に対して学生数は37名で、充足率は62%であった。学部からの一貫教育を強調しているだけに、学部での充足率の低さが後になって大学院の充足率に反映される傾向にある。これに対する対策は、しかし、まさに一貫教育のゆえに、学部レベルでの対策に依存することになる。従って、大学院レベルで特にとられる対策はない。これまで特に検討されたこともない。

(4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生受け入れが本学の学生受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されているかどうかの検証の担い手の一つは、教務委員会である。また、入学試験後の教授会においても検証がなされている。さらに入試問題検討委員会にて、入学試験問題が毎年検討され、適切な出題となっているかを反省し、次年度の入学試験に反映させている。

特に本学では、面接のウェイトが高いために、面接内容の検討等を定期的に検証することが、今後の課題となっている。

[2. 長所・特色]

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

小規模大学である本学は、学部においても研究科においても、教授会全体が入学志願者全員の面接にあたり、さらには判定に関しても教授会全員の了解を求めている。志願者の一人一人について、諸要素が丁寧に検討されているので、教授会全員が合否に責任を持つ体制となっている。このことによって、入学者選抜における透明性・公正性・妥当性が確保されている。また、教授会のメンバー全員が日本基督教団の教師であり、大学の理念・目的を体現しようとする召命共同体であるため、その召命共同体の新しい成員となるべき入学者の選抜に際して、相当高い次元での理念の一致をもって吟味を行っている。

[3. 問題点]

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針に、入学時までには修得しておくべき学力水準について、できる限り具体的に記す必要がある。もともと、2020（令和2）年度の教務委員会で検討し、2021（令和3）年度より改定される見込みである。また、障がいのある学生を受け入れ方針を明示する方向に努力する必要がある。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜においていねいな面接を行うことは本学の入学者選抜の長所であるが、その際の基準の透明性を確保する措置に関しては、問題がある。召命、意欲、適性などが選抜の基準として明確にあるが、これらを点数化することは困難だからである。従来、事前に提出される書類については点数化をしつつも、面接については大まかな判定と個別のコメントを評価としてきた。しかし、この部分についても、客観的な結果を残し、透明化するためには、2019（令和1）年度の教務委員会で議論の上、学部の面接試験における評価項目を明確にし、さらに信仰経歴、教会推薦、小論文、面接の全てについて評価基準（ルーブリック）を作成し、教授会に諮った。2019（令和1）年度中に行われた2020（令和2）年度入試より、この評価基準に基づいて入学者選抜が実施されている。まずはこの効果を見極め、大学院入試においても同様の客観化を検討したい。

学外関係者などから入学者選抜方法について意見を聞くことは行われていない。本学の教育の特殊性のゆえに、他の諸大学と入学試験の趣旨が異なっているため、学外者の意見が必ずしも有益であるとは思われないからである。しかし、まさに趣旨を生かすための意見を聞くことはありうる。本学をよく理解する人々からの入試に関する意見聴取の制度化は今後の課題である。

大学院への外部からの入学者選抜を行っているが、神学という学問の性質上、長期の積み重ねが必要であることから、学部において基本からの丁寧な学習のカリキュラムを組む本学と他大学・神学校との学問水準に、近年、かなりのギャップが見られることがある。入学者選抜にあたり、修得しておくべき知識等の水準を、さらに詳細に明示する必要がある。ま

た、外部から入学する者が本学大学院での学びに適応するための配慮を、より丁寧に行う必要がある。これは、学生受け入れそのものの課題であるよりも、学生支援における課題である。

(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部 の 定員充足率を上げることが、引き続き本学の改善すべき課題である。

[4. 全体のまとめ]

本学は、本学の理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表し、この方針に沿って学生の受け入れを行っている。学生の受け入れは公正に行われていると考え、そのことを客観的に裏付けることができるように、面接の点数化など、透明性を高める措置を講じることとした。

学生の定員充足率が低いことは強く自覚され、定員充足率を上げるための不断の努力がなされてきているが、さらなる対策を講じる必要がある。2020（令和2）年度には4年次転入学制度を設けた。これは大学院前期課程入学希望者に学部4年次への転入学を勧め、大学院前期課程への内部進学を知っていたらと共、学部定員を充足する狙いがある。2017年度から始めた神学研修志望者の受け入れについては、さらにアピールする必要がある。

学部1年生と2年生の充足率が極端に低い。これは、高校生の段階で、牧師という「職業選択」を行い得ない現状の反映でもあるが、高校を出て社会経験を積んだ人々への宣伝の強化、キリスト教学校において、すでにキリスト教に接して、牧師の仕事の意義を学んだ高校生などへの積極的な働きかけが有益であると思われる。そのためにも、さらに諸教会とキリスト教学校との連携を密接にしていく必要がある。高校生への働きかけについては、学生会が主体となっていて「高校生会」も効果を挙げている。これは、本来は募集とは関係のない行事だが、募集にもつながるように位置づけていることができるかもしれない。

障がいのある学生の受け入れ方針の明示については、教務委員会で検討し、2020（令和2）年度の募集要項に掲載できるようにした。

大学院研究科の入学試験にあたり、修得しておくべき知識等の水準の明示についても、教務委員会の検討を経て教授会に諮り、1～2年の内に実施したい。

[根拠資料]

- 資料 1-2 東京神学大学学則
- 資料 1-5 東京神学大学大学案内 2020 年度版
- 資料 1-6 東京神学大学ホームページ (<https://www.tuts.ac.jp>)
- 資料 4-3-2 東京神学大学神学部神学科学学生募集要項（11月、2月、3月試験）
- 資料 5-1 東京神学大学大学院長期履修学生内規
- 資料 5-2 東京神学大学大学院神学研究科学学生募集要項
- 資料 5-3 大学院前期課程内部入試要項

- 資料 5-4 2016 年度 英語補講クラスについて
- 資料 5-5 日本語実力試験および日本語補講クラスについて
- 資料 5-6 東京神学大学 オープン・キャンパス
- 資料 5-7 遣わされる日のために（東京神学大学入学試験の手引き）
- 資料 5-8 2020 年度 「献身の喜び——派遣報告書」

6 教員・教員組織

[1. 現状説明]

(1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか

a. 大学として求める教員像の設定

(各学位課程における専門分野における能力、教育に対する姿勢等について)

「大学学則」第1条に定める本学の目的は、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する「教役者〔きょうえきしや：牧師・伝道者のこと〕」を養成することであり〔資料1-2〕、またそのために大学院神学研究科を併設し、「大学院学則」第2条第3項において、「その前期課程は修士課程として取り扱う」ものとしたうえ、全学生に原則として、所謂「修士課程」の修了までを求めている〔資料1-3〕。

上記の目的に即して「東京神学大学教育職員選考基準」に、本学教員に求められる学的水準ならびに教育経験が定められているが、第一に、本学の教授・准教授は、大学院研究科委員会の構成員たりうる者でなければならず、常勤講師も、将来准教授また教授に昇進しうる者でなければならぬ。助教に対しても将来准教授また教授に昇進し得る者であることが求められている。また本学に特徴的であるのは、教授・准教授選考の基準となる「教育上の経験」について、「教会伝道上の経験」をもって替えることができることである〔資料6-1〕。

しかし、そのこととどまらず、教役者の養成は教役者である者が行うのが当然である。と本学においては考えられてきたので、実際、現在の専任教員は常勤講師・助教も含めて、すべていずれかの福音主義教会の教役者の資格を有するものである〔資料6-2〕。ただし、専任教員全員が教役者である必要があるかどうかは（特に、所謂「特任」にあたる者については）検討の余地があるものと思われる。

学部および大学院前期課程・後期課程のそれぞれの分野における教員の能力については、まだ明確で具体的な規定は存在しない。「東京神学大学教育職員任用に関する規則」〔資料6-3〕および「東京神学大学教育職員の任用に関する内規」〔資料6-4〕を参照しても、能力（業績）についての判断は、基本的に審査委員会が慣例に基づいて行なってきたというのが現状である。ようやく2019（令和1）年度末に「東京神学大学大学院担当教員資格に関する規程」〔資料6-5〕が制定され、運用が始まったところで、さらなる規則整備が期待される。

2020（令和2）年5月現在、専任教員は、旧約聖書神学2名、新約聖書神学2名、組織神学3名、歴史神学2名（うち1名は特任教授）、実践神学4名（内パストラル・ケア一専任でアメリカ合衆国籍1名、キリスト教教育専任資格者3名で内1名は大韓民国籍の特任教授）の計13名である。この全員が大学院の授業も担い得る。大学院で言えば、これら13名が聖書神学専攻に4名、組織神学専攻に9名というかたちで教育にあたることになる。これは大学設置基準や大学院設置基準の定める最低限の人数に1名及ばない数字で、急逝や急な辞職によってもたらされた事態である。現在は特に大学院設置基準に照らして聖書神学専攻に1名を補充する喫緊の必要があり、幸い2022（令和4）年4月からの任用が見

込まれている。構成そのものについては、本学の規模から言って、過少ということではなく、神学の全分野を網羅できるようになっている。

教員の年齢構成について言えば、本学の教員が体系的に全体を分担するものであるゆえに、その担当者が欠けることのないように計画し努力する、つまり後継者を絶えることなく立てるといふ課題とつながっている。

教員の内、女性がどの程度の割合を占めるべきであるかについては、規定がない。しかし、女性の教役者を認めていない教会が存在するなかで、これを認めた教会ではその人数が相当増えている、教会の教役者養成を主要な目的とする本学への入学者も、女性の割合が増加しつつある。相当数の女性を含む教役者の養成を担う教員に女性が含まれるべきことは、当然、常に考慮されなければならない。現在、女性は2名であるが、今後、女性教員を任用する機会が増えるであろうし、そのことについては積極的な姿勢が必要であろう。因みに、2022（令和4）年4月から任用される予定なのは女性である。

専任教員のうち外国人の割合についても規定はない。ただし、日本基督教団と宣教協約を結んでいる海外の教会からの宣教師を、宗教学や牧会学等の担当者として採用することは、伝統となってきた。現在アメリカ改革派教会から1名（アメリカ合衆国籍）、在日大韓基督教会から1名（大韓民国籍）の専任教員を迎えている。外国人教員の採用は、今後本学の国際化、留学生の増加という目的ともかわかって、重要な課題となると思われる。しかし、その場合でも、任用の基準の明確化が必要になるであろう。

教員の連携体制について述べれば、まず、伝統的に神学という研究領域の全体が体系を有し、聖書神学と組織神学という2専攻もそれぞれの研究対象が相互に了解されており、また両専攻の関係も明らかに認識されていると言える。

大学院学則第24条第3項〔資料1-3〕は、研究科委員会が各専攻に主任を置くこととし、専攻の教育課程を始め、専攻に関する諸事項を監督し、研究科委員会に諮るものとしている（同第26条）。大学院の専攻は、学部の神学専門科目の専門分野区分と連続しているもので、学部の授業も含めて、各専門分野の教育方針、毎年度の授業計画と各授業の担当者、非常勤講師の委嘱については専攻主任がその専攻の専任教員全員を集めて意見を聞いて決定し、教務課主任を通して教授会（研究科委員会）に諮り、承認を求め、非常勤講師との連絡も、専攻主任が行う。学際基礎科目について専攻主任に当るものは教務課主任であり、教育職員免許状関連の科目について責任を持つのは、教職課程主任であって、それぞれの関係の非常勤講師の委嘱および、非常勤講師との連絡を行う。専攻主任は、専任教員の人事についても、専攻の教育方針や適切な教員構成、科目担当にふさわしい候補者を専攻の専任教員全員に諮らうえ、教授会に提案することとされている。

教員の連携体制の最も基本をなすのは、教授会と研究科委員会である。大学院学則第27条〔資料1-2〕および大学院学則第24～25条〔資料1-3〕によって大学院研究科委員会を兼ねる教授会が置かれ、教授会規程第8条〔資料6-6〕により、教員の研究方針および計画に関する事項と人事に関する事項を中心とする教育研究にかかる責任は教授会全体が補佐して学長が負う。

定例教授会は年27～28回行われ、専任教員全員（助教と特任教授を除く）の出席が原則となっている。さらに、年3回、夏期、冬期、春期の休業期間の初めに特別教授会を行う。とくに春期は一泊して行ってきた（現在はコロナ禍の影響により、1日で済ませることに

している)。これも助教と特任教授を除く専任教員の全員参加が原則である。特別教授会においては、通常の教授会で十分審議できない問題や、特に長期的な展望の下で取り組む必要のある問題を、時間をかけて調査し、総合的な見地から吟味検討している。また、その都度、教育問題を取り上げ、クラス担任を通じて全学生について個別の情報を共有し、きめ細かな指導ができるように配慮している。また内部質保証向上委員会やFD委員会の報告とそれらの委員会が提示した課題の協議は、特別教授会で行う。以上については、東京神学大学教授会規程を参照して欲しい〔資料6-6〕。

教育面での職務分担は東京神学大学教育職員役職規程〔資料6-1〕および東京神学大学委員会規程〔資料6-7〕に定められ、明示されているところに従って、毎年、決められる(大学の沿革と組織〔2020年度版〕の5頁を参照〔資料6-8〕)。その報告は必要に応じて教授会にもたらされる。

b. 学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学の教育の精神は、学部から修士課程(前期課程)までの一貫教育であり、その上にさらに高度な研究を行う博士課程後期課程を置くものとなっている。それゆえ、教員も学部授業と大学院研究科授業を両方とも担当するとされてきた。「大学院学則」第23条に「研究科の授業担当教員は、本大学の教授、准教授、特任教授および講師をもってこれに充てる」と定める通りであり、また、同第24条は、本学(神学部)の教授・准教授をもって自動的に研究科委員会を組織することとしている〔資料1-3〕。しかし、この一貫教育の理想に対し、大学院、さらには前期課程・後期課程の独自性を明らかにすべき面もあると言わなければならない。

また、「寄附行為」前文に、「東京神学大学は日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに合同教会としての教団の世界教會的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教會の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界教會の宣教とに奉仕しようとするものである」と記されている〔資料1-1〕。神学の教員・研究者像には、実は、グローバルな標準が存在するのである〔資料1-5〕。それゆえ、明文化された基準はないが、伝統的に、本学の教員には、海外で学位を取得するか、少なくとも数年、海外の教会を体験しつつ学問研究を行うことが求められてきたと言える〔資料6-2および6-9〕。

上記(a)の通り、教員の内女性がどの程度の割合を占めるべきであるかについては、規定がない。また、専任教員のうち外国人の割合についても、規定はない。

このように、全体として、慣例と、任用が必要になった時点での候補者の属性とが優先されてきたのが従来のやり方であり、規程の整備と明示が必要であったが、既に述べた通り、2019(令和1)年度末に「東京神学大学大学院担当教員資格に関する規程」〔資料6-5〕が制定され、改善に向けて一歩を踏み出すことができた。

(2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

a. 大学として求める教員像の設定大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数

本学学部の必要専任教員数は、大学設置基準準則表第一、第二を満たすものでなければならぬが、それによると、学部として文学部に準じて10名、大学全体としてこれに加えて

7名、収容定員が別表において基礎とされる数より少ないので2割減じて14名、これにいわゆる教職課程専任2名を加えて16名、ただし実践神学担当教員のうちの2名が教職課程専任を兼ねることが許されているので、結局14名の教員が必要であると考えられる。大学院神学研究科に関しては、大学院設置基準に基づき、聖書神学専攻と組織神学専攻とに、それぞれ5名の専任教員が必要である。これらの必要は現在、充足されていない。

なお、この数は、神学の体系それぞれに基づいて、神学の2専攻5分野（聖書神学2分野＝旧約聖書神学、新約聖書神学、組織神学3分野＝組織神学、歴史神学、実践神学）を分担しうる最低限の人数と受けとめることもできる。すなわち、旧約聖書神学、新約聖書神学、組織神学、歴史神学の四分野に各3名が理想であるが、聖書・組織両専攻それぞれ1名を減じることがありうる。そして組織神学専攻の内の実践神学には4名（教職課程専任2名を含む）が配置されることを理想としている。こうした配分は各分野内部での伝統的な区分を反映している。旧約聖書は律法、預言者、諸書と大きく三つに区分できる。新しい約聖書では福音書、パウロ書簡、ヨハネ文書という分け方が大枠である。組織神学は教義学、倫理学、弁証学に、歴史神学は古代・中世、宗教改革、近代・現代（アジア教会史、日本教会史を含む）に、実践神学は説教学、キリスト教教育、礼拝学、牧会学（教職課程専任者が説教学あるいはキリスト教教育科目をも担当することが適切である）に大きく分けられる。そこで、そのそれぞれに専門家が配置されることが望ましいというところから、上記の配分が目標となってくるわけである〔資料6-3〕。

b. 適切な教員組織編制のための措置

（教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置について）

神学は、とくにその基礎科目（学部の専門教育科目中必修とされているもの）において、全体として教会実践に集約される体系をなし、科目相互間に整合性を有するものである。それゆえいづれの神学教育機関においても、基礎科目は専任教員が担当することが当然とされている。あるいは、専任教員は、広く基礎科目を担当しうる者でなければならぬ。開講される専門教育科目必修45科目は、特殊な専門科目（教会史、宗教史）2科目および聖書語学4科目を除いて、すべて専任教員が行っている。神学基礎科目（学際的課題を含んだ入門科目）もすべて専任教員が担当することになっている。また、選択24科目、また大学院の科目は、高度の専門性を有するもので、本学専任教員がその専門分野の研究を活かす科目を担当すると同時に、その科目の内容に最もふさわしい担当者を学外にも求めるのが適当である。現在の授業担当は、この方針の通りに行なわれている（2020年度の学部および大学院の「履修の手引き」中の「授業計画」欄を参照〔資料6-10〕）。

（研究科担当教員の資格の明確化について）

研究科担当教員については、その資格の明確化が十分ではなかったが、2020（令和2）年度より「東京神学大学院教員資格に関する規程」〔資料6-5〕が施行された。これに基づき細則の整備を急がなければならない。（配置については前項を参照。）

（各学位課程の目的に即した教員配置）

これについても基本的には前々項（教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置について）に述べられた通りであるが、ここでは特に国際性と男女比および年齢構成に限って記す。国際性に関しては、現在の専任教員のほとんどが日本国外の神学

教育機関での学びを経験しているということによって確保されていると見做されるであろう。男女比については、各人の能力による部分があるので、予め割合を設定することは難しいが、本学の現状および日本の教会の現状を考慮するならば、女性教員の増員が望ましいことは事実である。

年齢構成については、教員の定年・引退を見据えた任用が順調に行なわれる限りにおいては大きな問題はない。しかし、人材の関係で高齢化傾向にある分野が一時的に生じることはあり得る。補充にあたって、出来るだけ若い者を任用するように心がけることは可能であろうが、神学の分野での人材育成の現状を考えると、必要が必ず満たされるというわけにはいかないであろう。

(教員の授業担当負担への適切な配慮)

「学校法人東京神学大学就業規則」第3条の(1)によれば、教育職員の担当時間は、1週8時間とするとされている[資料6-11]。週8時間とはコマ数にして4コマ分を意味するので、特任教授および助教を除く専任教員は最低、週4コマを教える義務を有する。授業の担当コマ数については、次年度の授業計画を作成するにあたって、毎年、各分野で調整されている。これによって、特定の教員に過重な負担が課せられないように配慮がなされている。

c. 学士課程における教養教育の運営体制

本学における教養教育を担うのは学際基礎科目(選択必修)群である。文化社会の複雑な相互浸透、情報交流の中で、神学の研究教育も広く学際的に開かれる必要があるところから、本学では、これを重んじてきた。主に他大学・研究機関の有能な人材の協力を得て行なうこととされている。現在の授業担当は、この方針の通りに行なわれている(2020(令和2)年度の学部および大学院の「履修の手引き」中の「授業計画」欄を参照[資料6-10])。

学際基礎科目の運営に責任を持つのは教務委員会である(東京神学大学教務委員会規程の第2条の(1)を参照[資料6-12])。教務課との連携の下、教員の任用や授業内容等について、随時、意見交換をしている。

(3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか

a. 教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
すでに(1)において述べたように、本学の教育の方針は、教会の教役者に相応しい訓練として、学部から修士課程までの一貫教育であり、その上にさらに高度な研究を行う博士課程後期課程を置くものである。これまで、教員も学部授業と大学院研究科授業を両方もも担当し、神学部教授会を構成する教授・准教授をもって神学研究科委員会を組織することとしてきた。

教員の任免に関しては、寄附行為施行細則第7条第3項により「学長が教授会の意見を徴したうえ推薦する者について、理事会においてこれを決する」。教員の任用に際しては、その人物、業績に関する審査委員会を、そのつど組織する(「教育職員任用に関する規則」第6条および「教育職員の任用に関する内規」1)[資料6-3および6-4]。教育経験については年限によって判断し、業績とその水準に関しては、審査委員会が認定する。業績および経歴に関する基準は、「教育職員選考基準」に定められている[資料6-13]。

教員の採用・昇格に係る教育研究活動の評価については、年限以外に点数化のような明確な基準があるわけではない。日本基督教学会及び関連の諸学会における講演ならびに論文発表、海外の学会における研究発表、また学内においても、大学の神学研究誌『神学』および総合研究所刊行の専門誌『伝道と神学』への論文発表が、判断の材料とされる。

なお、臨床牧会教育の担当教員については、日本臨床心理士資格認定協会の資格認定における臨床的活動の評価の仕方を参照しつつ判断しているが、臨床心理士に於けるような活動の点数化あるいは単位化を実施している機関は、日本国内に存在せず、また本学独自に行うこともできない。

以上のように、評価に明確な基準を与えることが難しい研究分野であるので、任用、昇格の際には、審査委員会が評価の責任を負ってきた〔資料 6-4〕。しかし、それでは基準が曖昧であるとの指摘を受ける可能性があり、規程の整備に取り組むべき時期が来ていると言えるであろう。

b. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

神学の研究・教育にふさわしい人材であるかどうかを適正に判断するためには、長い時間がかかり、募集に当たってきた人物について、ある一定の時間内に評価し、判断するのは適当ではない。また日本において、神学の研究者は数が少なく、各研究者の現在の状況も相当程度研究者間で知られているため、いよいよ教員の公募は適当でない。採用については、各専攻において、その教育方針にふさわしい資質を備えた研究者を探し、必要であれば、関係の深い研究者に対し、また外国人研究者（そのほとんどは宣教師として来日する）を得たい場合には宣教師派遣団体に対して、適当な人材の推薦を依頼するのがふつうであり、本学もそのように行ってきた。

ふさわしい教員を得るためには、自らその候補者を養成することも必要である。博士課程後期課程の学生の中から「研究助手」を選び、「研究助手のための奨学金に関する内規」に従って、校納金相当額の奨学金を給付し〔資料 6-14〕、あるいは博士課程前期課程修了者の中から、特に研究および教育の面での将来性を期待される者に、博士号の取得を視野に入れた海外での研修を奨励し、「教育職員後継者養成のための特別奨学金に関する内規」によって、経済的支援を行っている〔資料 6-14〕。

教員の任免に関する規程としては、寄附行為施行細則第 7 条第 3 項、教育職員任用に関する規則および教育職員の任用に関する内規がある〔資料 6-3 および 6-4〕。業績および経歴に関する基準は、「教育職員選考基準」に定められている〔資料 6-13〕。

教員の採用については、専攻主任からの提案を受けて教務課主任が教授会に発議し、教授会が審査委員会を組織する。昇格は、既定の勤続年数を経ようとするとときに教務課主任から教授会に発議される。審査委員会は本人の業績資料を集め、また本人と面接のうえ、業績を認定し、教育経歴を判断する。審査は業績資料および面接に基づいて厳正に行われている。

(4) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか

a. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

2008（平成20）年度に学長を委員長とする「FD委員会」を發足させ、「FD委員会規程」を制定して、委員会会合を毎学期初めに開くこととした〔資料6-16〕。また、委員会の活動報告は、特別教授会に提出し、FD委員会主催の講演会は、教員、学生、事務職員に開かれ、学報に發表している〔資料6-17、6-18 および6-19〕。

FD委員会は、教員の授業改善のために、2009（平成21）年度以来、授業効果調査アンケートの項目を定め、実施方法を検討し、調査結果を評価してきた。当初は全科目の授業についてアンケートを行ってきたが、教員の授業スキルに関するフィードバックの課題を果したためには、毎学期全科目について行うことは、あまり意味がないと判断し、2012（平成24）年度以降は、各教員学部1科目大学院1科目について実施している。さらに、2016（平成27）年度から、アンケート項目を、全面的に組み替える改革を行った。

本学では、ほとんどの大学行事に専任教員の全員が出席する。従って、それらの行事が多様な仕方で教員の資質の向上に役立っている。例えば、学期の始業式に専任教員が順番で行う「始業講演」（各人には6～7年に一度まわってくる）、その後講演内容を巡って教授会全員が参加する討論会（神学サロン）は、教授会全員が、専攻分野をこえて、相互の認識を深め、異なる視点から批判を加える機会となっている。さらに、本学が毎年1月に開催する「教職セミナー」は、教会の教役者の研修の場であるが、ここでは、専任教員のほぼ全員が、主題講演、主題を巡るパネルディスカッションのパネリスト等の役割を持ち、参加者からの批評を受けることになる。

またFD委員会が、2012（平成24）年度にFD委員会主催講演会として、4月17日に全学（教員・学生）を対象に開いたフォーラムは、その後、2013（平成25）年度から「神学校全学集会」として、学生課が担当し、毎年開催することとなった。全学生へのオリエンテーションの性質を持ちつつも、学生・教員全体に対し、繰り返し、伝道者・研究者としての姿勢の確立と向上とを呼びかける時となっている〔資料6-20、6-21〕。また各教会で神学生を指導する牧師から、指導上の課題を本学教員と共有できたと好評であった「神学生出席教会牧師と教授会との懇談会」は、2013（平成25）年度以降毎年実施することとなった〔資料6-22〕。ただし、コロナ禍の影響により、2020（令和2）年度は実施が見送られた。再開を期している。

2020（令和2）年度より、夏季の特別教授会において「東京神学大学研究倫理規程」〔資料6-23〕の内容を確認することを始めた。これもFD活動の重要な一環である。

b. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動や研究活動、また社会活動等については、本学では小規模大学ゆえに可視性が高い。各教員の教育活動（授業や論文指導）についての情報は授業計画・時間割・シラバス等によって得られる。研究活動については、始業講演や、『神学』や『伝道と神学』といった本学の発行する学術雑誌・紀要から知らることができる。また、本学教員の主な社会活動は、各地での後援会活動であったり、公開夜間神学講座での働きであったりするが、これらについての情報も常に教員の間では教授会その他の機会に共有されている。

しかし、こうした情報の共有が業績の評価や、その結果としての活動の活発化につなげられているとかが言えば、そうは言えないであろう。

(5) 教員組織の適切性について定期的な点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

a. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の編制は、教授会（特に特別教授会）の取り扱うべき事柄である。しかし、これは従来、必要に応じて主題を設定してなされてきたのであって、定期的にと言えるほどではなかったと言わなければならない。また(4)の最後で述べたように、個々の教員についても特別に資料を収集しているわけではない。

b. 点検・評価結果に基づく改善・向上

上記(a)からわかるように、定期的な点検・評価がおこなわれているわけではないので、それに基づく改善・向上が行なわれているとは言えない。必要に応じた随時のものにとどまっているというのが現状である。

[2. 長所・特色]

- ① 教役者の養成は教役者である者が行うとの考えから、現在の専任教員が常勤講師・助教も含めて、全ていずれかの福音主義教会の教役者の資格を有していること。
- ② 教員の募集・任用に関して、各専攻が、その教育方針にふさわしい資質を備えた研究者を探すようにしていること。また、相応しい教員を得るために、自らその候補者を養成することを重んじていること。
- ③ 小規模大学である性格を生かし、全学行事が単に学生のためのものだけでなくにとどまらず、FDの機会となっていること。

[3. 問題点]

- ① 学部および大学院前期課程・後期課程のそれぞれの分野における教員の能力について、まだ明確で具体的な規定が存在していない。
- ② 教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備・明確化がなされていない。
- ③ 教員組織の編制について、定期的な点検・評価が行われていない。

[4. まとめ]

(1) 大学として求める教員像は受け継がれてきたし、その中には、教役者の養成は教役者である者が行うとの考えから、専任教員（規程上は教授と准教授のみ）が全ていずれかの福音主義教会の教役者の資格を有するという、本学の性格に深くかかわるものが含まれている。ただし、学部および大学院前期課程・後期課程のそれぞれの分野における教員の能力について、まだ明確で具体的な規定が存在してはいないのも事実であり、この点の整備が必要である。

教員の連携体制についても、伝統的に神学という研究領域の全体が体系を有していることを踏まえ、有効な仕方で整えられている。

本学の教育の精神が、学部から修士課程（前期課程）までの一貫教育であり、その上にさらに高度な研究を行う博士課程後期課程を置くものであるというところから、教員も学

部授業と大学院研究授業を両方とも担当するとされてきた。ただし、全体として、慣例と、任用が必要になった時点での候補者の属性とが優先されてきたのが従来のやり方であり、規程の整備と明示を推進する必要がある。

(2) 教員組織は現在のところ、1名の補充を急がなければならないことを除けば、全体として適切に編制・配置されていると言える。

(3) 教員の募集、採用、昇任等の適切性については、従来のやり方がよく機能してきたと言える。ただ、業績の評価に明確な基準を与えることが難しい研究分野であるとは言え、基準の曖昧さが、今後、問題を起こす可能性は否定できない。規程の整備に取り組みむべき時期が来ていると言えるであろう。

(4) ファカルティ・デベロップメント (FD) 活動の実施については、授業効果調査アンケートが目立つ。とはいえ、本学は小規模大学であるので、神学校全学集会を始めとする全学行事が単に学生のためのものであるだけにとどまらず、FDの機会となっているという特徴を有している。他に、始業講演と「神学サロン」、「教職セミナー」等もFDの機会として機能している。

教員の教育活動や研究活動、また社会活動等については、本学では小規模大学ゆえに可視性が高いのが特徴であるが、各教員の活動に関する情報の共有が業績の評価や、その結果としての活動の活発化につなげられてはいない。

(5) 教員組織の適切性についての点検・評価は、特別教授会の機会を中心に随時行われてきたが、定期的には言えるほどではなかった。教員についても特別に資料を収集しているわけではない。規則および組織の整備から着手する必要があるだろう。

[5. 根拠資料]

| | |
|---------|---------------------|
| 資料 1-1 | 学校法人東京神学大学寄附行為 |
| 資料 1-2 | 東京神学大学学則 |
| 資料 1-3 | 東京神学大学院学則 |
| 資料 1-5 | 東京神学大学大学案内 2020 年度版 |
| 資料 6-1 | 東京神学大学教育職員役職規程 |
| 資料 6-2 | 専任教員個別表 |
| 資料 6-3 | 東京神学大学教育職員任用に関する規則 |
| 資料 6-4 | 東京神学大学教育職員の任用に関する内規 |
| 資料 6-5 | 東京神学大学院教員資格に関する規程 |
| 資料 6-6 | 東京神学大学教授会規程 |
| 資料 6-7 | 東京神学大学委員会規程 |
| 資料 6-8 | 大学の沿革と組織 |
| 資料 6-9 | 専任教員の教育・研究業績 |
| 資料 6-10 | 学部および大学院「履修の手引き」 |
| 資料 6-11 | 学校法人東京神学大学就業規則 |
| 資料 6-12 | 東京神学大学教務委員会規程 |
| 資料 6-13 | 東京神学大学教育職員選考基準 |

- 資料 6-14 東京神学大学研究助手のための奨学金に関する内規
- 資料 6-15 東京神学大学教育職員後継者養成のための特別奨学金に関する内規
- 資料 6-16 東京神学大学 FD 委員会規定
- 資料 6-17 東京神学大学報 (2010 年 5 月 259 号) 2009 年度 FD 委員会報告
- 資料 6-18 東京神学大学報 (2009 年 10 月 256 号) FD 活動から気づかされたこと
- 資料 6-19 東京神学大学報 (2011 年 7 月 265 号) 「障害」の理解
- 資料 6-20 東京神学大学報 (2015 年 7 月 285 号) 共に召命に応えるために
- 資料 6-21 東京神学大学報 (2016 年 7 月 290 号) 原点に立ち戻る時
- 資料 6-22 神学生出席教会の牧師と教授会との懇談会の御案内 (2019 年 6 月)

7 学生支援

[1. 現状説明]

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

本学における学生支援の方針は、キリスト教の伝道者育成という建学の精神にのっとり定められる。本学の学生に特殊事情があるとすれば、それは各学生の経済的状況が多様であることである。定年退職後入学する学生は経済的に比較的潤沢であり、また若くしてキリスト教の伝道者になることについて家族の支援を受けられず、敢えて進学を希望する学生は困窮している。それゆえ、学生支援にあたっては、他大学に比べてはるかに多様な状況に対応することが必要となる。そのため、クラス担任が一人一人の生活状況をきめ細かく把握し、それぞれの状況に応じた支援を講ずることとしている。

本学の学生支援の方針は、それぞれの学生が経済的にも安定した健康な生活を送り、学修に励む環境にあることである。その方針に従って修学支援、生活支援、進路支援はなされている。そのうち、教会実習のための支援と奨学金による支援については、全学生に配布する『大学の沿革と組織』に記されているが、学生支援全体についての方針が明文化された形で示されているとは言えない。

(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

a. 留年者および休・退学者の状況把握と対応

休・退学者に関しては、本学は少人数教育を行っており、しかも担任制度を導入している。休・退学の願いを持つ者は、必ず担任との面接（必要があれば、さらに学長や教務課主任も関与する）を行うことになっている。面接を通して当該学生の状況を把握し、その願いが適切で、あるいは避けがたいものであると判断されない限り、休・退学の事務手続きに進むことはできない。また、当該学生の状況に応じて、入学時の推薦教会の牧師や現在の出席教会の牧師とも緊密な連絡をとって対応するようにしている。全てのケースについて、途中経過も含め、教授会に必ず報告され、必要な場合には協議が行われる。これは、本学の少人数教育の良さを生かせる対応の仕方であり、これまでのところ適切に機能している。

留年者について言えば、本学では、進級は自動的に行われるので、学部で言えば、4年次に、大学院で言えば、前期課程の2年次および後期課程の3年次に留年者が存在することとなる。このうち、後期課程の学生の場合は、3年間の年限で博士号の取得に到るのは容易ではないので、やむを得ない面があるが、学生の状況は学期毎に「博士論文指導演習」を履修し、指導教授の指導を受けているので十分に把握されている。2012(平成24)年度からは長期履修生制度が本格的に導入され、計画的に学習を進めることができるようになり、これに伴い留年者は減少している。

前期課程の場合の留年は比較的まれであるが、本学学部を経ないで大学院に入学した者

については、基礎学力の涵養のために、学部科目の履修を義務づけ、それに伴って1年の留年が生じる場合がある。これは当該学生も了解してのことであるので、実質的には留年ではなく、問題はない。

学部における留年者の場合、学部4年の担任がその指導にあたる。留年せざるを得なくなった状況はさまざまであるので、それぞれの事情に応じて対処している。卒業要件を満たすのに時間割上の不都合が生じている場合には、教務課は時間割の調整などにより、出来る限り単位修得のための便宜を図っている。

b. 補習・補充教育に関する支援体制

本学では、基礎的学力や知識が不足している者に対しては、入学前までに準備学習を勧められている。入試合格者には、入学準備のための推薦図書リストを配付している〔資料7-1〕。入学後は、少人数クラスであるゆえに、学生同士の協力によって理解不足を補っている。また、学生有志によって行われるクラブ活動の中には基本的文献の精読を目的とするものがあり、学習意欲のある学生には有益である。

語学力や外国語文献の読解力の不足する学生のためには、本学の専門教育に不可欠の英語の読解力を補うために、「英語基礎」等の授業の受講を求める。また、留学生で日本語の学力が不十分である者のためには、「日本語基礎」の授業があり、この授業を日本語の補講クラスとして聴講することを奨励している〔資料5-5〕。

c. 障がいのある学生に対する修学支援

キャンパスのうち本館には身障者用トイレ、エレベーターが、図書館棟には車椅子用階段昇降機が設置されている。また、図書館棟の前にはスロープが設置されている。本館、図書館棟、ラウンジは自動ドアによって入館することができる。教室等の前の廊下には点字ブロックが、ドアの脇の壁には点字による表示が設置されている。

これまでに視覚障がい者、肢体不自由者が在学したことがあるが、それぞれに落ち着いた学校生活を送り、前者は学部を卒業し、後者は学部を卒業して研究科に在籍している。

d. 教会実習

本学の教育理念に基づき、本学と関係の深い学外の諸キリスト教会における三種類の実習の機会を提供している。実習は教会実習委員会が担当し、事前・事後の指導を行うほか、実習中の助言、相談も行う。

三種類の実習の第一として、すべての学生が本学に入学してから卒業するまで、首都圏の教会の一つを出席すべき教会と定め、その教会で日曜日ごとの礼拝やその他の集会に参加し、さまざま奉仕活動を行い、その教会の責任を負っている牧師の指導・訓練を受けることを求める。その際、毎年度の初めに全学生に対して「教会生活に関する調査」を行い、教会での実習の内容や課題の把握に努めている〔資料7-d-1〕。さらに、教会実習委員やクラス担任が学生の出席している教会の牧師と適宜連絡をとり、学生一人一人に具体的な指導や助言を行い、学内での教育と実習とが有機的に結びつくように心がけている。また、毎年後期始業式の日には「神学生出席教会の牧師と教授会との懇談会」を行い、情報交換を行っている〔資料7-d-2〕。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防

止のため中止した。

第二に、教会の年間行事の一つである「神学校日」（毎年10月のいずれかの日曜日に設けられる）に合わせて、学部3、4年生および大学院生を、全国各地の諸教会に派遣している〔資料7-d-3〕。学生は礼拝やさまざまな行事、活動に参加し、実習を行うだけでなく、卒業後の職場となる教会の実態に触れ、各地の教会の牧師、会員、教会学校の生徒、教会付属幼稚園・保育所の園児や保護者などと広い交流・接触をもつ機会を得ている。

第三に、学部4年生と大学院修士課程の1年生に、夏期休業中の30日間程、夏期伝道実習のプログラムを提供している〔資料7-d-4〕。夏期伝道実習の提供にあたっては、実習の受け入れ側である全国各地の諸教会の実習プログラムを検討し、また参加を希望する学生の適性を十分に考慮して、一人一人の学生が適切な実習先を得ることができるよう配慮する。実習前には、実習生全員を集め、オリエンテーションを行っている〔資料7-d-5〕。実習の終了後、実習生受け入れ教会の牧師と、参加学生の双方から、それぞれ実習の報告書の提出を受ける〔資料7-d-6〕。教会実習委員（現在は4名）は分担して、それぞれの報告書を読んだ上で、10月から11月半ばまでの一カ月半の間に、一人につき最低25分を費やして学生との個人面接を行う。その目的は、学生に実習の意義や評価を整理させ、将来伝道者となるための自己の長所と課題について省察を深めさせる点にある。過去五カ年のこのプログラムへの参加学生数は以下のとおりである。2016（平成28）年は41人、2017（平成29）年は38人、2018（平成30）年は43人、2019（令和元）年は30人、2020（令和2）年度は28人であった。特別な事情がない限り、学部4年生ならびに大学院1年生の全員が参加している。

e. 奨学金等の経済的支援

本学は、学生支援の一環として、授業料の減免、本学独自の奨学金、学外の奨学金等を通じて経済的支援の充実を図り、学生が安定した生活を実現できるよう、手助けしてきた。本学の経済的支援として、学内に、奨学金基金並びに毎年度の寄付金を財源とする各種奨学金を設けている。学内奨学金には、「一般奨学金」「指定奨学金」「補助奨学金」等がある。また、日本学生支援機構を始めとする学外の奨学金制度への応募を積極的に勧めている。

「一般奨学金」は、授業料の一部に充当するもので、給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において審査し、給付者を決定している。2020（令和2）年度には、学部生、院生あわせて前期34名（学部14名、大学院20名）に合計3,670,000円を、後期は33名（学部18名、大学院15名）に合計3,910,000円を支給した。

次に「指定奨学金」は、30年ほど前より漸次制度を整え充実を図ってきた奨学金制度で、本学の特色とも言える制度である。これは経済状態の比較的厳しい学生のために、奨学金を支給してくれる献金者を大学が募り、奨学金を支給する制度である。献金者には学校（財務課）からお礼状が送られ、本学『学報』の献金者欄でも名前が報告される。それに加え、指定奨学金を給付された学生が割り当てられた献金者にお礼状を出すというシステムも定着している。大学としては、献金者の募集、給付希望学生の募集、寄付金の別枠管理、学生の経済的困難さの程度に合わせた支給額の決定から、お礼状を出す指導に至る

煩雑な作業がともなうけれども、献金者が学生を覚え、奨学金により勉学を励ます制度は、奨学金のあり方のもとも良い形としてますます充実させていきたい。2020（令和 2）年度における指定奨学金の支給実績は次の通りである。学部 22 名、大学院 27 名、計 49 名の学生に合計 11,820,000 円が支給された。2016（平成 28）年度から申請時期を年 2 回に増やし、新入生も入学年度から受給できるよう制度を整えた。それにより、2015（平成 27）年度の受給者数は 37 名であったが、2016（平成 28）年度以降、受給者数が 50 名前後に増加した。

また「補助奨学金」には「内部入学補助奨学金」の制度がある。これは、学部から大学院博士課程前期課程に進学する場合の大学院入学金納入に際して経済的困難のある者に、本人の申請に基づき、その一部を補助するものであり、2020（令和 2）年度は 2 名に対し計 340,000 円を支給した。また、履修科目としては設定されていないオルガン・レッスンについて、大学の指定したオルガニストのレッスンを受けた場合、その謝礼の一部を補助している。2020（令和 2）年度は前期 4 名、後期 4 名に対して合計 32,000 円を支給した。さらに、前期課程から後期課程に進学した者のうち、前期課程における成績がとくに優秀な後期課程在学者に、各専攻担当教授からの推薦により、1 年分の授業料に当たる「研究助手奨学金」を支給することがある。2020（令和 2）年度は、2 名、1,080,000 円を支給した。

以上の学内奨学金給付の手続きはおおよそ以下の通りである。給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会による書類審査を経て（必要な場合は面接等も行う）、適当額を決定、支給している。

これらに加えて入学定員を満たすための努力として、2008（平成 20）年度より「入学時奨学金」を新設した。初年度は、申請のあった学部新入学生（学部 1 年次入学生と学部 3 年次編入学生）19 名に対して、総額 532 万円を支給した。2020（令和 2）年度は、申請者が 10 名で、全員に前期授業料分に相当する額を支給できた。合計は 2,700,000 円である。「入学時奨学金」を維持するためには、この制度に賛同する個人、団体から寄付を募ることが必要である。2020（令和 2）年度の入学時奨学金への献金額は、1,350,000 円であった。充実した支給をさらに続けていくためには、募金を少しでも増やす努力も必要となる。『学報』などを通して、アピールを続けている [資料 7-2]。

本学の学内奨学金の 2020（令和 2）年度支給実績は次の通りである。一般奨学金 7,580,000 円、指定奨学金 11,820,000 円、入学時奨学金 2,700,000 円、補助奨学金等 1,484,000 円、合計 23,552,000 円である。

以上の奨学金制度とは別に、留学生に対する経済的支援として、授業料の減免措置を講じてきたことも付言しておきたい。2020（令和 2）年度は、学部 2 名、大学院 3 名、計 5 名の留学生に対して、総額 810,000 円分の授業料の減免措置を講じた。

また急病や経済状態の変化などで、校納金の納入が困難になった学生あるいは経済的理由で学生生活の継続が困難となった学生について、奨学金委員長およびクラス担任が相談に応じ、必要額を貸与する「貸与奨学金」を用意している。さらに、本人の申し出とクラス担任の承認によって、校納金の一部の納入を、当該学期の最終授業日を限度に猶予する「延納願制度」もある。

また本学の推薦を受けて海外に博士論文執筆のために留学した者で、研究の完結の目途がたつたとき、修学の締めくくりの期間の研究生活を支援するために「後継者養成のための奨学金」を用意している。これは公募するものではなく、本人の研究報告に基づいて各専攻担当教授から推薦する。また後継者養成と言っても、本学だけでなく他の大学・研究機関の後継者として期待されている者も含む。

学外の奨学金では、日本学生支援機構の奨学金受給志願者の推薦を行い、2020（令和2）年度においては、学部1名、大学院2名が受給している。さらに文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度については、例年志願者の推薦を行い、数名の学生に受給された。しかし2020（令和2）年度には推薦枠が与えられず、受給者はいなかった。

2020（令和2）年度は、コロナ禍のもとで、日本学生支援機構から特別な給付金、助成金（学校への給付に基づき）学生に支給された。以下の通りである。学生支援緊急給付金は、学部6名、大学院1名、計7名に対して、総額1,000,000円支給され、新型コロナウイルス感染症対策助成金は、学部4名、大学院5名、計9名に対して、総額200,000円支給された。

f. 学生の進路に関する支援

大学院博士課程前期課程の修了者はほぼ全員が、教会の牧師（日本基督教団の職制では伝道師）、またはキリスト教学校の聖書科教諭（キリスト教関係科目担当）になる。またキリスト教系の病院チャプレン（ホスピス担当）になるケースもある。その意味で就職率は毎年ほぼ100%の実績に達している。任地に関しては、学生本人の主体性を尊重しつつ、学長が諸教会と連絡を取りつつ、推薦し斡旋する。

学長は、修士2年次クラスを担当することになっており、前後期各学期初めの担任面接で、考慮せざるを得ない個人的事情や教会が学校かの進路希望を聞き、赴任の心構えを指導している。また日本基督教団総幹事及び諸教区長、キリスト教関係学校責任者、その他の教会関係諸団体や後援会関係者とも緊密に連絡を取り、教授会メンバーとも情報を交換し、万全を期している。

学長は教授会ならびに理事会に結果を報告し、毎年『東京神学大学報』において情報を公開している〔資料7-3〕。

ほとんどの学生は明確な目的意識を持っており、日頃から教授や先輩・クラスメートたちとの交流の中で、将来の進路に関する指導、助言を受ける良好な環境が整っていると言え。また卒業に備えた実践的な授業科目（説教学演習Ⅲ、実践神学総合特別講義）も整備されている。また修了年次の前期にはクラス別懇談会において卒業に備える具体的な主題で懇談の時を持つことにしており、さらに後期には現場の牧師たちが集う教職セミナーに全員参加をさせている。これらは職業的使命感を養う上で重要な機会となっている。

少数ではあるが、年齢や健康上の理由で学部での卒業を例外的に希望する学生もある。また別の方面に進学する者もある。これら学部卒業生に対しても、必要に応じて学長が教授会の助言を求めつつ、任地の相談に与っている。

g. 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

学生の心身の健康保持・増進をはかるために健康診断を実地しているほか、診療室、カウンセリングを行うための「パストラル・ケアセンター」を設置し〔資料 7-4〕、福利厚生面においても充実を図るよう努力している。また生涯にわたる心身の健康保持・増進の在り方について考える授業科目を開講するとともに、全学運動会を実施して、実際にその課題に取り組んでいる。

〔健康診断〕

毎年 4 月に定期検診日进行、学外の業者に委託して、身長・体重測定・血圧・尿検査・胸部レントゲン・問診等の基本的な健康診断を実施している。2020（令和 2）年度については、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、依頼していた業者から検診のキャンセルがなされた。そのため、集団での献身は行わず、学生たちが個々に健康診断を受け、その費用を大学が負担する形に変更せざるを得なかった。

〔診療室〕

医師 1 名に委嘱し、医務室で学生の健康管理に配慮している（毎週水曜日）。

〔パストラル・ケアセンター〕

専門のカウンセラー 1 名に委嘱し、学生の心の健康にも配慮している。学生が過度の緊張と恐れから自由になって利用できるように、守秘義務を重んじ、教授会メンバーはその相談事項について特別関与することはない。

〔保健・体育の授業〕

学生が生涯にわたって健康の維持管理に基本的な見識をもてるように、学部 1、2 年次に保健体育の授業を設置している。本学の学生は隣接している国際基督教大学のグラウンドや屋内運動場を使用することができる。

〔全学運動会〕

年一度 5 月に、学生の健康維持のために運動会を開催している。ソフトボール、フットサル、大縄跳び、二人三脚、マラソン、リレー競争等、学生の体育委員会がだけでも参加できるように工夫した競技を企画・運営している。クラスを越えた学生の親睦、協力にも寄与している。2020（令和 2）年度に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、運動会を中止した。

〔体育・研修施設〕

学内にある運動施設には、屋外にテニス・コート、バスケットボール/フットサル・コートがあり、学生および教職員に開放されている。また本学の学生は隣接する国際基督教大学の施設を自由に利用することができる。

〔心のケア〕

学生の健康・福利厚生についての最低限必要なことは実施されている。4 月に、全入学生一人一人をパストラル・ケアセンターに呼び、心の状態を調べるために面接をしている。

h. ハラスメント防止のための措置

教員（非常勤を含む）、事務職員（臨時職員を含む）、学生（聴講生なども含む）の全てについて、学内のみならず奉仕教会や夏期伝道実習先等においても、訓練の域を逸脱してハラスメントとなる危険は、常に存在すると考え、「人権侵害防止対策規程」〔資料 7-5〕

を設けている。相談窓口は、クラス担任、寮監、パストラル・ケアセンター長、教会実習委員長があたることになるが、誰でも相談しやすい教職員に相談してよいことにしている。万一事件が生じた場合には、すみやかに事実調査をして適切な処置を行うために「人権にかかわるハラスメント調査委員会」を置く。調査委員会の設置とその調査・処置に関しては「人権にかかわるハラスメント調査委員会内規」を定め、本学の全構成員に知らされている〔資料 7-6〕。毎年、新入生オリエンテーションや全学懇談会その他の機会に、当委員会内規の意義・目的を説明し、学生のみならず全教職員の理解と協力を求めるなどして、全学的なハラスメント防止に努めるが、教会実習委員長から、学生の出席する教会及び夏期伝道実習先教会の牧師に文書を送って課題を説明し、協力を要請している。これに対し、神学生を指導する牧師たちから、戸惑いや、訓練の在り方についての本学の姿勢を示してほしいとの要望、さらに神学生の在り方に対する意見、要望が、寄せられ、従来 2 年に一度実施してきた「神学生出席教会牧師と教授会との懇談会」を、2013(平成 25)年度から毎年開催し、学内だけで完結しない教役者訓練の課題を共有することとした〔資料 6-22〕。また、「説教者の倫理」や「ハラスメント問題」を個別に扱ってきた講演やフォーラムを、2013(平成 25)年から「神学校全学集会」と名付け、学生課が担当して毎年のプログラムとしていく〔資料 6-20 および 6-21〕。また 2017(平成 29)年度より、「生活倫理講座」を設け、性の問題等について年 2 回、学外の専門家を招いて全学生が聴講することを必須とした〔資料 7-7〕。これもハラスメント防止に貢献するものと考えられる。

(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学の学生支援はクラス担任が中心になって行われている。教会実習については教会実習委員会が、奨学金については奨学金委員会に実務を行うが、それらにかかわる場合でも、まずはクラス担任が相談の窓口となり、事情を把握した上で、それぞれ該当する委員会に対応を求めることになる。一つの学年がークラスをなし、一つのクラスには基本的に二名の教員が担任となる。担任が複数いて、学生支援についての状況を共有することで、その適切性について複数の目で吟味する仕組みとなっている。

3 月の特別教授会では、必ずそのプログラムに「教育問題」を盛り込んでいる。ここでは、各クラス担任が一人一人の学生の学習や生活上の課題と現在行われている支援を紹介し、全教員が課題を共有する。その上で、支援の適切性についての点検・評価が行われ、次年度の支援のあり方が検討される。それが、新年度のクラス担任に引き継がれていくことになる。

奨学金制度の運用のためにはたえざる点検・評価が必要となるが、学生への経済的支援を有効、適切に実施し、また問題点を点検するために、毎年学生会と協力しながら、4 月の「神学校全学集会」および 11 月の「神学校生活懇談会」などの機会に奨学金に関するアピールと意見交換の時をもっている。学生の経済状況などについて大学として学生から聞き、学生も学校の経済状況について聞いて理解する良き機会となっている。また奨学金委員会のメンバー（とくに委員長）やクラス担任が常時学生の経済問題の相談を受けつける制度も学内に定着している。さらに新入生に対しては、4 月初めの新入生オリエンテーションの機会に必ず奨学金に関するオリエンテーションの時間を設け、奨学金に関して周知

できるよう努めている。

学長は卒業生の任地を決定するに際し、適宜教授会書記や教務課主任、教実習委員長などからアドヴァイスを求めるところにしている。また中間報告という形で教授会に報告し、意見を求めている。

[2. 長所・特色]

d. 教実習

学生が教室での学習と並行して、将来の働きの場となる教会において豊富な実習の機会を持つことができるのは、本学の大きな特色である。本学の教実習委員会は実習先の教会と緊密に連絡をとり、実習先の紹介、事前事後の指導、問題が生じたときの解決のための仲介等を行っている。

e. 奨学金等の経済的支援

* 指定奨学金について

すでに長年にわたる制度の整備の結果、外部からの寄付金（献金）を基本的財源とする指定奨学金制度は、比較的安定した軌道に乗ることができている。寄付金のほとんどはキリスト教の教会およびそこに属す牧師、教師、信徒からであり、将来伝道者となる神学生を覚えてお助けくださっている。受給者の側も、礼状を送るなどの仕方で献金者を覚えつつ、感謝をもって奨学金を用いることができている。月々一定額の奨学金が生活費を補助する目的で支給され、受給者はそれを自由に用いることができる点も魅力である。

* 入学時奨学金について

入学者の充足率を少しでも上げたいとの願いから生まれた入学時奨学金は、経済的な理由で受験を諦めたり、入学後に辞退したりすることのないように、初年度の校納金の負担を軽減しようとする試みである。現在のところ、申請者に前期の授業料に相当する額を支給できるよう努めている。そのためには、寄付金に基づく財源を確保する必要がある、2008（平成 20）年度の制度設置以来、この制度に賛同する団体、個人（主としてキリスト教の教会およびそこに属す信徒たち）から寄付を『学報』などを通して募ってきた。その結果、少しずつ「入学時奨学金」について知られるようになり、毎年 100 万円を超える額の献金が寄せられている。

* 奨学金制度に関する周知と点検の機会について

学生への経済的支援を有効、適切に実施し、また問題点を点検するために、毎年学生会と協力しながら、4 月の「神学校全学集会」および 11 月の「神学校生活懇談会」などの機会に奨学金に関するアピールと意見交換の時をもっている。学生の経済状況などについて大学として学生から聞き、学生も学校の経済状況について聞いて理解する良き機会となっている。また奨学金委員会のメンバー（とくに委員長）やクラス担任が常時学生の経済問題の相談を受けつける制度も学内に定着している。さらに新入生に対しては、4 月初めの新入生オリエンテーションの機会に必ず奨学金に関するオリエンテーションの時間を設

け、奨学金に関して周知できるよう努めている。

*** 献金について**

学内の奨学金の主たる財源は、奨学金基金の利子（2020〔令和2〕年度はおおよそ747万円）および奨学金寄付金である。奨学金寄付金の総額は、多額の遺贈献金があった場合など、年度によって変動する。2020（令和2）年度の総額は、13,295,853円（そのうち、入学生時奨学金への指定献金は1,350,000円）となった。いづれにせよ、支援を必要とする学生のほぼ全員に、各々の状況に合わせて様々な種類の支援をすることのできる奨学金が用意されており、学内外の奨学金と合わせて有効かつ適切な支援が行われている、と言える。

また基金の利子を財源とする奨学金の支給が、低金利のため期待できない状況をいち早く勘案し、本学の設立目的を理解し支援する全国の諸教会、個人に現状報告と寄付の呼びかけを毎年度繰り返し行い、その努力が実を結び安定した寄付金による奨学金の支給が実績となって現れている。このようにして、本学の奨学金制度は、2019（令和元）年度申請の「大学評価」においても、本学の特色の一つとして積極的に評価された。

*** 奨学金の実績について**

2020（令和2）年度に奨学金として組まれた予算は2,800万円であり、2020（令和2）年度に支給した奨学金の実績は23,552,000円となっている。本学の財政規模全体から勘案するとこれは大いに評価できる。2021（令和3）年度も奨学金全体予算を2,800万円とし、これまで以上の寄付金を募る努力を続けつつ、学生への経済支援に力を入れている。2016（平成28）年度から、指定奨学金の申請時期を年2回（1月と4月）に増やした。そのことによって、新入生も含め、より多くの学生が受給できるようになった。この点は大いに評価できる。

f. 学生の進路に関する支援

小規模単科大学故、卒業生の人数はそれほど多くない。その意味では学生たちとの複数回の面談や赴任先教会・学校との折衝に十分な時間を取ることができるとは、本学の長所であり特色であろう。

[3. 問題点]

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

本学は小規模単科大学であり、また信仰と志を同じくする召命共同体でもあるため、教員、職員は学生全員の名前を知っており、さらに学生生活上の課題まである程度把握して、一人一人の実情に応じたきめ細かな学生支援を行っている。お互いのために神に祈り、助け合い、配慮し合うことは、本学での生活の当然の前提となっている。それだけにかえって、学生支援に関する大学としての大きな方針をことさらに明示して打ち出すことは行われなかった。新しく入ってくる学生が、どのような学生支援を期待できるのかを

知るためには、方針をきちんと言語化し明示することが必要である。その実行はこれからの課題である。

(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

方針の明示はなされていないものの、実際においては学生支援の体制は整備され、適切に実施されていると言える。それでも、学生の進路支援においては、つねに残り続ける問題もある。たとえば、大学院進学に際して、規定の学力を満たさないか、その資質に欠くと判断された学部卒業予定者ならびに中途退学者に対しては、教務課もしくはクラス担任を通してできる限り早くその旨を本人に伝えるようにしているが、そのプロセスで学生の所属する教会の牧師や保護者とよく話し合い、進路変更を含めてさらにきめ細かな指導を行うことが望まれる。これは今後改善すべき事項というよりは、常に改善すべき事項なのである。

大学院への進学の不可能な者や目的意識の変化による進路変更を希望する者には、それに対応した就職のサポートが必要となる。そのために、毎年後期始業式の日に開催している「神学生出席教会の牧師と教授会との懇談会」によって、よりきめ細かな進路指導を行うことに努めようとしている。また 2 月末の大学院入学試験に際しては、本人の志望動機、召命の確信、学業成績、夏期伝道実習の評価、実習教会牧師の推薦、適性等、多角的に評価することとしているが、それに先立って、前年 12 月に特別教授会で予備審査を行っている。しかしこの時期では対応に遅れが生じる恐れがあるので、前期の成績が出た段階で、適切な指導が求められる。その意味でも「神学生出席教会の牧師と教授会との懇談会」の重要性が増している。また、教会に関係している精神科医、臨床心理士などとの連絡、相談が重要になっている。

[4. 全体のまとめ]

個別の学生支援はよく行われている。学生の修学支援、経済的な支援、生活面の支援、キャリア支援等々、少人数故、十分な配慮ときめ細かな相談がなされていると言える。しかし、学生支援に対する大学としての方針が明示されていないために、計画・実行にせよ、点検・評価にせよ、その土台となるものが曖昧なまま、基本的には前年度を踏襲する形で行われ続けている。早急に学生支援の方針を立てなければならぬ。

[5. 根拠資料]

- 資料 5-5 日本語実力試験および日本語補講クラスについて
- 資料 6-20 東京神学大学学報 (2015 年 7 月 285 号) 共に召命に応えるために
- 資料 6-21 東京神学大学学報 (2016 年 7 月 290 号) 「原点に立ち戻る時」
- 資料 6-22 神学生出席教会の牧師と教授会との懇談会の御案内 (2019 年 6 月)
- 資料 7-1 入学に備える推薦読書リスト (11 月、2 月、3 月)
- 資料 7-d-1 教会生活に関する調査 (書式)

- 資料 7-d-2 神学生出席教会牧師と教授会との懇談会 (2019年9月19日)
- 資料 7-d-3 東京神学大学報 (2020年11月311号) 2020年度 神学校日奉仕
- 資料 7-d-4 東京神学大学報 (2020年11月311号) 2020年度 夏期伝道実習先教会
- 資料 7-d-5 夏期伝道奉仕の心得
- 資料 7-d-6 東京神学大学報 (2020年11月311号) 2020年 夏期伝道実習報告
- 資料 7-2 東京神学大学報 (2021年3月312号) 奨学金献金のお願い
- 資料 7-3 東京神学大学報 (2021年7月313号) 2020年度 卒業生赴任先一覧
- 資料 7-4 パストラル・ケアセンターとは
- 資料 7-5 東京神学大学人権侵害防止対策規程
- 資料 7-6 人権にかかわるハラスメント調査委員会内規
- 資料 7-7 東京神学大学報 (2017年7月295号) 「生活倫理講座について」

8 教育研究等環境

[1. 現状の説明]

(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究環境の整備に関する方針は、文章上の規定ではなく、理事会・評議員会、ならびに教授会において審議を重ね、中・長期的に明確であると言ってよい。それを明文化し、今後の整備の土台とすることは今後の課題である。

本学は、1966（昭和41）年に国際基督教大学から隣接地16,526㎡の土地（三鷹市大沢）を校地として購入し、それ以前の三鷹市牟礼から移転して以来変更はなく、また将来に關しても変更の計画はない。現在地は、隣接の大学（国際基督教大学、ルーテル学院大学）や研究施設（中近東文化センター）との関係からしても、また武蔵野の自然を残した自然環境からしても適切な校地である。

この校地の中に、礼拝堂、講義室、演習室、パソコンルーム、会議室、集会室、研究室、事務室、医務室、学長室、名誉教授室、講師室、印刷室等を備えた本館校舎2階建て1棟、ならびに1986（昭和61）年に新設した図書館棟がある。図書館棟には2階部分に演習室、総合研究所、研究室、会議室、カウンセリングルーム、ラーニング・コモンズ等が含まれている。2020年度末時点では、キャンパス内にはさらに旧学生寮（収容定員59名）、新学生寮（収容定員64名、ゲストルーム4名）（2021年4月完成予定）ならびに教員住宅（7世帯分）、テニスコートが整備されている。

本学の定員数からして、この基本的な校地・校舎・施設の量的規模は中・長期的に格段の増加の必要はない。従って環境整備の基本方針は、量的拡大ではなく、質的向上を主にしたもので、教育環境のための新たな質的整備と施設充実を図ることであり、またキャンパス・アメニティの形成に向けて充実させていくことである。

2016（平成28）年度は、三鷹大沢キャンパス移転50年を迎え、長年の懸案課題であった老朽化の激しい教職員住宅の建て替え、学生寮の更新を含むキャンパス全体の「キャンパス整備基本計画」の作成に取り組み、2017年度には「キャンパス整備基本計画事業」が理事会で承認され、建設が始まった。

2018年度に開発道路が完成し、2019年度は教員住宅を着工、完成と、ほぼ計画通りに進めることができた。2020年度は学生寮の建設を開始した。学生寮の建設完了時に資金不足が予測されたが、第3号基本金を事業資金（第1号基本金）へ移行することに多くの人々の同意が得られ、借入れを行うことなく建築が進められる計画となった。

① 教員住宅

2019年5月にキャンパス整備基本計画事業の起工式を行い教員住宅の建設を始め、2020年3月には完成・引き渡しを受け供用を開始した。バリアフリー対応住戸を含む5戸と、单身住宅2戸のテラスハウスを建設した。教員住宅には倉庫が併設されており大学の備品倉庫としても使用する。

② 学生寮

教員住宅に続き2020年3月より、既存の校舎の解体、建設予定地の整地を開始

した。2020年5月に着工し2021年4月末に完成した。新たな学生寮は、寮生の生活環境向上による学習成果の向上だけでなく、通学生との交わりの場、更には新たに献身者を志すものが増えるきっかけになると期待している。

③ 研修センター

基本構想を検討中であったが、大学の今後の財政状況及び資金繰りを含めて学生寮完成時点で再度着工時期等について検討することとした。今後の財政中期計画で検討し2021年11月の定期理事会で正式決定する。

(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

● 校地及び校舎の所有、施設・設備の整備

すでに項目(1)で記述したように、本学は1966(昭和41)年以來、緑の樹木に囲まれた恵まれた環境の中にある。校地の面積は、16,526㎡所有しているので、2017年度では設置基準上必要校地面積1,780㎡に対して、約10倍となっている。また、校舎の面積は、本館2階建て1棟で2,731㎡と図書館棟1階閲覧室及び2階部分の演習室、総合研究所、研究室、会議室等からなる1,258㎡、合計校舎面積3,989㎡を有しており、200名未満の大学に必要な2,644㎡を十分上回る面積を有している。

本学の特色として毎日講堂(礼拝堂)において礼拝が守られているが、講堂(礼拝堂)には、移転の翌年からパイプオルガンが設置されている。

キャンパス内に学生寮を備えている。全寮制ではないが、神学教育の一環としての共同生活の指導を行う「教育寮」の性格を持っている。同じキャンパス内教員住宅に居住する教員から複数の寮監を置いて、指導に当たっている。

2020年1月に新型コロナウイルス感染症拡大により第1回目の緊急事態宣言が発出され、4月以降の2020年度も更なる感染症拡大に伴い、種々の感染防止対策が行われた。その他の設備改善を含む施設・設備の対応を記す。

a. 新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、本館・図書館・学生寮の出入口にアルコール消毒液とマスクを設置した。また、各教室出入口にもアルコール消毒液を設置し、併せて各教室に「3つの密を避ける」ポスターを掲出した。

図書館では、2019年度の2月から引き続き、2020年度も利用者間に感染拡大が生じないように各種の対策を取った。まず、オンライン授業の実施により学生の一部が来館する状況と合わせて、学外利用者の受付を停止した。学内利用者には入館時の手指の消毒とマスク着用を義務づけ、距離を取っての利用を促した。そのため、入館人数や館内席を制限した。午前と午後に図書館施設のみならず、図書館棟全体の消毒を行い、カウンターも利用者との間に難燃性のビニルカーテンで仕切った。さらに、従来はアルバイト学生のシフト人数を同時に複数としていたが1人に限定した。

b. オンライン授業の実施

新型コロナウイルス感染防止のためのオンライン授業実施に伴い、2020年4月22日より「Cisco Webex 高等教育機関向け特別支援プログラム 180日無償トライアル

ライセンス」(協力：国立情報学研究所)の利用を開始、延期していたオリエンテーションを5月8日に実施し、5月16日より前期授業を開始した。教員は大学の教室、研究室または自宅から講義を行い、通学生は原則オンライン、寮生は教室または学生寮で受講することとした。

上記特別支援プログラムが2020年10月20日に終了することに伴い、引き続き授業のイベント等をオンラインで実施するため、Cisco Webex Meetings Education Offerの正式プランを年間契約し、2020年10月14日に移行した。

授業実施に先立ち、4月14日～5月7日まで東京神学大学ウェブサイトで学生のリモート受講環境アンケート(使用端末、通信環境、機材など)を実施した。このアンケートに基づき、必要な機材を持っていない学生のために学生貸出用の中古ノートパソコン1台、USB無線LAN子機5台を購入した。ノートパソコンは前期授業期間中1回、後期授業期間中2回貸し出し、USB無線LAN子機は前期授業期間中3台を貸し出した。

本館1階奥の非常勤講師控室とS教室にC教室のノートパソコン計7台を設置し、オンライン授業で利用するための教室として整えた。また、各教室のWi-Fi利用環境を整えるため、2020年7月6日に本館2階西側にLAN回線を延伸し、Wi-Fiアクセスポイントを3か所増設した。また、オンライン授業による通信量の増加等に対応するため、学内インターネット回線(SINET)のプランを変更し、2020年8月14日に回線速度を200Mbpsから1Gbpsへ増強した。

c. 図書館システムリプレース

図書館システムは、全国大学図書館データベースの仕様変更やコンピュータ技術の進化を取り込むために、5年に1度、ハードウェアとソフトウェアのリプレースメントを行っている。図書館業務に関するシステム一式を入れ替えるため設定等の準備に1年以上を費やし、15万件近いデータを確認しながら移植していく。2020年度もリプレースメントの年にあたり、前年度より準備を進めて10月に新規システムの稼働に漕ぎつけた。デジタル技術は日進月歩であり、その後もマイナーな仕様変更を行いながら次の準備に取りかかっている。

d. 教務システムリプレース

教務課では2009年9月の導入以来、(株)コンピュータムープによる教務システムを使用している。同システムのサーバーは耐用5年の周期でリプレースを要するため、2015年のリプレースから5年が経過した2020年8月、2回目のサーバーリプレースを実施した。

新サーバーのセットアップ、旧サーバーからのデータ移行、NASデータの移行を完了後、旧機材の廃棄とデータ消去を行った。リプレースにあたっては、メモリーボードを増設し、増大するデータの保存と処理に対応しうるハードディスク容量を確保した。

なお、教務課内で使用している端末5台は、Windows 7からWindows 10への移行を機に、前年12月にリプレース済。

e. 本館の空調機の更新

2020年度はD教室及び研究室(1室)の更新を行った。

f. 主な修繕工事

- ① 図書館閲覧室の照明は、水銀ランプを使用しているが、既に生産中止となっており入手が困難であること、交換作業（高所作業）を業者に依存していることを鑑み、LED化した。
- ② 本館 2 階東側通路に天窓（ドーム型）があり、劣化により雨漏り（1 か所）が発生したため、交換した。
- ③ 図書館棟東側に高木（ヒマラヤヤギ 2 本、メタセコイア 2 本）があり、倒木防止のため芯止め（これ以上伸びないようにすること）及び風通しを良くするため剪定を行った。
- ④ 本館地下（旧電気室）に保管してあったトランス（低濃度 3 個、非 PCB 5 個）を処理会社に依頼し適切に処分した。

● 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

情報科学や設備の進展に伴い、学内情報機器を集約した施設の充実を図るため、2000（平成 12）年度には情報基礎科目のためのパソコン教室の機器更新・整備を行った。また、学内 LAN の構築、光ファイバーの増設等ネットワーク関連工事も推進してきている。現在はパソコン教室を学生用パソコンルームとして開放しているが、校舎の管理上の問題から、開室時間は限られている。

2013（平成 25）年度末には、Windows XP のサポート終了に合わせて、老朽化したデスクトップ型パソコン 20 台を Windows 7 搭載のノートパソコンに更新した。

2016（平成 28）年度には LAN 環境の質の向上と安定化のため LAN 配線工事を行った。

2017 年度はファイアウォールの更新を行った。また、学生の要望が強い Wi-Fi の導入についても検討開始した。これらの活用の前提となる「東京神学大学情報セキュリティ・ポリシー」については、2017 年 5 月に制定した〔資料 8-10〕。

2018 年度は、懸案であった 東神大ホームページを 2018 年 9 月に更新した。これにより変更・追加等の修正作業を内製化できるようになり、タイムリーな情報発信と外部からはスマホ等でのアクセス等利便性が改善された。

2020 年度は以下の更新を実施した。

a. セキュリティソフトの更新

セキュリティソフト販売元の Symantec 社が Broadcom 社に買収され国内の法人が撤退し、学内で使用してきた製品の販売とサポートが終了した。後継製品である Symantec Endpoint Security への移行を試みたが、度重なるライセンス条件変更により、継続して利用することができなくなったため、2021 年 2 月 3 日に Canon マーケティングジャパン社のセキュリティ製品 ESET Endpoint Security へ移行した。

● キャンパス・アメニティ等

キャンパス・アメニティの形成・支援のために、事務局内に学生課、総務課を設け、学内のあらゆる要請にこたえられる状況にある。また毎年 5 月に教授会メンバー全員と学生が本学の教育理念やキャンパス・アメニティの向上について意見交換する「全学懇談会」を開いている。また 11 月には、学生の専攻選択のあり方を中心として教員と学生たちと懇

談する「神学生生活懇談会」を実施するなど、学内の課題解決に前向きに取り組んでいる。

更に、学生の生活を支援するため、学生会室 (38.40 m²)、学生ラウンジ (68 m²)、医務室 (19 m²)、ロッカー室 (男 7.90 m²、女 19.20 m²) 等の施設を設置している。

食堂は、学生数が 100 名程度であり、採算がとれないことから設置していない。学生は、隣接する国際基督教大学、ルーテル学院大学の学生食堂および近隣の飲食店を利用している。

駐車場は、教職員・学生共用の駐車場を整備している。また駐輪場についても屋根付きの駐輪場を設置している。

本学は、家族的と言ってよいほどの小規模の文系大学であり、実験、実習、クラブ活動などで騒音を発する恐れはほとんどなく、苦情も持ち込まれたことはない。また前述の「全学懇談会」ではゴミの出し方でオリエンテーションを行い、近隣の環境に害を及ぼすことのないように細心の注意を払っている。

キャンパス整備基本計画事業では学生の居場所の確保及び通学生と寮生との交流の場として学生寮の中に学生会室の移設と通学生も利用できるラウンジ・ロビーの配置を計画している。

● 利用上の配慮

本学への学生の主な導線は、JR 中央線武蔵境駅から国際基督教大学行きの路線バスで約 10 分の終点で下車、歩いて 3~4 分である。また途中「西野」停留所下車すれば、やや距離は長いとしても車椅子での通学が可能である。校舎については、2007 (平成 19) 年度の大学評価の際、施設・設備項目において「講義室が 2 階に多いので、車椅子利用の学生が出来るだけ人的支援に頼らずに移動できるように、さらにバリアフリー化を進める必要がある」との助言を受けた。そのため、2010 (平成 22) 年度には、図書館棟に車椅子のための昇降機を設置した。また、バリアフリーのトイレは図書館棟に設置して利用に供していたが、2010 (平成 22) 年度には本館にも設置した。さらに、2017 年度には本館 2 階の教室への移動のためのエレベーターが設置された。

視覚障がい者については、教室名の点字表示、礼拝堂内の座席、ドアや階段前の点字ブロックやマットの設置、学生寮階段の手摺など、改善を行った。聴覚障がい者のための設備は整っていない。今後の課題である。

本学の時間割は、5 時限まで設定されており、8 時 30 分から 17 時 40 分までである。図書館開館は平日 8 時 30 分から 18 時まで、17 時 45 分から 19 時 15 分まで補習講義がある日は、20 時まで開館している。また、学生ラウンジは 22 時まで利用できるようにしている。一方、一般の事務の取扱いは、17 時まで (土曜日は 12 時まで) となっているが、教務関係事務については、授業時間に合わせて 17 時以降も適切に対応している。

● 組織・管理体制

施設・設備の管理・運営の責任者は事務長であり、総務課職員が手分けして管理を行っている。2020 年度からは、夜間・休日には教員住宅居住者に営繕・防犯の役割を担ってもらい、一時的対応をお願いすることとした。学生ラウンジは学生会の「ラウンジ委員会」が

管理している他、学生の申請によって時間外の集会室利用も許可することがあるが、使用後の火元、戸締り等の確認は、上記総務課職員が行っている。本学の規模からみて、現状で妥当と考える。

施設・設備の衛生・安全を確保するため、消防、電気・給水など分野毎に年次計画に基づき、点検、検査、試験等を、学内はもとより外部第三者機関の協力または指導を受けて実施している。また、施設・設備の日常的な4S（整理・整頓・清掃・清浄）活動を実施するよう努めている。

(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

a. 図書、学術雑誌、電子情報の整備状況とその適切性

図書、学術雑誌、電子情報の整備状況の現状は以下の通りである。本学図書館は、神学部のみ単科大学として1949（昭和24）年に新制大学として開設された経緯があり、神学の専門図書館として蔵書を構築してきた。特に神学校合同の機会に明治学院神学部と東京神学社の蔵書が合わさって本学図書館の蔵書の基礎となっている。その現状は図書館機能の基本である学習機能、研究機能、保存機能を神学専門単科大学としてバランスを備えつつ、専門図書館として神学諸分野を中心に宗教学・哲学の図書をも加え、キリスト教関係の語学・文学・教養書をも含んだ蔵書構成になっている。その学術的専門性の水準は高く、神学の学術専門書を中心に和図書約5万冊、洋図書約7万8千冊の蔵書構成になっている。和書については国内で出版される神学分野における一定水準以上の学術的専門書はすべて蔵書している。洋図書については、とくに神学の先進国である英語圏、ドイツ語圏の学術的研究資料を可能な限り蔵書に加えてきた。その結果、和書よりも蔵書数が多くなっている。神学専門洋雑誌のおよその数は、英語圏290、ドイツ語圏110である。これに日本語400、その他の言語50余りを加えると1000点以上の神学研究雑誌の最新号とバックナンバーを常備している。また、オンラインデータベースについても大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）への加入及び文部科学省への助成金申請などを活用して導入を図っている。

本図書館の2019（令和元）年度基礎データを、2020（令和2）年度の学術情報基盤実態調査結果報告（文部科学省研究振興局、令和3年3月発行）から私立単科大学（Dクラス）の総数を実施館数で割って求めた平均指数（[平均]によって示す）と比較すると、小規模ながら、利用者に十分な情報を提供しているという特色がわかる。たとえば所蔵資料数は128,182冊[平均100,486冊]、年間受け入れ冊数1,004冊[平均1663冊]と小ぶりであるが、学部・大学院学生定員ひとりあたりになると所蔵数1209.3冊[平均70.9冊]、年間受け入れ数9.5冊[平均1.2冊]と、圧倒的に多い。しかも蔵書の大部分が神学専門書なので、この冊数は、相当な充実度を示すと言ってよい。閲覧座席数は38席[平均164席]、学部・大学院学生数の35.8%[平均11.6%]である。

2020（令和元）年3月31日現在で、図書館が所蔵している各種の資料数は、下表のとおりである。

表1 分野別蔵書冊数

| | 和書 | 洋書 | 計 | | 和書 | 洋書 | 計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| キリスト教一般 | 4,823 | 7,654 | 12,477 | 実践神学一般 | 3,927 | 1,851 | 5,778 |
| 聖書一般 | 22,103 | 40,343 | 62,446 | 基督教外宗教 | 1,030 | 1,410 | 2,440 |
| キリスト教史 | 5,175 | 7,079 | 12,254 | 科学 | 3,137 | 2,677 | 5,814 |
| 教理史・思想史 | 3,701 | 6,447 | 10,148 | 語学 | 2,019 | 3,131 | 5,150 |
| 組織神学一般 | 1,536 | 2,787 | 4,323 | 文学 | 2,961 | 4,381 | 7,342 |
| | | | | 総合計 | 50,412 | 77,760 | 128,172 |

表2 逐次刊行物所蔵数

(単位)種

| | 和雑誌 | 洋雑誌 | 計 |
|--------|-------|-----|-------|
| 雑誌(購入) | 219 | 169 | 388 |
| (寄贈) | 472 | 39 | 511 |
| (その他) | 487 | 400 | 887 |
| 新聞(購入) | 18 | 4 | 22 |
| (寄贈) | 6 | 1 | 7 |
| (その他) | 53 | 0 | 53 |
| 総合計 | 1,255 | 613 | 1,868 |

b. 図書館の規模、司書の資格の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用状況

現図書館棟は、1986(昭和61)年5月に竣工したもので、延べ床面積は1,259㎡、書架の総延長は4,919m、図書に概算して約15万冊を収容できる。館内の座席数は38席、書庫内キャレル12席を設置している。また館内の閲覧室には約12,800冊の参考図書を備え、他に新聞・雑誌類の閲覧コーナーや、OPAC検索用端末・カード目録・複写機などを備えた検索コーナーがある[資料8-1、8-2および8-3]。

配置されている職員は図書館長のほか、司書の業務を担う図書館員2名で業務全般を運営し、他にパート職員1名、また随時多数の学生アルバイトを雇用して運営している。開館時間は、授業開始の午前8時30分から平日は通常午後6時まで(授業終了は5時40分)、土曜日は午後2時まで(授業終了は正午)である。図書館をなるべく長く開館することは、学生への重要なサービスであるという認識と、学生からの強い要望も考慮し、可能な限り延長開館に取り組み、現在、学生アルバイトの協力によって、週2回、夜8時までの夜間開館を実施している。また、通常の試験期間中は午後8時まで毎日の延長開館に

加え、試験前週の夜間開館も実施している。さらに上記に加え長期休暇期間中も開館日を週3回にしている。但し、2019年度後半からは新型コロナウイルス感染症予防のため延長開館は行わず、各種発令に基づく開館状況となった。

2019(令和元)年度の図書館開館日数は212日、年間貸出人数は延べ2,576人(内、教員241人、学生2,221人、外部114人)、年間貸出冊数は延べ4,302冊(内、教員436冊、学生3,679冊、外部187冊)であった。

2015(平成27)年度には、新たに図書館システムリプレースを実施し、OPAC端末も3基とした。2016年(平成28)年度には閲覧室に文字読み上げ専用端末を導入し、目の不自由な利用者への対応も充実させた。資料管理と利用者サービスに関して一層の改善をめざしていることは、図書館関係の改善事項の報告のところで記述するので参照されたい。

6. 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

本学図書館では神学・キリスト教関係の情報センターとしての役割に基づき、学外利用者にも積極的に資料を提供し、研究の推進に資してきた。対象は本学継続教育者、科目等履修生、聴講生及び留学生、本学学外活動の公開夜間神学講座受講生、卒業生、他大学の学生及び教員、一般の研究者等、紹介状があれば利用可能な態勢を取っている。継続利用に関しても利用者登録制度を採用して、それを可能にしている。

近隣図書館との相互利用については、本学図書館は、以前より国際基督教大学図書館及びルーテル学院大学図書館と親密な関係にあり、教職員が相互に利用していた。この関係を1994(平成6)年4月にさらに拡大し、学生レベルでも相互に利用できるようにしてきた。その制度は現在すっかり定着し、活発に利用されている。

表3 館外貸出図書冊数(学生のみ)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 貸出人数(延べ) | 213 | 207 | 209 | 349 | 90 | 138 | 227 | 208 | 191 | 195 | 146 | 34 | 2,207 |
| 貸出冊数 | 351 | 291 | 330 | 599 | 162 | 234 | 351 | 326 | 353 | 315 | 289 | 57 | 3,658 |
| 1回平均 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.7 | 1.8 | 1.7 | 1.5 | 1.6 | 1.8 | 1.6 | 2.0 | 1.7 | 1.7 |

表4 館外貸出冊数(利用者別)

| 利用者区分 | 貸出冊数 |
|-------|-------|
| 学生 | 3,659 |
| 教職員 | 435 |
| 提携校 | 20 |
| 事務局 | 1 |
| 学外者 | 187 |
| 合計 | 4,302 |

表5 図書館間相互協力状況

| 協力内容 | 総数 |
|---------------|-----|
| 参考業務利用者総数（学外） | 97件 |
| うち 文献所在調査 | 61件 |
| 事項調査 | 0件 |
| 利用指導 | 14件 |
| 図書・雑誌の貸借 | 0件 |
| その他 | 35件 |
| 文献複写 受付件数 | 29件 |
| 他館への電子複写依頼件数 | 0件 |
| 他館への閲覧依頼件数 | 6件 |

学術資料の記録・保管のための配慮に関しては、本学は「保存図書館」としての機能を重視し、とくに、幕末・明治初期以来のキリスト教関係の貴重書の蒐集・記録・保管を大きな使命と認識している。例えば、本学図書館には貴重なコレクションとして、ギュッラフ、ゴープル、ベッテルハイム、ヘボン、ブラウンなどによる邦訳聖書や、明治初期からのキリスト教関係新聞・雑誌類の歴史資料がある。また稀覯本としては『大秦景教宣元本経』（717年の拓本）や、カルヴァンの『キリスト教綱要』（1554年版等数種）、バクスターの『基督教生活方針を含む実践著作集』（1707年全4巻）などを所蔵している。さらに『波多野精一文庫』をはじめ、寄贈書の中には貴重な文献が多く含まれている。この点から全面開架式とはせず許可を受けた教職員と大学院生のために、閉架書庫への立ち入りを認めている。

以上のような「保存図書館」としての本学図書館の機能の充実のために、2014（平成26）年度より、とくに貴重書・古書保存の専門家を招き、その助言を仰ぎながら、本学のような領域の資料整理に関する長期計画に着手してきた。その方向性は、将来の改善方策のところで更に具体的に述べる。

（4）教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

- a. 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備
- b. ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

福音主義キリスト教会の教役者養成を主な目的とする本学においては、キリスト教信仰と諸学問分野の最新の知識との接点を探ることが常に重要である。この面で貢献しているのが講演会である。火曜日の2限目に定められた一般時間には全学を対象に、学生課が主催し随時講演会を行い学生の研究への関心を高めることに貢献している。この年間4～5回程度行われる講演会の共通テーマは「キリスト教と諸学」であり、学生の神学及び、神学に関わる幅広い学問分野への関心に応えるものとなっている。

本学では教員、学生のキリスト教神学の自由な研究と普及のために「東京神学大学神学会」が組織化され、学内から募る論文を掲載する機関雑誌『神学』を発行している。博士前期課程において課される修士論文、後期課程において課される博士論文の中から優秀なものは、要約の形でこの『神学』誌に掲載される。

日本伝道研究所は、日本における福音宣教の進展のために奉仕するという東京神学大学に課せられている特別な使命をより十分に果たしていくために誕生した。日本伝道という重要な課題に直面しつつ、東京神学大学としてなしている神学研究、調査活動、資料収集、保存、発表、並びに研究会、講演会、セミナーの開催などを主な事業としている。2009（平成21）年度8月には、日本伝道研究所主催「説教セミナー」が行われた。2017年度からは日本伝道研究所主催の講演会が年一度行われるようになり、2018年1月に西岡義行氏（東京ミッション研究所総主事）を招いて「地域社会に福音となる礼拝共同体 -メデアイカ ルカフェの実際から-」と題した講演をいただいた。さらに2019年1月にもデ・ルカ・レノン氏（イエズス会日本管区長）により「キリシタン史の観点から日本伝道を考える」と題した講演を、2020年1月には楠本史郎氏（北陸学院院長）により「トマス・ウインと北陸伝道」と題した講演をいただいた。

また、本研究所の諸活動を通して、日本の諸教会、学校、大学を含むキリスト教諸団体との交流、協議会等も定期的に開催し、そこでの研究発表が、『伝道と神学』（2011（平成23）年3月より改称。旧『東京神学大学総合研究所紀要』に掲載されている。この『伝道と神学』は、毎年度3月に発行されるもので、旧『紀要』の形では第13号まで、『伝道と神学』の形では第10号まで刊行されている。さらに、日本基督教団宣教研究所と連携しての日本国内のキリスト教研究をさらにすすめ、教授を同研究所に研究員として派遣している。また、日本の伝道活性化のため、2019年度より高知地区の後援会関係者とも協力して、「日本伝道高知ミーティング」を開催することとし、2020年3月23日に芳賀学長が出席して高知教会で行われた。

アジア伝道研究所は、アジアにおける伝道の共通の課題を担うために、アジアにおいてより高度な神学研究を促進する目的を持って活動を行っている。基幹となるアジア伝道セミナーにおいて、韓国、中国、台湾、フィリピンなどからの、すでに教職である留学生たちと、アジアの諸問題や日本の教会の課題について学び、アジア的な連帯の中で伝道する視点や方法、諸問題を討議している。さらに、学生たちのアジアの諸教会への研修旅行もなされ、アジア諸国の教会とキリスト教の現実を見聞し、その地のキリスト者、キリスト教研究者との交流を行っている。

設備面で言えば、本学のように少人数のクラスが多い場合、議論が活発になるように演習に適した教室が多いことが望ましいのであるが、2009（平成21）年度末に、B教室およびE教室が、また、2012（平成24）年度末にA教室およびF教室がそのような形に改装され、使いやすくなった。

本学における、教育支援職員について言えば、その担当する実習科目、および担当者は以下のとおりである。

科目担当者

体育実技： 体育実技担当教員（兼任教員1名）

臨床牧会教育： 臨床牧会教育担当教員（専任教員1名）

教育実習： 教職課程担当教員（専任教員 2 名）

教育の方法と情報技術： 一部実習の要素あり 教職課程担当教員（兼任教員 1 名）
以上の実施されている実習科目、一部実習科目に関しては、補助要員を置いているわけではないが、授業参加者人数が多くはないので、これで不足はない。外国語教育においては、英語の履修が困難な学生のために、補講を兼任教員 1 名に委嘱している。また、日本語能力が不十分な留学生のために補講を設け、兼任教員 1 名に委嘱している。阿補講担当者には、教務課主任が履修の困難な学生の状況を説明している [資料 5-5]。

論文やレポートの作成は、今日、ワープロ（コンピュータ）を使用することが多い。コンピュータの使用については、システムアドバイザーが、随時、助言・指導をしている。技術スタッフの働きに位置づけられよう。

c. 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

専任教員は今年度も例年と同様、研究費として一律年額 30 万円を支給されている [資料 8-8]。キリスト教神学関係の書籍や文献資料は他の研究分野と比較して高額であり、特に外国語の基本文献資料の収集には相当の経費が必要とされる。この点で研究費の総額は必ずしも十分ではない。

研究室は専任教員の全員に与えられている。部屋の大きさは 3 種類あって、24 m²、19 m²、12 m²のものである。各部屋には十分な机と書棚が備えられ、空調設備、パソコン用の学内 LAN も整備されている。2014（平成 26）年度に制定された助教制度に基づき、1 名が教員スタッフに迎えられたので、常勤講師以上と同様に研究室を一部屋供与した。2016（平成 28）年度から制定された「特任教授」は、任用が一年ごとに更新されるものであり、研究室については、今の所非常勤講師と同じ扱いである。

本学での専任教員の担当科目は義務として最低 4 科目以上、出勤日数は（特任教授と助教を除いて）教授会や各種委員会の会合も含めて（原則的には火曜日から土曜日までの）週 3 日であるから、研究に専念する時間は比較的十分に取得していると思われる。また研究学期（サバティカル・リーフ）の制度もあり、8 学期教育に従事すれば、1 学期間の研究学期を取ることができる（就業規則第 3 条、第 9 条 [資料 8-7]）。

小規模の単科大学であるため、専任教員全員に（特任教授と助教を除いて）教育活動のほか、教授会への出席、各種委員会の分担、クラス担任の務め、一般時間等学校主催の公の行事への積極的参加が義務づけられている。研究学期の取り方としては、学生への教育活動のみ休止し、他の諸活動はそれままで通り継続する場合と、在外研究等の理由で学生への教育活動も他の諸活動も併せて休止する場合の二種類があり、後者の場合には特別賞与が割愛される。その選択は各自の自由裁量である。少人数の教育スタッフであるゆえ、部門ごとに全体のバランスを考え、カリキュラムに支障をきたすことのないように配慮することが望ましい。また本学に期待されている課題として、学生の教育活動ならびに後援会活動、諸教会の応援が含まれているので、研究活動と併せてこの課題にも応えられるような積極的姿勢が求められる。

(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を応じ、適切に対応しているか。

a. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

(規程の整備)

本学では研究倫理規程を制定しており、これは2014(平成26)年3月の定期理事会で承認されている[資料8-11]。2020(令和2)年度より、この規程は毎年夏の特別教授会で確認の上、検討されるようになった。この規程に現在のところ不備は見出されていない。

コンプライアンスの面では、2020(令和2)年度に「東京神学大学コンプライアンス基本方針」を定め、施行することができた[資料]。この基本方針と研究倫理規程に立ちつつ、「東京神学大学人権侵害防止対策規程」(2020(令和2)年度より施行)[資料]、公益通報に関する規程[資料]、情報セキュリティ・ポリシー[資料]などをもって、個別の領域の事柄に対応している。

(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施)

学生に限定されるコンプライアンス教育については、入学時に同意を求められる「東京神学大学宣誓」及び「学生心得」が、コンプライアンス機能を持つ(「大学の沿革と組織」に掲載[資料])。その内容については、年度初めの「神学校全学集会」において折に触れて取り上げられている。これには専任教員も全員が原則として出席するので、教員に対するコンプライアンス教育ともなり得る。

研究倫理教育について述べれば、学生に対しては、学部・大学院共に「履修の手引き」に「東京神学大学の学問的倫理基準」が掲載されており、履修オリエンテーションにおいて毎年度初めに確認されている[資料]。教員には各自に配付される規則集に上記の研究倫理規程が収録されていることに加え、上述の通り夏の特別教授会において内容の確認と意見交換が行われている。

(研究倫理に関する学内審査機関の整備)

研究倫理規程の定めるところにより(同規程の3[資料8-11])、旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の5部門の代表者から成る倫理委員会が本学には設置されている。

(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、

その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境のうち、施設・設備については事務長が、図書館については教員の中から選出される図書館長が、教育環境については教務課主任が、研究倫理については教授会書記が責任を負っている。

施設・設備については総務課が定期的に点検を行うほか、理事会の中に設けられている建物・施設部会が評価を行っている。

図書館については図書館長と図書館の職員が点検を行い、大きな課題については教授会に諮って点検・評価を行う。

教育環境については教務委員会がそうとうきめ細かな点検を不断に行い、改善・向上に取り組んでいる。

研究倫理については教授会書記の発議により、特別教授会において点検・評価を行っている。

[2. 長所・特色]

- 1) 教育環境の整備の質的向上は、毎年、学長、事務長、ならびに教授会から提案され、理事会・評議員会において報告や審議がなされる。
- 2) 校舎・学生寮・教員校宅等中心になる建物は、1966（昭和 41）年に建設され、すでに51年経過している。その間、建物および設備の老朽化が進み、かつ授業形態の変化、学生数の減少、OA 機器等の新しい設備の導入、バリアフリー設備の設置、耐震対策等の新しい事態が生じてきている。その都度、改築、補修により対応している。（なお 2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災によって、直ちに補修を要する箇所は発生しなかった）。特筆すべき改善努力としては、2011（平成 23）年に建物外壁劣化調査を行い、その結果を基に 2012（平成 24）～2013（平成 25）年度に、外壁補修工事を実施し無事に完了した。また、2017 年度にはエレベーター設置、玄関ドアの自動化などに取り組んだ。これによって建物の一層の安全な利用が可能となった。2015（平成 27）年度に、図書館棟に「ラーニング・コモンズ」を設置した。
- 図書館は建築後 30 年が経過し、屋上防水を再施工する時期となり、2014（平成 26）年度夏期に図書館（及び書庫との渡り廊下の）屋上防水改修工事を実施した。さらに、2016 年度春期休暇中に資料保存を重視した閉架書庫の照明を LED 化し、2017（平成 29）年度夏期休暇中に図書館棟空調交換工事も実施した。
- また、学生寮は、全学生の半数が利用しており、当校の重要な建物である。冷房設備がないため学生から不評であったが、2011（平成 23）年 1 月から各地の教会、後援会の方々にエアコン募金を展開し、2011（平成 23）年 6 月には各室にエアコンを設置することができた〔資料 8-4、8-5-1、8-5-2 および 8-6〕。

- 3) 教育研究等の支援については、次の諸点で、効果が上がっている。

- ① 雑誌『神学』および『伝道と神学』（旧『紀要』）に発表の場を設けることで、学生の研究意欲を刺激している。
- ② 二つの研究所の働きを通して、さまざまな情報の提供、実習の機会が与えられている。
- ③ 研究成果は、『神学』および『伝道と神学』という二種類の紀要に自由に掲載することが可能であり、教授会の席上で神学会の委員より執筆が奨励されている。『神学』に掲載されず、「教職セミナー」で発表された論考は、『伝道と神学』の方に掲載することが可能であり、二種類の紀要の締切に時間差を設けていることが有効に活用されている。

[3. 問題点]

- 1) 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画としては、校地の緑化の健全維持とキャンパス・アメニティの向上、校舎その他の建築物については量的拡大よりは質的向上を持続的に継続する。それによって校舎や学生寮など、建設時よりもかなり質的によいものに改善されている。この改善努力を毎年追及する。

教職員住宅及び学生寮は、2015（平成 27）年度には、築 50 年を迎え、本学校敷地内の建物・道路などのレイアウトおよび再構築計画に取り組むこととなった。2018（平成 30）年度から建て替えが進行中である。

2) 図書館の長期的視野での将来的発展のためには、神学専門図書館としてのコンセプトを再把握し、デジタルデータを含めた図書館形成理念をより明確化することが重要である。

今後の発展方策として、第一に、本学図書館の形成理念である神学分野におけるより高度な学術的水準の蔵書を今後とも充実させる努力を継続する。

第二に、近年、外国語の聖書注解書シリーズ、神学大事典、キリスト教関係の諸事典、全集や著作集の多くがデータベース化されている。固定化されたデータの場合、予算内で購入する方針であるが、オンライン版としてデータが常に更新される場合、購入の是非を慎重に検討する必要がある。

第三に、本学の可能な範囲でリポジトリを整備するための準備をする必要がある。

第四に、対外的には OPAC を外部にも公開し、外部からの検索を可能にした。この点でのサービスは大幅に進展した。将来に向けてもこの方針を継続する。

第五に、本学図書館は日本キリスト教史上貴重な図書を多く所蔵している。そのため他大学や学外研究者のみならず、文化施設や諸教会からの問い合わせ、文献複写依頼、陳列一般公開のための貸借などの依頼に応じている。この方針を維持するために稀覯本、特に和書に関しての保存・補修技術をもった専門家を招き、資料修復・製本技術の習得に今後とも鋭意努力していく。

第六に、図書館に近接する一つの教室を「ラーニング・コモンズ」とし、共同学習が可能なエリアを提供したが、今後のさらなる利用の促進が課題である。

最後に、本学は神学専門図書館として神学分野の資料収集に重点を置いている。そのため専門的な水準は高いが、反対に全体として幅広く調和のとれた蔵書構築に欠ける点はない。この点を踏まえ、ここ数年来特に学際基礎科目に関連する書物や、辞書・辞典類を初めとする参考図書類を重点的に補充している。また特に利用頻度の高い基本的な書物に関しては極力複本を購入して利用に供している。教務課と連携を取り、事前に学科目概要を手し、基礎資料や副資料として挙げられた書物を調査・購入するようにし、学生の利用に対応している。

3) 教育研究等の支援については、依然として次の諸点で問題がある。

① 雑誌『神学』は、1月に開かれる本学主催「教職セミナー」での主題に合わせて特集が組まれるが、献呈論文の場合を除くと、通例の主題論文の数は必ずしも多くなく、さらに奨励されることが望まれる。

② 研究費・研究室・研究専念時間の必要最低限は確保されていると言える。しかし海外の学会参加については十分な支えがあるとは言えない。旅費の規定も制約された内容のものである。後援会活動や社会貢献としての「公開夜間神学講座」にも専任教員の貢献が期待されているが、これは止むを得ないことながら、研究専念時間を狭めることになっている。

4) 研究倫理については、ほぼ全員がキリスト者である本学の構成員にとって、キリスト教的な倫理規範に基づいて行動することは当然と見做されており、それは一般社会の倫理的基準を上回るものであると期待されてきたが、構成員全員が共通の規範理解を持っているわけではない。その意味で、コンプライアンスに関する全般的な方針や規程がないことは問題である。

[4. 全体のまとめ]

(校地・校舎・施設・設備関係)

「キャンパス整備基本計画事業」を通して教員住宅、学生寮の更新が図られ質的向上が実現した。一方、教育・研究環境の充実を図るためには、本館・図書館の整備計画を作成する必要がある。「キャンパス整備基本計画事業」の中では本館・図書館の整備計画も一部検討されておりそれらと整合性を取り連携することにより、更なる改善が期待される。

(図書館関係)

図書館業務は全体として概ね良好である。専門性の高い図書館員が求められるので、スタッフの充実強化をたえず図らなければならない。2020年度はコロナ禍のため、「東京神学大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限指針」に従って、そのつどのステージに応じた利用制限を行わざるをえなかった。それが終息すれば、元来の図書館業務に戻り、サービスの向上・充実に努めることができるであろう。

(教育環境)

教育環境は、概ね良く整備されていると言える。日本伝道研究所やアジア伝道研究所など、既存の環境をさらに有効に用いることができるよう、検討して行くことは有益であるように思われる。また、コンピュータやインターネットの普及に伴い、その設備をさらに有効に利用するためのサポート体制も検討して行く必要がある。

(研究倫理・コンプライアンス)

コンプライアンスは大学の規則や関係法令の遵守だけを意味するのではなく、社会的信頼に応える姿勢を求めるものである。本学は何よりも構成員の全員がキリスト教的な倫理規範をもって行動することが期待されている点で、一般大学よりも好ましい状況にあると言えるかもしれない。しかし、キリスト者もまた、この世の誘惑に晒されている以上、一般的・社会的な規範を確認することも必要と思われる。従って、コンプライアンスに関する全般的な方針を策定できたことは意義深い。これによって、教育職員・事務職員を問わず、上司や責任者の命令に従う義務や、会議における意思決定（全会一致の場合は当然であるが、多数決による決定であっても）に対する忠実といった常識的な事柄について、明示的に方針が定められた。

[5. 根拠資料]

- 資料 5-5 日本語実力試験および日本語補講クラスについて
- 資料 8-1 東神大 OPAC 公開開始 (ポスター)
- 資料 8-2 図書館ホームページ (<https://tuts.ac.jp/toshokan/>)
- 資料 8-3 WebOPAC カンタンマニュアル
- 資料 8-4 東京神学大学の学生寮に冷暖房機 (エアコン) を設置する特別募金のご願い
- 資料 8-5-1 建設工事請負契約書
- 資料 8-5-2 工事完成報告書
- 資料 8-6 東京神学大学学生寮冷暖房機 (エアコン) 設置募金の目標達成
・その感謝と報告・(抄)
- 資料 8-7 学校法人東京神学大学就業規則
- 資料 8-8 東京神学大学教育職員研究費支給内規
- 資料 8-9 東京神学大学キャンパス整備基本計画 原案 A・原案 B (素案) 合同版
- 資料 8-10 東京神学大学情報セキュリティ・ポリシー
- 資料 8-11 東京神学大学研究倫理規程
- 「大学の沿革と組織」
- 「履修の手引き」(G・M・D 全て)
- 東京神学大学コンプライアンス基本方針
- 東京神学大学人権侵害防止対策規程
- 東京神学大学「人権にかかわるハラスメント調査委員会」内規
- 東京神学大学公益通報に関する規程

9 社会連携・社会貢献

[1. 現状の説明]

(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学はその建学の理念に即して、常に社会との連携、社会への奉仕と貢献を明確に自覚し、その理念が実際に反映されるように日頃の教育と研究活動に当たっている。何よりもまず、創立以来、本学がその知的資源を担う人材を育成し、たゆみなく社会に送り出してきた。本学の関心と目的は、本学の卒業生を求めるとキリスト教会、初等・中等・高等教育機関、大学、研究機関、また社会福祉、社会事業団体等に、多くの人材を送り出し続けるところにある。さらに人材の育成に加え、本学は、出版活動、地方での種々の講演会・研修会の開催、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内地留学制度、海外の神学教育機関との学術交流、日本伝道フォーラム、学校伝道協議会、教員免許状更新講習等を通して、社会との連携、社会への奉仕と貢献を担ってきた。

このように、社会連携・社会貢献は本学の存在理由そのものと結びついているため、本学の理念・目的自体が社会連携・社会貢献の方針を示しているとも言える。その分、ことさらに社会連携・社会貢献に関する方針として打ち出さず、その明示は今後の課題である。

(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

a. 出版活動

キリスト教神学の研究及び普及を図る目的で設立された「神学会」によって、毎年研究誌『神学』が発行されてきた。2020（令和 2）年度には第 82 号（主題「永遠の命」）が出版された。日本では珍しい神学専門の、長い伝統をもつ研究誌であり、本学の教員をはじめ、優れた神学者たちによる神学論文を発表し、高い評価を受けている。

また、日本およびアジアのキリスト教に関する調査、研究を目的として設立された「東京神学大学総合研究所」も毎年紀要を出版している。2010（平成 22）年度からは、装丁のデザインも一新して『伝道と神学』を出版し始めた。2020（令和 2）年度に発行された『伝道と神学』第 11 号は 2019 年 9 月に天に召された大住雄一先生の記念号として編纂され、大住先生を記念する論文、説教、エッセイを中心に、「教職者のためのオンライン・シンポジウム」（2021.1.12 開催）の発題なども収録している。

さらに、本学の教育研究上の成果の社会への還元を示す貢献の一つとして、『東神大パンプレット』の刊行にも言及したい。本学教員が執筆し、一般に分かりやすい平易な表現で現在の教会とキリスト者が直面している諸問題を解明し、知的財産を広く提供できるように努めている。2020（令和 2）年度には、新たに 2 冊を加えることができた。山口隆康『コロナパンデミックの中の教会形成』（2020 年 12 月）および神代真砂実『改めて学ぶ 教団信仰告白』（2021 年 3 月）である。

以上の出版活動の多くを担うのは、教授会メンバーから成る「神学会、紀要」の担当委員で、彼らを中心に編集作業が行われる。その活動については、必要に応じて通常の教授会でも報告され、課題がある場合には教授会全体で議論されることもある。

b. 学外活動

<公開夜間神学講座>

本学は様々な学外活動を行っているが、その中でも最も伝統の長い社会貢献の一つが公開夜間神学講座である。1947（昭和22）年4月に開設された講座であり、2020（令和2）年度には、74期生を迎えた。毎週月曜・金曜の午後6時から8時に開かれ、現在は日本基督教団銀座教会を会場に行われている。講師陣として、本学の専任教員のほとんどが関わっている。これまでの受講者はすでに1000人を超えているが、近年は二年間の受講プログラムの正規生に加え、好きな科目だけを受講する科目受講生、聴講生も増えてきている[資料1]。また例年は、8月に夏季研修会、3月に春季研修会が開かれている。これらの研修会には、現在の受講生のみならず、多くの同窓生その他も参加できる。

しかし、2020（令和2）年度は、コロナ禍の危機の中で、すべての講座、すべての集会を中止にするという苦渋の選択をしなければならなかった。秋になって、学外活動委員長による「神学入門」のクラスおよびクリスマス礼拝の説教をオンラインで公開することができたが、きわめて異例な年度となった。

本夜間講座には、「まととす会」という同窓会があり、活発な活動を行っている[資料9-1]。

<教職セミナー>

本学は、例年1月に（近年は国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に）全国の牧師、伝道者を対象に二泊三日の研修の機会を提供してきた。それが「教職セミナー」である。しかし2020（令和2）年度は、コロナ禍の危機のもと、対面での「教職セミナー」を中止にし、「教職者のためのオンライン・シンポジウム」を2021年1月12日（火）に開催した。主題は「永遠の命」で、旧約神学、新約神学、歴史神学、組織神学の5部門から発題がなされ、オンラインで配信された。100名以上の参加者が与えられた。発題の内容については、『神学』82号（2020年12月）および『伝道と神学』11号（2021年3月）を参照。

<継続教育>

本学では、正規学生に対する神学教育のほか、教会あるいはキリスト教学校などで働くに働いている牧師・伝道者の生涯教育のために「継続教育」のプログラムを用意してきた。本学と関係の深い日本基督教団の教職者のみならず、広くキリスト教諸教派の牧師、伝道者に開かれている。彼らは、神学的なリフレッシュ、継続的な神学的自己形成のために、大学院博士課程前期課程の科目の多くを開講することができる。

また、2014（平成26）年度には「東京神学大学内地留学生」に関する内規が制定され、本学において学位ならびに卒業資格の取得を目的としない、半年間の神学研修プログラム（ただし一学期に限って延長あり）を開始している。これによって、遠方の牧師たちの継

続教育のために勉学の門戸を開くことができるようになった。

以上の学外活動の担い手は、教授会の職務分担として任命されている「学外活動委員」である。担当の事務担当者（総務課職員）と共に企画され、実施へ向けての準備がなされる。公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育の実施には、ほぼすべての教員の参加が必要であり、常に学外活動については通常の教授会で報告がなされ、必要に応じて課題を教授会全体で議論することもある。とくに、教職セミナーにおいては、必ず参加者にアンケートを求め、教職セミナー後に行われる教授会の際に、それに基づいて反省会を行っている。さらに来年度に向けて主題などを決めるのは毎年3月に行われる特別教授会においてであり、そのような意味では教授会全体が関わりながら検証がなされ、改善へ向けての努力がなされていると言える。

<全国各地での講演>

以上のような学外活動に加え、教授会メンバーは全国各地の東京神学大学後援会との連携によって、年間にわたって全国各地の教会をまわって多くの講演会、研修会を行っている。また、教授会メンバーは、それぞれ専門分野の学会、研究組織に加わり、理事や学芸誌編集委員などの役職に就いている。また、海外の学会、研究会にも積極的に参加し、研究発表などを行うよう努力している。

<国際交流>

また、本学のグローバル化への積極的な対応、国際社会への貢献として、本学と大韓イエス教長老会神学大学校との間の学術交流に言及したい。2011（平成23）年度から本学と大韓イエス教長老会神学大学校との間で提携を結ばれて、交互にゲスト・プロフェッサーを迎え合うというプログラムになっている。2016（平成28）年度には、旧約学の裴 熙淑（ペー・ヒソク）教授（旧約聖書神学）を本学に迎え、2017（平成29）年度には、本学の小友聡教授（旧約聖書神学）を長神大に派遣。さらに2018（平成30）年度には、崔眞奉（チェ・ジンボン）教授（礼拝学、説教学）を本学に迎え、2019（令和元）年度には中野実教授（新約聖書神学）を派遣した〔資料9-3〕。しかし2020（令和2）年度は、長老会神学大学校から講師を迎える予定で準備も進められていたが、コロナ禍のもとで止むを得ず中止となった。

2019（令和元）年度には、6月18日に長神大の任聖彬（イム・ソンビン）総長夫妻を含む教員、職員21名の本学訪問があった（教職員研修旅行の一環）。大住学長夫妻や教職員が対応した〔資料9-a〕。

<日本伝道フォーラム>

本学の学外組織との連携協力の一環として行われている「日本伝道フォーラム」についても言及したい。本学は日本基督教団と連携協力の実質化のために、日本基督教団所属の教会代表と共催する形で「日本伝道協議会」を1990年以来、毎年（6月頃）開催してきた。この協議会は卒業生のみならず全国の教会の牧師が参加し、現代のキリスト教が直面している諸問題をめぐる講演、シンポジウム、分団協議などを通して、課題を共有する貴重な機会となっている。2008年、2009年、2010年、2012年、2014年に行われた地方大会（名

古屋、大阪、仙台、九州、長野)をはさみながら、2017(平成29)年度には第27回全国大会が本学で行われた。その年は、プロテスタント開始50周年を記念して、主題は「我ら、ここに立つ。プロテスタントの再生」であった[資料9-4]。通算28回目にあたる、2018(平成30)年度からは、名称も「日本伝道フォーラム」と新しくされ、内容的にも幾つかの新機軸(ワークショップの実施)が試みられている。それによって新たな参加者を獲得することがねらいである。2019(令和元)年6月3~4日には、第二回日本伝道フォーラムが「福音的公同教会の伝道力:共通の信仰告白に立つ」という主題のもと開催された[資料9-5]。

2020(令和2)年度は、6月8日~9日に開催すべく準備を進めていた。しかし、主題(「福音の再発見:今、危機の時代にあつて!」、プログラム、講師など、すべてを決定していたにもかかわらず、コロナ禍のもと、来年度へ延期するという苦渋の選択をせざるを得なくなった。

日本伝道フォーラムの企画と実行は、例年、日本伝道フォーラム準備委員会および実行委員会においてなされる。構成メンバーは、教授会メンバーのほか、10数名の教会の牧師たちから成っている。年2回ほど、準備委員会(9-10月頃)、実行委員会(12月頃)を開催し、さらに委員間のミーティングリストを活用しながら、実施へ向けての準備を進めている。準備委員会では必ず前回の反省をし、それをふまえて次回の構想を練ることにしている。また懸案事項がある場合は必要に応じて、通常の教授会でも課題が報告され、議論されることもある。

<キリスト教学校伝道協議会および教員免許状更新講習>

また本学卒業生の多くが、初等教育から高等教育まで幅広く全国各地のキリスト教主義学校で働いている。これらの教育機関との具体的交流、教員の教育的使命の認識の深化と資質向上を目的として、「キリスト教学校伝道協議会」を設けている。本学教職員から成る小委員会、本学教職員とキリスト教学校教員の有志から成る運営委員会がそれぞれ年1~2回開かれ、この協議会を計画、開催し、自己点検・評価を行なっている。この協議会でもたれたる講演、シンポジウム、討論を通し、参加者は授業の充実、キリスト教学校の建学の精神の具体化について学び、それぞれがよりよく社会に貢献する方策を模索している。これは毎年出席者が増加しており、本学卒業生に限らず広くキリスト教主義学校の教職員や理事長も参加している。第21回協議会は2020(令和2)年5月に、「キリスト教学校の礼拝」を主題にして講演会とシンポジウムをもち、キリスト教学校における宗教教育の意義や方法について協議と意見交換をする計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。この協議会は、学外組織の必要と期待を知り、本学における人材育成と社会貢献を方向づける場ともなっている。

この「キリスト教学校伝道協議会」と一部重ねる形式で、本学は「教員免許状更新講習」を開講し、「選択領域」6時間分の講習を提供している。これは、キリスト教学校の宗教科教員が教科指導についてフェイス・トゥ・フェイスで学ぶことができる、数少ない機会である。「キリスト教学校伝道協議会」のテーマに準じた講義、講演、ワークショップ、試験など、教員免許状更新該当者のための内容豊かで独自性のあるプログラムとなっ

ており、キリスト教学校の聖書科のみならず他の教科や公立学校の教員の参加も見られる。本講習は、本学教職員から成る「教職課程委員会」が年3回の会合で計画、開催し、受講者による「事前アンケート」と講習後の「受講者評価書」を踏まえて自己点検・評価を行なっている。2020（令和2）年5月に開講予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

出版活動は神学会が担っているが、定期的な点検・評価を行っているとまでは言えない。

教職セミナーについては、参加者にアンケートを書いてもらい、それをもとにして直後の教授会の中で点検・評価を行い、改善・向上に努めている。

日本伝道フォーラムは学外の委員も含めた準備委員会が点検・評価を行い、その結果をもとに次回のフォーラムの計画を行っている。学校伝道協議会も同様に学外の委員を含めた運営委員会が計画、実行を担っており、同委員会において協議会後には点検・評価を行い、つねに改善・向上に努めている。

その他の学外活動は学外活動委員会が担っているが、働きの中心は計画、実行にあり、点検・評価が必要とされる場合は、通常の教授会においてなされることがある。

[2. 長所・特色]

1947（昭和22）年以來、70年以上の伝統を持つ「公開夜間神学講座」は、本学の大切な遺産であり、誇ることでできる社会貢献の一つと言える。この講座の講師陣には、東京神大学の専任教員のほとんどが加わっており、神学という学問の深さ、広さを味わうことができる機会であり、さらにキリスト教音楽、キリスト教美術、牧会カウンセリングなど、多方面にわたる講義をも提供している。本講座の中心は、2年間で全科目を終了する「正規生」としての受講プログラムであるが、科目ごとに受講し、3年以上かけて、自分のペースに合わせて全プログラムを終了することのできる「科目受講生」制度、さらに1科目から好きなクラスを受講できる「聴講生」制度もあり、利用しやすく工夫されている。

[3. 問題点]

特になし。

[4. 全体のまとめ]

本学の卒業生を求めめるキリスト教会、学校、施設等にたゆみなく人材を送り出し続けていることに加え、出版活動、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内

地留学制度、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会、教員免許状更新講習などを通して、広く社会との連帯、社会への貢献を自覚し、その任務を担ってきた。本学は、極めて小規模の大学であるにもかかわらず、神学に関する文書の出版、公開夜間神学講座、教職セミナーなど、すでに長年の経験に基づいて（色々と新しい工夫を加えながら）続けられているものに加え、内外からの要請に基づいて、教員免許状更新講習、内地留学制度など新しい仕方での社会貢献にも取り組んでいる。この点は大いに評価できるであろう。

それらの活動をめぐる様々な課題については、まず「神学会」「学外活動委員会」「日本伝道フォーラム準備委員会」「キリスト教学校伝道協議会準備委員会」「教職課程委員会」など、それぞれの委員会において取り上げ、議論されるが、必要な場合は通常の教授会へと報告され、そこでさらに深めて議論することもある。このような協力態勢はほぼ確立していると言える。

[5. 根拠資料]

- 資料 9-1 東京神学大学公開夜間神学講座募集パンフレット（2019 年度 73 期生募集）
- 資料 9-2 東京神学大学第 51 回教職セミナープログラム
- 資料 9-3 『神学』80 号（東京神学大学神学会、2018 年）161-197 頁掲載の崔氏の論文。
- 資料 9-a 「ソウル・長老会神学大学校 教職員研修旅行 受け入れ準備」（2019 年 6 月 11 日）
- 資料 9-4 2017 年度日本伝道協議会プログラム
- 資料 9-5 2018 年度、2019 年度日本伝道フォーラムプログラム
- 資料 9-6 2019 年度第 20 回キリスト教学校伝道協議会プログラム
- 資料 9-8 2019 年度東京神学大学教員免許状更新講習プログラム

10 大学運営・財務

A 大学運営

[1. 現状説明]

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

a. 中・長期的な大学運営方針の策定と大学構成員への周知

理念・目的の実現に向けた大学運営方針の策定は、「東京神学大学学則」〔資料 1-2〕、「同大学院学則」〔資料 1-3〕、「東京神学大学教授会規程」〔資料 6-2〕等に明確に表現されている。理念・目的の実現に向けての大学運営方針は、寄付行為前文と同第 2 条、学則第 3 条第 1 項及び大学院学則第 2 条において目的を明確にし、その達成の為の方針を学則第 3 条第 2 項に明記している。加えて、学則第 6 条、第 7 条並びに大学院学則第 3 条、第 4 条に目的達成に欠かせない信仰的訓練についての方針が明記されている。

2019 年度内に内部質保証向上委員会が原案を策定し、特別教授会で協議した後、2020 年 3 月 30 日の定期理事会・評議員会の書面決議（新型コロナウイルス対策のため）で承認した「中期計画」を、2020 年 4 月 1 日に公表した。今度はこの中期計画の具現化の進捗状況を内部質保証向上委員会を中心に検証していくこととなる。

大学運営としては、教学上は学長のリーダーシップのもと、学部教授会＝大学院研究科委員会の責任において運営されている。1 学部・1 学科・1 研究科であることから、学長が学部長・学科長・研究科長を兼務している（「東京神学大学学部長選考規程」〔資料 10-2〕）。学長は常に理事長及び常務理事会と緊密に連絡を取りながら、大学運営の健全化に努めている。

b. 大学構成員への周知

大学運営方針の周知に関しては、教学上のことは教授会＝研究科委員会が責任を負うが、その都度、常務理事会、理事会、評議員会、ならびに職員会などに周知が図られる。また各クラスの集会、神学校全学集会、全学懇談会等の機会を通して学生間にも周知を図っている。

(2) 方針に基づき、学長をはじめとする所用の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

a. 学長の選任方法と権限の明示

学長は「東京神学大学学長選挙に関する規約」に従い、教授会構成員（准教授以上）全員の投票により、その 3 分の 2 以上の支持または上位 2 名の決選投票によって選出され、理事会に候補者として推薦される〔資料 10-1〕。また学部長については、「東京神学大学

学則」〔資料 1-2〕（第 25 条）に規定されているが、「東京神学大学学部長選考規定」〔資料 10-2〕によって学長が兼務する。1 学部・1 研究科の大学、大学院の関係から、学長が研究科長も兼務している。

学長の権限については、寄附行為施行細則第 10 条、学則第 24 条に規定されている。また単科大学の学長として学長は学部長を兼ねる〔資料 10-2〕。学務を管掌し、教職員・事務職員の人事、財務の大学運営に関する事項を管掌するものとして、大学全体の機関でもある教授会＝研究科委員会を主宰する。権限の行使は、教授会の了解のもとで行われており、必要に応じて教授会書記と意見交換を行うようにしている。学長は校務全体の管掌における責任者たることを免れない。

b. 意思決定のプロセス

大学の意思決定については、教授会に設置されている各種委員会ならびに「二つの専攻会」、また神学 5 分野の各担当部署が、必要事項を検討・立案し、教授会に提案する。教授会での協議を踏まえて修正・承認し、理事会の審議事項であれば、学長が常務理事会の承認を経た後、理事会に提出する。このすべての運営は学内の成文化された規則集に基づいて進められる。必要に応じて、その都度事務長が事務局にも連絡し、周知を図る。毎月 の事務連絡会には学長が出席し、毎回の講話を通してたえず本学の理念や使命について注目を喚起し、その月ごとの主要行事の意味・目的を語っている。

学校教育法及び学校教育法施行規則が平成 26（2014）年に改正されたことを受け、大学のガバナンス改革の推進として学長のリーダーシップの確立と教授会の役割を明確にするように規則改定を行った。その結果、学生の入学、卒業に関する事項、学位審議および学位授与に関する事項、教員の任免についての理事会への推薦に関しては、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。また学生の退学、転学、休学に関する事項、学生の教授、研究、その他指導上の事項、その他本学に関する重要な事項に関しては、教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じて意見を述べるというように変更した〔資料 1-2〕。ただし、重要な事案に関しては必ず教授会で熟議した上で、その意見を集約し、学長が決定するというプロセスを重視することが確認されている。小規模大学の運営という視点から見ても適切な判断であると評価される。

c. 教授会の役割の明確化

教授会は、「東京神学大学教授会規程」第 8 条によって、教育課程の立案、実行、教員人事を含めて、民主的運営にふさわしい権限を与えられ、これを適正かつ十分に実行しようよう運営されている。具体的には「東京神学大学委員会規程」〔資料 10-5〕に基づき専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」〔資料 10-6〕による役職担当者から教授会に報告がなされ、審議事項に関わる案件が提出され、審議されている。とくに教育課程の方針ならびに教員人事については、部門の長が懇談した指針に基づいて、各専攻の「専攻会」において協議した上で、教授会に提案され、意見の集約をした後、学長がこれを決定する。

教育研究の充実と発展および本学の学事に関する運営を円滑に行うため、「東京神学大学教授会規程」〔資料 6-2〕を定めている。

東京神学大学教授会規程に、教授会は本学部及び大学院研究科の教育研究に関する次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べると規定されている。

- (1) 教育職員の研究方針および計画に関する事項
- (2) 教育職員の任免についての理事会への推薦
- (3) 学生の入学、卒業修了および学業評価に関する事項
- (4) 学位および称号に関する事項

また、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (2) 学生の教育、指導および賞罰に関する事項
- (3) その他教務および学生に関する重要事項

教授会は教授会規程により教授・准教授を構成員としており、常勤講師も常に出席している。

教授会規程第7条に教授会は月2回開催するように定められているが、2018（平成30）年度は28回の定例教授会と3回の特別教授会を開催した。

大学院研究科委員会については大学院学則25条に、次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べると規定されている〔資料I-3〕。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項
- (2) 学位審査および学位授与に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了および卒業に関する事項

また、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (3) 学生の資格認定および身分に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

大学院についても「東京神学大学院学則」第7章に教学上の大学運営組織の規定がある。これに従って研究科委員会が置かれ、学長がこれを主宰する（第24条）。大学（学部）教授会の成員（准教授以上）が研究科委員会を構成している。研究科委員会は第25条にその事項が定められており、これを適正かつ十分に実行しうるよう運営されている。大学学部と同様、「東京神学大学委員会規程」〔資料10-5〕に基づき大学専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」〔資料10-6〕による役職担当者から、報告、研究科委員会の審議事項にかかる案件が提出され、審議されている。

助教および特任教授は、以上に規定されているように、教授会・研究科委員会の会議及び職務には加えられていない。これは、それぞれの研究に専念できる態勢であるということである。2018（平成30）年度初頭に助教の一人が、二期目の任期の始めに極めて優れた業績によって学位の取得が承認され、制度の有効性を証明した。

神学研究科は、聖書神学専攻と組織神学専攻に分けられ、それぞれに専攻主任が置かれている（大学院学則第24条）。専攻主任の職務は第26条に規定されている通りであるが、各専攻に属する専任教員全員が専攻主任を補佐し、意見を述べるので、これを「専攻

会」と呼び、教育課程の方針ならびに教員人事を含めて、研究科委員会の事項は、専攻会において協議した上で、教授会に提案され承認を受ける。

d. 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

単科の小規模大学の特徴として、教授会と学校法人理事会、評議員会との間には密接な信頼関係がある。学長は「学校法人東京神学大学寄附行為」〔資料 1-1〕第 5 条によって職務上の理事であり、同施行細則〔資料 10-4〕第 4 条により常務理事であるが、これに加えて、同施行細則第 5 条において教授会書記を理事会・常務理事会に常時陪席させることができ、実際そのように行われている。

さらに同施行細則第 7 条、8 条によって、学長、教員の任免等、学長・教員人事に関する事柄は教授会の推薦を必要とし、あるいはその意見を徴して行われる。教授会と法人組織の機能分担及び連携協力関係は適切に遂行されている。

理事会については、学校法人東京神学大学寄附行為第 5 条により定数 18 名の理事を置き、法人理事会を組織している。現在欠員はない。また、監事の定員は 2 名でこれも欠員はない。理事及び監事については相互関係においてその配偶者又は 3 親等以内の親族は含まれていない。監事は、理事又は大学の職員ではない。

寄附行為第 10 条に定めるところで毎年 3 回、5 月、11 月および 3 月に定期理事会を開催し、また必要に応じて臨時理事会を開催している。

寄附行為第 12 条により理事会に常務理事会を置いている。常務理事会は、年 8 回開催している。常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。なお、常務理事会は、寄附行為施行細則第 4 条に基づき、理事長、学長理事、財務理事および理事会において互選された理事 5 名によって構成されている。

なお、教授会から選任されている教授会書記が学長補佐として理事会並びに常務理事会、さらに評議員会に常時陪席し、教授会との関係を円滑ならしめている。

現在の理事会構成は以下の通りである。

理事（18 名）

| | | | |
|------|-------|----|--------|
| 理事長 | 近藤 勝彦 | 理事 | 小林 眞 |
| 学長理事 | 芳賀 力 | 理事 | 佐々木美知夫 |
| 財務理事 | 長山 信夫 | 理事 | 嶋田 順好 |
| 常務理事 | 藤掛 順一 | 理事 | 橋本 史郎 |
| 〃 | 棟居 洋 | 理事 | D.リーデー |
| 〃 | 黒沼 健 | 理事 | 東野 尚志 |
| 〃 | 湊 美都子 | 理事 | 松井 睦 |
| 〃 | 安藤 良一 | 理事 | 小山 美弥 |
| 理事 | 高橋 潤 | 理事 | 河田 直子 |

監事（2 名）

| | |
|----|--------|
| 監事 | 小山田小八郎 |
| 〃 | 齋藤 孝 |

評議員会については、寄附行為第 21 条の規定により選出された 37 名をもって組織されている。

評議員会は寄附行為第 25 条から第 28 条の規定に基づき運営している〔資料 10-3〕。

e. 適切な危機管理対策の実施

自然災害のため、通学電車・バスが運休した場合には、早朝教務課主任が学長と相談の上、休校の指示をホームページに掲載する。これはスマートフォンでも見ることができ、キャンパス内にある学生寮では三鷹市の消防署の協力を得て火災訓練を行っている。東日本大震災を機にチャペルでの地震を想定し、防災訓練を行い、避難口を設置した。

(3) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

a. 予算編成の適切性と執行プロセスの明確性及び透明性

本学の年度予算は、年度事業計画とともに理事会において決定される。事務局において事業計画案と予算原案を作成し、各関係部門との調整の後、教授会の審議を経て財務担当理事との最終調整を行う。その後、常務理事会における審議を行った上で、毎年 3 月下旬開催の定期評議員会の諮問を受け、定期理事会により審議決定される〔資料 10-12〕。

また、予算の補正を行う必要がある場合には、年に 1 回ないし 2 回上記と同様の過程を経て原案の策定、審議決定を行っている〔資料 10-12〕。

予算配分と執行については、月次に確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、常務理事会、定期評議員会、定期理事会に提出している〔資料 10-13〕。

執行部門と審議機関の役割分担・連携は明確である。

b. 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

公認会計士監査および監事監査を経て、理事会に上程・可決された決算書は、その後閲覧に供するとともに、大学報およびホームページに掲載している。

公認会計士監査は、定期的に年 5 回ないし 6 回行われ、逐次会計指導を受けている。監事および財務理事にも適宜報告し、公認会計士も同席した監事会を毎年 5 月に開催している〔資料 10-14〕。

④ 外部への公表

財務諸表等の閲覧体制は、整備されており、また大学報およびホームページへの掲載もタイムリーに実施できていると考える。また、公認会計士による監査についても、詳細かつ適切・適法な運営に努めている。

(4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

a. 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程に基づき本学に事務局が置かれており、事務局には事務長及び職員（合計 12 人）が配置されている。事務組織及び人員配置は、総務課に事務長を含む 4 人（兼務 1 名）、教務課・学生課に 4 人、経理課 2 人、財務課 1 人、図書館 2 人で、その他パートタイマーが 2 人配置されている。
事務組織については、東京神学大学組織図を参照。

b. 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

現在、採用は、欠員が出る都度、近隣教会に依頼して候補者を募り、書類審査と面接の上で決定しているが、今後は公募等により、多くの候補者から優秀で献身的な人材を採用していくことが求められる。

極めて小規模の大学ではあるが、文部科学省の認可を受け、補助金も受領しているため、事務量は規模の割には少なくない。また、寄付金に頼らざるを得ない状況から、人件費は出来るだけ抑える必要がある。業務内容の多様化に対応できる優秀な人材を適切に採用していくことが求められる。本人の適正、労働意欲の面から、適宜、ローテーションも今後検討していきたい。

c. 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

教務課は教学に関わる下記のような企画・立案・補佐機能を担っている。それらは、①学生の入学・卒業、②学生の学籍、身分管理、③単位の履修・認定、④受講登録、⑤科目整理、授業時間割編成、⑥授業・試験実施補佐、⑦成績記録の管理・保管などである。
学生課は、学生の入学から卒業、社会への巣立ちまでのキャンパスライフを包括的・組織的に支えることを役割としている。

経理課を設置し、事務長の指揮下で各部門の予算要求受付から収入規模試算、優先支出事項、支出枠等を踏まえての予算原案調整・編成事務を担当している。

留学生に関する専門業務については、教務課、学生課において、留学生担当の教員の指揮下及び留學生委員会との連携・協力の下で対応している。それと共に、入試、就職関係の専門業務については、教務課、学生課において教務課主任、入試担当主任、学生課主任の教員の指揮下で対応している。

本学の法人事務局の機能は事務長が対応し、総務課、財務課、経理課職員が適宜支援しながら、理事会、常務理事会、評議員会、後援会推進委員会、財政委員会等の諸活動が運営されている。

また、上記諸会議には、事務長ほか関係職員が陪席し、正確な情報に基づく審議、議決が行えるよう補佐するとともに、会議の審議経過と結果について、すみやかに各組織内に周知を図っている〔資料 10-8 および 10-9〕。

● 事務組織と学校法人理事会との関係

本学の定期理事会は年 4 回、常務理事はその下において年 8 回の定例的開催をしており、大学の実質的な運営方針決定の役割を果たしている。事務長は、これらの会議に常時陪席し、正確な情報に基づく審議・議決が行われるよう補佐すると共に、会議の審議経過と結果について、速やかに各組織内に周知を図っている。

連携はきわめて密接であり、滞りなく業務が推進されていると考える。

d. 教学運営その他の大学運営における教員と職員との連携関係

事務長は学長を補佐する地位にあつて、教学組織である定例教授会＝研究科委員会に常時陪席しており、また事務職員は教員によつて構成・運営される各種委員会及び関係主任教員との連携を常に保っている〔資料10-7〕。

また、本学の事務組織と教学組織はそれぞれ、本学の規程に基づいて設置されており、固有の機能を担っている。同時に事務長は教学組織の運営状況を適切に事務局組織に周知し、業務への活用を徹底する役割を持つ。また、職員は適宜各種委員会に同席又は陪席し、各主任教員との連携協力の下で業務を遂行している。

事務組織と教学組織との間の連携はきわめて密接である。また事務組織と教学組織は、それぞれの機能の独立性を保ちつつ、適時適切な連携をとり、円滑な業務運営を行っているものと考ええる。

(5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

a. 事務職員のSD

本学においては、各事務職員の自主的な能力開発を促すと共に、毎月事務連絡会の場を活用して、各部門の直面する課題を共有し、法令改正動向の確認等、職員全体の知識のレベルの向上に努めている。

各職員の能力、連携動作円滑化と情報の共有化が、業務の効率と精度向上に繋がりがつあると考える。

現在のところ3種類の研修機会を提供している。第一には、小規模の体制を生かし、月初めの金曜日午前中に「事務連絡会」を開催し、実務的な課題について協議する機会を設けている〔資料10-10-1〕。冒頭には、原則として学長も出席し、大学の理念やモラルに関わる諸問題についてスピーチを行い、職員の意識向上と深化に努めている。加えて、事務職員は毎日早朝にミーティングを行い、当日の大学行事、教職員の動向等の情報を共有することにより、きめ細かでスピーディーな対応ができるよう努めている。第二に、新職員採用時のオリエンテーションや、図書館職員の司書研修会、各種説明会への参加など、個別の職員に限られた範囲ではあるが、研修機会を提供している。第三に、事務長と職員とは年に1回、入職2,3年までの職員は年に2回、個人面談の機会を持ち、業務上の問題意識、改善提案を、また、キャリアアップを図るため、目標管理についても話し合い、継続フォローしている。また、近隣の大学とSDに関する情報交換をしている。2018年度は2019年2月5日に、ルーテル学院大学市川一宏学長により、「大学経営に於ける原則―基準協会の評価方針を通して考えること―」と題して講演が行われ、教職員合同で研修が行われた。〔実地根拠資料10-1〕

12名の事務職員は、召命感を持ち、一人一人の資質も高く、意欲も見られる。今までは、適正な人事考課は行われていなかったが2020年度に検討を進め、2021年度から適正な業務評価が行われるよう整えている。

将来の改善策としては、職員全体に共通して身につけるべき情報システムの知識や法令改正等の最新情報、専門知識の向上を図るため、専門知識研修などに積極的に関係職員を参加させ、その知識・情報を他の職員と共有することを図っている〔資料10-10-2〕。また、今後は、随時他大学などの規程や運営などの調査・情報収集等の、大学事務局としてのレベルを維持向上するための施策も講じていきたいと考えている。

b. 教員のFD

教員の教育ならびに研究に関わる意欲の向上に関しては、毎年自己点検評価に付される業績表によって相互チェックがなされており、さらに学内での一般時間講演、学校伝道協議会、日本伝道フォーラム、全員が参加し発題講演をする教職セミナー等により、終始刺激を与えている。特に前期と後期開始時における年2回の始業講演を順番に担当し、その直後の教授会で「神学フォーラム」が開かれ、教授会メンバーどうしの質疑応答と意見交換が行われており、各自が取り組んでいる最新の研究状況を報告しなければならぬ。この機会が備えられていることの意味は大きい。

(6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

a. 適切な根拠に基づく点検・評価

毎年年度初めに自己点検評価委員会が立ち上げられ、報告書の作成が義務づけられている。報告書には必ず根拠資料を付すことが求められる。その報告書をもとに短期的な課題であれば、各部署に問題点が通達され、改善・向上が図られる。中・長期的な課題であれば、3回の特別教授会において、時間をかけて徹底的に討議され、具体的な方策が練られている。

b. 監査プロセスの適切性

これまでの監査プロセスでは、自己点検評価委員会によって報告書が作成され、その中で指摘された問題や課題を特別教授会において共有し、中・長期的展望に立って解決に向けての具体的な施策が実行されてきた。これは点検・評価に基づく改善・向上として位置づけられる。しかし内部質保証向上委員会が立ち上げられ、本格的な活動に入ったのは2019年度であり、ここに今後の課題がある。

[2. 長所・特色]

1 学科 1 大学の小規模大学である点が有利に働いて、現状において大学運営は支障なく営まれており、教学組織と法人組織との連携、教員と事務員との連携も密接かつ潤滑に行

われている。また教授会の運営については、学内の教務、人事、学外関係など全般にわたって諸規則にのっとり、民主的な手続きに従って適正に行われている。

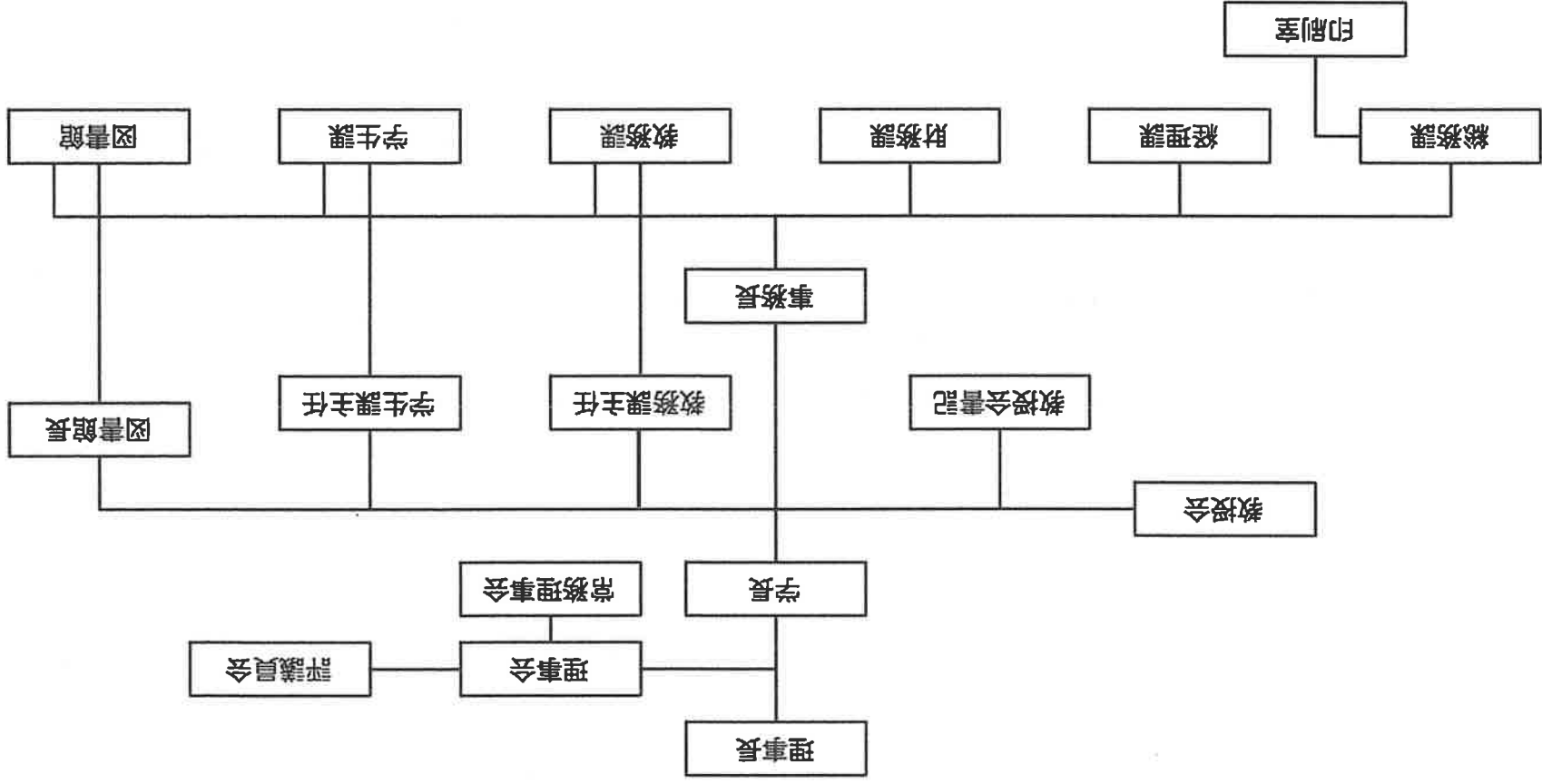
[3. 問題点]

監査プロセスで指摘したように、内部質保証向上委員会の実質的活動が今後の課題である。自己点検評価報告書を内部質保証向上委員会が査読し、意見交換をした上で、特別教授会に提言するシステムを確立するように努める必要がある。

[4. 全体のまとめ]

大学運営に関しては、少人数・小規模単科大学の特徴をよく活かし、教員も職員も様々な機会を通して共通の使命をよく自覚し、召命共同体として諸教会からの期待に応えようとしている。今後一層全員が一致して本学の創立精神とガバナンスの維持に専心するよう、エートスの形成に努めるものでありたい。

東京神学大学組織図



B 財務

[1. 現状説明]

(1) 教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

財務上の運営方針は、教授会＝研究科委員会の理解を得て、理事会・評議員会等で方針を定め、理事長、財務理事の了解のもと、学長、事務長、事務職員体制を通して実現を図っている。新長期財政計画(2017～2021年度)では以下の方針を定めている。

- ・長期財政計画(2007～2016年)を総括し、実績をベースとした財政計画とする。
- ・財政的な運営は健全となったと評価した上で、更なる寄付金の充実を図る。
- ・キャンパス整備事業を中心に施設整備の更新を図る。
- ・学生支援として奨学金の充実を行う。

また、常務理事会を中心に2013(平成25)年度から財政委員会を組織し、その中に財政部会、基金部会、建物施設部会を設置し、大学の教授会及び事務局と連携して、種々の企画、計画、課題解決機能を担っている。

a. 中長期的な財政計画の立案

1) 新長期財政計画(2017～2021年)

2016(平成28)年度で長期財政計画(2007～2016年)が終了することから、2016年11月の定期理事会で新長期財政計画(2017～2021年)が上程され、審議の結果承認された[資料10-17]。

2007年度から2016年度までの10年の長期財政計画の実績を踏まえ、現状を重視した上での今後5年の財政計画を作成した。新長期財政計画(2017～2021)の主なる内訳は以下の通りである。

| | 計画 | | | 差額 | |
|----------|-------------|-------------|-------------|-----------|--|
| | 2017年度(%) | 2019年度(%) | 2021年度(%) | 2021-2017 | |
| 資金必要額 | 375.5 (100) | 375.5 (100) | 375.5 (100) | - | |
| (学生数) | (107人) | (111人) | (115人) | (+8人) | |
| 学生納付金 | 74.4(18.7) | 77.2(20.0) | 80.0(20.4) | + 5.6 | |
| 政府補助金 | 80.0(20.1) | 80.0(20.7) | 80.0(20.4) | - | |
| 献金：教会賛助金 | 71.5(18.0) | 74.5(19.3) | 77.5(19.7) | + 6.0 | |
| 後援会献金 | 71.5(18.0) | 72.5(18.8) | 73.5(18.7) | + 2.0 | |
| その他の献金 | 50.5(12.7) | 50.2(13.0) | 49.9(12.7) | - 0.6 | |
| 献金計 | 193.5(48.7) | 197.2(51.1) | 200.9(51.1) | + 7.4 | |
| 基金からの利息 | 12.0(3.0) | 12.0(3.1) | 12.0(3.1) | - | |
| その他の収入 | 37.8(9.5) | 19.8(5.1) | 19.8(5.0) | - 18.0 | |
| 収入計 | 397.7(100) | 386.2(100) | 392.7(100) | - 5.0 | |

(百万円)

b. 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表比率の適切性

本学の特徴として、学生数が少なく小規模であるために、学生納付金の比率が総体的に低いこと、また支給される経常費補助金にも限界があるため、前述のように、結果として寄付金比率が全国平均に比較し、かなり大きなものになっているのが特徴である。

予算収入の三本柱のうち、2020（令和2）年度は、寄付金比率60.5%、学生生徒等納付金比率18.7%及び経常補助金比率17.0%となった。学生生徒納付金及び補助金の向上に多くを期待できない環境の下では、結局は、現状の寄付金比率は適正妥当であり、これを維持していくことがむしろ必要であると考える。

本学は毎年の余剰資金を特定資産として保有することとしているため、特定資産構成比率が45.1%と高い。特に、特定資産の多くを第3号基本金として保有し、資産を運用していることにより、収入の安定化にも寄与している。結果として、運用資産余裕比率も4.2年と高く、十分な貯蓄がなされている。

また、過去5年間、借入金等利息比率が0.0%となっているが、これは本学が寄付金中心の収支構造であるため、無借金経営を方針として掲げており、それを継続していることの現れである。

繰越収支差額構成比率 $\Delta 5.4\%$ と、前年度同様マイナスに転じたが、本年度もキャンパス整備計画による設備の建替えが行われているためであり、想定範囲内である。〔資料10-21〕。

(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

1 学部1学科、神学部学生総数50～60人（大学院学生を加えても100～120人）という小規模の単科大学であり、本学の帰属収入における収入構成は、他の私立大学とは特徴を異にしており、寄付金が財政基盤を支える最も大きなウェイトを占める重要財源となっている。

学生納付金の額の設定は、ここ数年は改訂していない（入学金・授業料は2009（平成21）年度、施設費は2010（平成22）年度以降変更なし）。

国庫補助金は、経常費補助金の申請を毎年継続して行っている。私立大学を取り巻く客観情勢の下では、同補助金の増大は見込めない。

本学は、長期的な財政基盤の安定と基本的財産の充実を図るため、第3号基本金に組み入れられる指定寄付金（一般基金と奨学金基金）の募集活動を1993（平成5）年から積極的に展開しているが、キャンパス整備基本計画事業の工事費増に伴う資金繰りから第3号基本金の寄付者から第1号基本金への移行（キャンパス整備建設費）の同意を得て2020年度は3億8300万を取崩し、2020（令和2）年度末現在では13億円を超える規模から9億円に縮小している。

資産運用については、低金利状況下で過去数年間は、運用実績が年々低下傾向にあったが、2010（平成22）年度以降は、元本の保証を基本としつつ、特定定期預金、国債・地方債等の保有も行き、運用益の確保に努めてきた。2016（平成28）年度には保有国債の単価アップにより買替えを実施し、売却益を確保した。2017（平成29）年度には2016（平成

28) 年度購入債権の利率改善を図るため買替えを行った。2020年度は2,700万円の運用益を得ている。

[2. 長所・特色]

本学財政の寄付金収入比率は、ほぼ50%を占め、本学の財政基盤を支える最も大きな財源とならざるを得ない。

寄付金に関して述べると、本学は1943(昭和18)年に有志による寄付金(献金)によって発足し、その後更に外国ミッションによる献金も加わって支援が続けられ、運営されてきた。その後、1962(昭和37)年には、本学の後援会組織が発足し、今日までこの体制が継続発展してきた。

こうした背景により、寄付金は本学財政の根幹をなしており、その大半を本学の全国後援会組織の運営による恒常的・継続的な多額の献金によって支えられており、着実な実績を積み重ねてきている。

このように寄付金は、本学財政の柱になっており、今後もその更なる発展を願い、支援者の一層の拡大に向けて綿密な計画と実現を目指していきたいと考えている。

[3. 問題点]

新長期財政計画(2017～2021年度)に入ってから2017年から2019年度については、入学者数の減員による学生数の減員により、学生生徒納付金収入及び国庫補助金収入が漸減してきている。

寄付金に関しても、献金教会数の減少により教会賛助金が漸減し、後援会個人献金についても口数の減少はあるものの現状維持の状況であり、寄付金全体として漸減してきている。

新長期財政計画(2017～2021年度)は2021年度で終了するが、上記の課題を可決するため今後5年間の中期財政計画(2022～2026年)が求められる。

[4. 全体のまとめ]

財務関係は、教授会の理解を得つつ、理事長の責任のもと、学長理事、常務理事、理事会・評議員会の承認を得て順調に運営されている。また年一度5月に監事会を開き、監事、公認会計士の指導のもと、財務ならびに校務が適正に営まれているかどうかの検閲を受ける。監事は従来財務監査を中心に監査を行ってきたが、2013(平成25)年度以降、監事も常務理事会ならびに理事会に陪席し、業務監査も行うようになった。

財源を支えている後援会活動については、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、全国推進委員会及びほとんどの地区の公開講演会を中止とせざるを得なかった。今後は、東神大HPの活用等広報活動を通し、日本基督教団立神学教育機関として、教団内諸教会に後援会活動の輪を広げる工夫も必要である。そのためには、人事の斡旋をさらに強化すると同時に、教団立神学校として牧師のリトリート・再教育のための便宜を図ること

が重視される。この意味で内地留学制度を定めたが、内容をさらに充実させると共に、新学生寮のゲストルームの活用等将来のキャンパス構想の中に含めている。

また、教会賛助金と共に重要な寄附金である後援会献金の充実を図るため、教会賛助金は経常収入の1.5%、後援会献金は後援会員数の現任陪餐会員割合3割を目指して、各地区後援会を中心に呼びかけている。

〔5. 根拠資料〕

| | |
|------------|--|
| 資料 1-1 | 学校法人東京神学大学寄附行為 |
| 資料 1-2 | 東京神学大学学則 |
| 資料 1-3 | 東京神学大学院学則 |
| 資料 6-2 | 東京神学大学教授会規程 |
| 資料 10-1 | 東京神学大学学長選挙に関する規約 |
| 資料 10-2 | 東京神学大学学部長選挙規程 |
| 資料 10-3 | 学校法人東京神学大学 理事・監事・評議員 (2017年度) |
| 資料 10-4 | 学校法人東京神学大学寄附行為施行細則 |
| 資料 10-5 | 東京神学大学委員会規程 |
| 資料 10-6 | 東京神学大学教育職員役職規程 |
| 資料 10-7 | 2011年度 第12回教授会記録(抄) |
| 資料 10-8 | 第200回定期理事会議事録(抄) |
| 資料 10-9 | 第169回定期評議員会議事録(抄) |
| 資料 10-10-1 | 事務連絡会議資料 |
| 資料 10-10-2 | 2017年度 職員研修受講予定・記録 |
| 資料 10-11 | 長期財政計画前期実施状況/長期財政計画後期 |
| 資料 10-12 | 第221回定期理事会議事日程 |
| 資料 10-13 | 第225回定期理事会議事日程 |
| 資料 10-14 | 2017年度 監査スケジュール |
| 資料 10-15 | 第201回定期理事会 資料9 |
| 資料 10-16 | 第204回定期理事会議事録(抄) |
| 資料 10-17 | 第220回定期理事会 新長期財政計画(2017～2021年度)別紙5 |
| 資料 10-18 | 第222回定期理事会 2016年度計算書類 別紙4 |
| 資料 10-19 | 第228回定期理事会 事業報告書(2017年度)別紙1 |
| 資料 10-20 | 第228回定期理事会 献金報告(2017年度)別紙3 |
| 資料 10-21 | 財務比率表(2016～2020年度) |
| 資料 10-22 | 第224回定期理事会 キャンパス整備基本計画事業 別紙8 |
| 資料 10-23 | 第225回定期理事会 募金委員会発足とキャンパス整備基本計画事業運営組織体制 別紙6 |

終章

全体のまとめとして、1 全体の総括と、2 今後の展望について述べたい。

1 全体の総括

2020 年度は新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われ、政府から緊急事態宣言が出される中、感染拡大を防止するための対応、それに伴いインターネットを介した遠隔授業のため環境整備と授業の実施に追われることになった。入学式をはじめ、ほとんどの行事、課外活動は中止にせざるを得ず、計画していたこと (P) を実行 (D) に移すことができなかった。

1 理念・目的 本学はいわゆる「神学校」、また「召命共同体」として、明確な理念と目的を有している。教授会、職員会、理事会はこの理念を共有し、その目的を達成しようとする志において一致している。学生募集にあたって、この理念に同意する者たちを迎え、学生たちも含めて、同じ信仰、同じ志によって大学生生活を営んでいる。今年度特筆すべきこととして、中期計画の立案がなされた。今後は、中期計画の実施についての検証が必要である。

2 内部質保証 自己点検・評価活動は、1995 年から取り組まれてきたが、2013 年に内部質保証向上委員会を立ち上げたことで、自己改善のための体制が整備されることになった。2019 年に改めて大学基準協会による認証評価を受けたが、これが、内部質保証体制が機能しているかどうかを確認する機会ともなった。PDCA サイクルを十分に機能させていくために、なお課題が残されている。

3 教育研究組織 本学の教育研究組織は、初めから、本学の理念・目的に密着し、伝道者養成、神学研究のために形づくられている。ただし、日本ではキリスト者の人数自体が少なく、神学に携わる者の絶対数がきわめて少ない中、教員の後継者養成は困難であり、年を追うごとにその困難の度合いが増してきている。

4 教育課程・学習成果 本学の理念・目的を達成するため、教育目標も明確に定められ、その目標に到達するための教育課程が編成されている。2019 年度には、教育課程編成方針を改定し、大学院博士課程前期課程と後期課程それぞれの方針の違いを明確化した。学生たちは明確な召命感を持ち、伝道者になろうとする志を抱いて入学してきており、教育目標、教育課程についてよく理解した上で学習に取り組んでいる。教育方法の特色としては、少数であることを生かし、きわめて緊密な人格共同体的教育を行っていることにある。このこととはまた、伝道者養成という本学の理念・目的とも合致している。その結果、十分な学習成果を上げ、全国の教会、キリスト教学校、施設に人材を送り込んでいる。

5 学生の受け入れ 本学が伝道者の養成を目指している以上、学生募集にあたって最も重視されるのは召命感であり、そのことは十分に周知されている。キリスト者の数が少なく、神からの召命を受ける人の数がさらに限られている以上、学生募集はどうしても困難にならざるを得ない。かといって、召命感を問うことをやめるならば、本学の理念・目的を損なうことになるので、そのようなことは決して行うわけにはいかない。そのため、むしろ本学の理念・目的をますます前面に押し出しつつ、学生募集のために可能な限りの働きかけに努

めている。

6 教員・教員組織 本学の教員は全員が伝道者であり、現在も教会の牧師を兼務しているか、あるいは過去に伝道牧会の経験を持ち、現在は教会の協力牧師として教会での働きに加わっているか、いずれかである。日本伝道への使命感を持ち、そのために建てられている本学の理念・目的を共有し、本学で働くことを神からの召命によることと信じて務めにあたっている。それと同時に、教育者、研究者としての能力を求められ、それに応えるべく努力している。本学の教員像はきわめて明確であるが、それが具体的な規定にまで文言化されていない。

7 学生支援 本学が明確な理念・目的を持つ伝道者養成機関であること、教会によって支えられていること、少人数であることは、手厚い学生支援となって表れている。具体的には、クラス担任制によるきめ細かな指導と援助、学業と深く結びついた教会実習、潤沢な奨学金の支給、きめ細かな就職支援等々である。

8 教育研究等環境 キャンパス整備基本計画が立てられ、実行に移されている。図書館は神学専門図書館としてはアジア有数の規模を持っており、常に図書、雑誌、資料の収集に努めている。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、インターネットを介した遠隔授業を行う必要に迫られ、キャンパス内の Wi-Fi 導入を進めることとなった。

9 社会連携・社会貢献 本学は伝道者養成機関として、キリスト教会、キリスト教学校、社会福祉施設等に人材を送り出しているため、それらの団体と深い結びつきを有している。さまざまな形でそれらの団体の働き手のための継続教育、研修の機会を提供するとともに、それらの団体にかかわる多くの方々のための学びの機会も設けている。紀要をはじめとする出版活動も継続して行われている。

10 大学運営・財務 大学運営は諸規則にもとづき、教授会、理事会、評議員会、事務局が有機的に結びついて営まれている。財務は新長期財政計画に基づき、後援会活動による寄付金に大きく支えられつつ、健全に行われている。

2 今後の展望

内部質保証システムが実効性を伴ったものとして機能するためには、PDCA サイクルが実効的に行われなければならない。そのためにまず必要となるのが、教育の企画・設計（P）を行うための土台となる「方針」を定めることである。本学は相当に明確な方針を持っており、それに則って実際の教育活動が展開されてもいる。教育の有効性の検証や、それを踏まえた改善も行われていないわけではない。しかし、全体の土台となる「方針」を文言化して皆で確認し、周知することをしてこなかった。そのため、検証の作業もあまいものとなっていてしまい、結果として、内部質保証システムが十分に機能していない。

今後の課題は、一つ一つの点検項目について、「方針」を定めることである。そのために、何もなしとところから作り出さなければならないわけではなく、これまで持ってきた方針を自覚し、さらに文言化することである。それによって、PDCA サイクルが実質を伴ったものとして回り始めるものと期待される。